



332. 22-082ウ
1200501860835



始



332.22
0.82₁



小竹文夫著

近世支那經濟史研究

弘文堂刊行



944
47

序

本書所收の各篇はいづれも十數年前の舊稿であり、且つ骨を嘯むがごとき無趣味なものばかりである。かくのごとき論篇を上梓するは讀者諸賢に對してもまた出版書林に對してもまことに申譯なき次第で實は内心忸怩たるものあるを覺えるのであるが先輩知友並びに弘文堂主人の切なる勧めにより敢へて書籍の體裁にまとめることにしたのである。各篇はまさしく骨を嘯むがごとき無趣味なものであるが、それでも私自身にとつては、實はこれら——といふよりこれらの研究に關聯し當時私として割合に廣く涉獵した支那經濟關係文獻の看讀や、これらを總じて一般に支那の經濟現象なるものに加へた私のささやかな考察——が私の今日抱いてゐる支那社會觀もしくは文化觀の經濟的方面の基礎をなした意味において無限の親しみを感ずるのである。

「明清時代における外國銀の流入」は近世支那が銀貨國になつた徑路を記述したものであるが、これに關聯して明代以前における銀の量やその機能の問題、銀と社會生活との關係、諸外國との貿易狀況、銀の流入が支那社會に與へた影響等があつた。「清代における銀・錢比價の變動」は一面



實質貨幣であつた清代銀兩制錢比價變動の跡を辿つたものであるがこれに關聯して近世支那貨幣の性質や銀・錢の騰落が政治上社會上におよぼす影響を考察する等の問題があつた。「近世支那租税上における錢納と物納」は近世支那の納税が文獻に見えたる現物納的記録にもかかはらず、實際には多く金錢納特に銀をもつてせらるるものであり、末期においては漕米のごときも國家採買の性質をもつものであることを述べたのであるが、これに關聯し支那における納税物體の變化、國家の財政と歲入の使途、これが社會上經濟上における意義等の問題があつた。「清代の耕地開墾」は題目の示すごとく、清代における未耕地の開墾狀況を取扱ひ少なくとも支那本部において新たに開墾さるべき未耕地の極めて少なかつたことを觀察したのであるが、これに關聯して一般に支那における土地利用の程度方法、農田の集約的經營狀況、これと支那生産力および社會生活との關係等の問題があり文獻的研究のほか、廣く支那各地の調査旅行をも試みた。「清代における人口」は古くから衆多をもつて知られた支那人口の近世における實相を推定したものであるが、これに關聯し支那の經濟や社會と人口との關係について考察すべき各種の問題があつた。

しかして經濟史上興味あるのは本書所收各篇よりむしろこれに關聯する上記各種の問題でありこれらを除いた各篇はいはば肥肉を去つた殘骸にすぎぬのである。これ本書を骨を嚼むがごとし

といふ所以であり讀者並びに書林に對し申譯なく感ずる理由である。肉を匿してまづ骨を薦むるはこれら各種の問題がいづれも相當な分量となり一時に上梓に便ならざると共に率直に言つていまだ十分にこれを整理する餘暇をもたなかつたからである。但し、本書骨骸の上梓は同時に私をしてかつてこれに附加した血肉を想起せしめまたたとひ美味なる肥肉ならずとも懶惰なる私をして遠からずこれが整理を行ひ讀者諸賢の批判を仰がんとする機縁を與ふるものとして深く諒承を請ふ次第である。

「經濟史上における近世支那社會の性質」のみは上記各篇と異なり近世支那社會の性質を少しく根本的に考へてみたもので必ずしも經濟史上のみの問題ではないが、從來支那社會をもつて封建的社會とする論が、多く支那の社會經濟を取扱ふ人々によつて立てられてゐるので、ここに敢へて經濟史上の問題として挿入したのである。

終りに地理的關係から煩雜な本書の校正を快諾擔當して頂いた京都帝大穂積助教授に深甚なる謝意を表す。

昭和十七年四月二十日

上海東亞同文書院大學研究室

小 竹 文 夫

目次

經濟史上における近世支那社會の性質……………一
明清時代における外國銀の流入……………三七
清代における銀・錢比價の變動……………五
近世支那租稅上における物納と錢納……………一四二
清代の耕地開墾……………一六九
清代における人口……………二四二

經濟史上における近世支那社會の性質

- 一 緒言 封建的社會説への抗議
- 二 本論 いはゆる封建的社會と近世支那社會との比較
- 三 結言 近世支那社會の性質

一 緒 言

現代をも含めた近世支那社會の特質乃至經濟發達段階上におけるその地位に關しては從來から種々なる意見の並立があり、今日といへどもなほ定説を得ない有様であるが、これらの諸説を要約すれば大體に封建的社會説および特殊社會説の二つとなるやうである。このほか、現代のみについては資本主義社會説もあるが、國民の八割が農民であり、近代的機械の少ない現代支那の實狀からは到底承認しがたいのであつて、實は最初からあまり有力な意見ではなかつた。特殊社會説はさらには生産様式社會説、官僚的前資本主義社會説等の諸説に分れるのであるが、これらに對して今日最も有力なるは封建的社會説であつて、支那を論ずるほどの者が意識的に無意識的に多く好んで「封建的」の語を口にするごとくあたかも一種定説となれるかの觀を呈してゐるのである。そこで支那論はおのづからこの封建的社會説の吟味が論點の中心とならざるをえないのである。

しかるに封建的社會論者のいふ「封建的」なる意義に關しては、いまだ明確にこれを指示したものでなく、西洋の Feudal System, Lehenswesen、日本の武家時代制度等に共通した概念とも考へられるが、後に述ぶることくこれとも異つてをり、その果して政治的現象なのか經濟的現象なのか、はたまた社會的現象なのか、すこぶる廣義漠然、意義の曖昧をまぬかれぬのである。もつとも文化は相互關聯性をもち、強ひてかくのごとく區別すべきものでなく、一聯の系列として考ふべきものとするも、少なくとも「封建的」なる語句を用ふる以上、封建の原義に即して考へられるべきものでなければならぬこといふまでもないであらう。

そもそも「封建」なる語句はいふまでもなく支那で出來た言葉であつて「封」字は土を小高く盛り上げ、その上に樹木を植ゑた形が原義とされてゐる。支那では昔から天界を支配する神、天——帝ともいふ——に對して地殻を支配する神があり、これを地——后土ともいふ——と稱したが、地は地殻全體を支配する神であつて、このほか地殻の各部分部分を司る神があつた。これがいはいゆる「方」であつて、あたかも天の外に天界の各部を司る諸神があつたと似てゐた。この方——これを後に社とも土地神ともいふ——を祭るためにその土地の一定の神聖なりとされる場所を選んで土を盛り特殊の神聖なりとされる樹木——般では松、周では柏——を植ゑる一種の宗教的儀式が

「封」であつたのである。祭祀權と支配權とが同一であつた古代においてはこの「封」することは主權者から與へられた土地が自己の領有たることを表示確認することにほかならず、かくてその土地に國を建てること「建」の意味であつた。従つて「封」と元來は同一字であつたと考へられる「邦」が國を意味するもののためである。因みに天下全體を領有する者は天と共に地を祭るべきであつて、後世これが天子の特權とされたのもこれによる。

以上が「封建」の原始的意義であるが、かくのごとき現象が實際支那に見られたのは殷末から周代まで、いな、周代でも中葉以後はよほど宗教的意味がうすれてゐるのである。従つて嚴密に封建といふことになれば、西洋の Feudal System, Lehenswesen、日本武家時代の制度とも異なり、支那獨特の現象にはかならぬが、日本の武家制度が一に封建制度と呼ばれ西洋の Feudal System, Lehenswesen に封建制度の邦譯が當てられたことく普通に「封建」といふときは少なくともこれら三者に共通もしくは近似の要素を含んだ概念とせねばならぬであらう。

いま便宜上、經濟學辭典(岩波)の封建制度の項、西洋封建制度の意義(柚木重三)を見るに「封建制度とは君臣主従の身分的關係が封土なる物的關係を紐帶として結ばるる中世持前の政治形態である」とあり、日本の封建制度を本庄博士の日本經濟史概説に見るに「封建なる語は郡縣に對す

るものである。中略上に形式上の主權者あり、全國各地に諸侯があつて之に臣従するも諸侯は各自一定の土地を占領し、例外的場合を除くの外その封土人民を世々統治し、その領域内に於ける人民は臣下として諸侯に服従してその生業を營むである。而して諸侯の下には更に家臣が一定の土地を受けて其封土人民を治むること諸侯の場合と同様である。かくの如く封建制度は上下相貫の主従關係と封土關係とを以て組織する所のものであつて、この人的關係と土地關係とは封建制度に離る可からざる要素を爲すものである」となつてをり、かかる封建制度の意義は實は我々が從來普通に理解してゐたところにほかならぬのである。本庄博士が封建をもつて郡縣に對する語とされるのは、もとよりこれを政治現象と解されるからであり、従つて封建なる言葉のもつ根本的概念としては少なくとも君臣主従の人的關係と封土なる物的關係を二大要素とする政治現象となすことができるやうである。

この特殊的政治現象にもなふ經濟現象が封建もしくは封建的經濟現象、社會現象が封建もしくは封建的社會現象であつて、總じてかかる社會を封建もしくは封建的社會と呼ぶことができるであらう。もつとも封建的社會論者のいふ封建的の意味は類似もしくは近似封建的の意味のやうであるが、いづれにしてもその内容は原義の封建なる現象より導かるべきであるはいふまでも

ない。

元來封建制度は全く地方割據的民族部落もしくはこれに類似する莊園的形態が漸次に中央集權的社會たらしとする過渡期に起つた政治形態であつて、部族の會長や獨立的武裝莊園の領主がその武力によつてすこぶる強大を致し、他の會長・領主を壓して最有力になつたが、なほ全國を統一支配するほどの實力を有しないときに起つたのである。それで形式上は上に主權者があり——西洋では King, König、日本では征夷大將軍、支那の殷代で元后、周代で天子あるひは王等——實質的には各地方に領主——西洋で Herzog、日本で守護・地頭・大名、支那の殷代で群后、周代で諸侯等——があり、緩慢なる統制のもとに地方割據的狀態を呈せざるをえないのである。主權者と領主との關係は名目は君臣であり、領主は主權者より封せられたものであるが、その統制力はやうやく會盟、參觀をなさしむる程度にすぎなかつた。最も中央集權的であつた徳川封建さへ、直接家康が封じた各藩の領主はいはゆる譜代大名だけであつて、外様大名の存在は結局その從來からの所領に安堵するを認めざるをえなかつた結果である。それで領地こそ多いが主權者も政治的にはまた一個の大領主で、自己直轄の土地を有した。周の王畿、徳川の天領などすなはちこれである。領地は西洋では Fief, Lehen、日本では所領・知行地、支那では封地・采邑などいはれ、

これも形式的には一應主權者の領有として領主に分與したものであり、實質的に分與されたる土地はその人民と共に完全に領主の領有するところで、主權者の支配力はほとんどこの内部におよばぬのである。

そこで君臣主従の人的關係といふことであるが、まづ主權者と領主との關係についてなるほど主權者の領主統制力は薄弱なものであつたが、とにかく、形式上は領主を封じた主權者であり、武力においても遙かに他の領主を凌ぐ最高の實力者であつた。そこで兩者の關係はおのづから君臣主従の關係たらざるをえず、徳川時代のごときは諸大名が將軍に對して服従と忠勤を誓ひ、將軍よりは武家諸法度を遵奉すべきことを命じたのである。これ上級の第一次的君臣主従關係であるが、重要なるはむしろ各領主の領内において領主と家臣、家臣とさらにその従者との間に結ばれた第二次的第三次的君臣主従の關係である。かかる下級の君臣主従關係が出来たのは主權者の支配力が領主の領内土地人民におよばなかつた當然の結果である。

領主にはその領地の大小等により諸種の階級があつた、すなはち西洋では Duke (Herzog)、Marquis (Markgraf)、Count (Graf)、Viscount (Vizgraf) の他 Baron, Seigneur, Freiherr 等、徳川時代では大名・小名、周代では公・侯・伯・子・男(公伯侯甸男との説がある) 等、Duke (Herzog) 以下

Viscount (Vizgraf) が大領主、Baron 以下が小領主、大名は知行高十萬石以上、小名は十萬石以下、公侯は傳説的には方百里、伯は方七十里、子男は方五十里とされた。なほ大領主としての主權者が徳川將軍において八百萬石、周王において方千里とされたことは他の領主との比較を示す一例である。主權者をも含めたこれら領主はその大小高下にかかはらずいづれもまた自己に臣従する家臣を有した。すなはち西洋の Knight (Ritter)、徳川の上輩・徒士・足輕、周代の卿・大夫・士等これで、支那では周王に直屬する臣下も卿・大夫・士と稱したが、徳川では幕府直屬の上輩は特にこれを旗本、徒士・足輕は御家人と稱した。これが第二次的君臣主従關係であつて、臣従たるものはその主君に對し絶對的な服従忠勤の義務があつた。西洋においては Knight (Ritter) が主君と結ぶ主従關係は忠誠の誓 (Homage, Treue) をもつて行はれた。しかしこれら家臣の上級なる者はさらに自己に従ふ従者を持ち、その間に第三次的主従關係を作つた。すなはち Knight (Ritter) の下に Squire (Edelknecht)、上輩に對する足輕・中間、卿大夫に對する士等これで、これらの間にもまた密接なる主従の關係が結ばれたこといふまでもないであらう。これらの第二次的第三次的主従關係における従者は直接自己の所屬する主君に對しては直接の臣下であつたが、主權者に對しては陪臣または陪臣の臣で、もとより直接の服屬關係はなかつた。要す

るに上下を貫く階級的服従關係、これが君臣主從の人的關係の意味なのである。

封土なる物的關係とは既述のごとく全國の土地は一應主權者の所有としてこれがさらに封土の形態をもつて各領主に付與せられたものである。これが第一次の封土關係であつて、かの第一次的君臣主從關係に對比するものであり、いはば領主の主權者に對する人的服從の代償として與へられた物的基礎である。領主はこの封土すなはち領地をもつて更に自己に臣從する者に與へる。これが第二次の封土關係であつて、またかの第二次的人的關係に對する物的關係であることいふまでもないであらう。家臣はまたこれを下級の自己從者に與へる。これが第三次の封土關係であり、第三次的人的關係に對する。従つて封土はこれを與へる者と受ける者との人的關係すなはち臣下の主君に對する忠誠服從の義務と關聯したものであり、もし臣下がこの義務を充たさないときは取り上げられるものであつた。換言すれば受封者はこれを使用收益および相續することもできたが、結局完全なる處分權を有しない一種特別の借地關係にある土地、これが封土の性質であつて、かかる土地占有の形式が上下幾層かの階段をなし、ほとんど全國を蔽うてゐたのである。但し、徳川時代では上輩以上は知行すなはち封土を有したが、それ以下は切米すなはち特定額の粟米または扶持米の何人分かを給與する俸祿になつた。すなはち大多數を占むる下級の武士が俸

給生活者化したことは封土なる土地を通じて行はるる封建機構の變質を物語るものであり、純粹なる封建の概念と大分離れるものであつた。これが封土の物的關係なる意味である。

以上人的および物的關係を二大要素とした政治形態乃至は制度にもなつて、政治上にも經濟上・社會上にも特殊なる現象があつた。例へば政治的には官吏と軍人の身分が同一であつて、且つこれを特殊の身分階級が獨占世襲し土地に定著してゐた。また、一般人は政治上人格の自由が認められず、所有權が確立してゐなかつた。すなはち農民は他人の封地を耕す隸農の地位にあり、その納むる租税は一種の小作料であつて、このほか諸種の勞役貢獻を命ぜられることがあり、且つその小作も農民の自由意思による契約によつたものではなかつた。

經濟的には地方割據的封建政治においては經濟の單位もおのづから地方的にならざるをえず、いはゆる領地經濟乃至は領主の居城を中心として出來た城下町を中心とする都市經濟であつて、農業が主たる産業であり、工業は家内の手工業、商業も比較的小規模であり、商工業いづれも獨占的ギルド組織を作つた。もとより貨物の商品化低度であり、これが交易は多く特定の市においてなされなかつた。従つて商工業による資本の集積多からず、貨幣の流通も少なかつた。社會的には士農工商の別が嚴重であり、士は武士であつて腰に刀を帶び尙武の風があつた。ま

た、上層における主従服従の關係は一般人の間にも移り、商人仲間における主人と召使、工人仲間における親方と徒弟の間にも存した。さらに一般に義理が重んぜられて復讐が美徳とされ、社會の尊崇が富に朝宗するよりむしろ身分に向けられてゐた。

その他數へ上げればなほ幾多の特徴をあげることができ、これらを要約して少なくとも基本的封建社會は(一)地方割據的政治(主權の分割)、(二)封土制(土地保有形態)、(三)身分階級(武士の存在)、(四)領地經濟(經濟單位の狭域)、(五)制限的自由(人格、所有、交易、思想)、(六)封建的風尚(尙武、服從、復讐)等の諸點に特徴があつたと稱してよいだらう。

二本 論

前項に列擧した封建的社會の特徴に照しつゝこれを支那社會と對比してみる。

一 地方割據的政治 支那で地方割據的封建に對する中央集權的郡縣政治が敷かれたのは早く秦代のこととされる。もつとも秦代は極く短期であり、次の漢代が郡國制度すなはち郡縣封建

併用の則を採つた如く秦漢は實際には半封建であつたが、とにかく郡縣といふことは早くからいはれてをり、このことは官吏登用試験たる科擧がまた早く唐代のはじめから行はれたことと併せ考ふべきである。もつとも唐代の科擧は大體に貴族仲間のみ試験で、自由なる人材の登用ではなかつたが、とにかく試験によつて官吏を任命したのである。これが後に述ぶることく唐末に支那の身分階級的貴族が消滅したため宋代からの科擧は全くの平民有能者拔擢となつた。平民から拔擢された者は身分的貴族官吏と異なり、如何に大官になつても天子との地位は元來隔絶したものであつた。ここに宋代以來の君主專制が形成される原因があつたのであるが、かかる崇高なる獨裁天子によつて拔擢任命さるる地方官が天子の羈束を離れて勝手に振舞へるはずがなく、これを史實に徴しても一朝天子の寵を失つた大官は忽ちその職を免せられ死刑に處せらるる者も多かつた。清朝では總督巡撫のごとく一省もしくは二省を管轄する地方大官はもとより、それ以下の地方官廳でも中央官廳に隸屬してゐるのではなくて天子に直隸してをり、重要政務については一奏上してその勅裁を仰がねばならなかつた。その地方在任の期間も官吏候補者が多かつたため、一般にすこぶる短期であつたのみならず、總督巡撫でも辭令一本で自由に交迭され、また免職されたことむしろ驚くべきほどであつた。明末清初の大學者顧炎武は支那の官吏がかかる浮草

稼業になつたのは早く隋代の郷官廢止に發してゐるといつてゐる。郷官とはその土地の者をもつてその土地に任じた官吏の謂ひで、これが制度化したのが本省あるひは本籍回避である。すなはち支那の官吏は自己郷里の省もしくは縣において任官できない制度である。これら現象は官吏たる領主、家臣が自己の土地に定著する封建的要素とは全く相容れない様相である。

もつとも浮草稼業の短い期間でも在任の間はその地方を私する傾向のあることは考へられ、これを裏づけるものとして租税の請負的制度、官吏の致富などがあげられるであらう。しかしこれらは後に述べる支那人の非服從的な點および特殊の家族制度等と關聯して考ふべきものであつて、支那人は封建的特徴の上下服從的とは反對に極めて非服從的な性格があり、租税の納付なども容易に肯んせぬのである。それで取立の寛嚴は中央の財政にすこぶる大きな影響があり、これが安全を欲せんには勢ひ地方の民力に視てあらかじめ一定額を割り當てる制度を採らざるをえないのである。所得税が容易に課せられないのもこのためであつて、田賦以外は通過税もしくは特許税を課したことまたこれによる。茶商・鹽商等にあらかじめ特許税を納めさせたのは、これらに對しても請負を許したもので、あながち官吏のみに限つたわけではないのである。官吏の致富は升官發財の語あるごとくほとんど支那官界における普遍的現象であつたが、これも非服從的人

民なるが故に非支配的であり、人民側からいへば政治に對する無關心と關係があつた。さらに特殊なる家族制度も考慮せねばならぬであらう。

二 封土制 支那の土地が全く封土であつたのは秦以前のことであり、漢代でも名目上は大半が郡縣であつた。南北朝から唐代には多數の身分的貴族「士」なるものが存在し、各地方を私したの是一種の封土的形態と考へられるが、それでも唐代のごときは中央集權力相當に大で、國有地が天下の大半を占め大貴族といへどもその所有地、徳川時代の小名に比してなほ足らぬものであつた。このことは班田法における官吏の土地分給規定よりも想像しうるところである。大半が國有地であつたため、人民のこれを使用収益する保有形態が不平等になれば再分配たる班田法が施行せられたが、なほ一部分は處分權が認められてゐた。唐末にはこの班田法も崩壊して私有の大勢が成り、宋代に至つては全く私有權が確立したのである。有名な王安石の新法中、青苗法なるがあり一種の低利資金法であるが、かかる制度が出来るのも人民の完全なる土地私有を認めての上のことにはかならぬ。思想や學說としても宋代以來國有的土地制を復活すべしと論ずる者なく、むしろ反對に古代の井田法のごときは人口稀少なる上古にしてはじめて行はれたもので、人

口衆多の今日行はるべきにあらずとする論が壓倒的であつた。清朝のはじめ特殊の理由から極く一部の地方で井田法復活を試みたが直ぐ壞れた。宋代以來全國の土地は一部の官有地、皇室・皇族の皇莊、學田、寺廟田等の公田などを除くその他すべての土地はいはゆる民田であつて、一般人の所有に屬し、使用收益のみならず完全自由にこれを處分することができた。唐代までの税法が租庸調であつたのが唐末から兩税法に變つたのもかかる土地保有形態の變化からである。兩税法の精神は租庸調の均一的課税に對し今日の先進諸國におけると同じく財産の多寡によつて税額を異にするものであり、且つ名稱も租すなはち小作料の意味から獨立の税に變つたことはまた納付者の身分の變化を語るものであつた。

國有地平等分配の形式たる班田法から私有制への變化は、貴族の消滅にもかかはらず一面有力者による土地兼併の事實を將來したことはたしかであり、唐末以來、相當多額の土地をもつた莊園所有者が現はれたが、これらも西洋の *Grundbesitz* 日本を三百有餘人で占有した大名大地主などと比べては比較にならぬものであり、この意味における大地主は現在よりもより早くから支那には存在しなかつたのである。しかもこれらによつて占めらるる土地は全體の一部分にすぎず、これも支那における特殊の家族制度やその均分的相續制によつて間もなく分割されるのが常であ

つた。また、宋代以後における人口増加や集約的農業耕作からいつても、土地は細分されやすいのであつて、一般的に觀れば支那の土地はむしろ多く平等的に分配されてゐる方で零細ながら自作農の多い、そして地主と小作の比較的少ない社會でさへあつたといふことができる。従つて封土制を單に大土地所有の意味に解しても封建的とはいへないのである。

三 身分階級 支那で生得的な身分階級「士」が存在したのは唐末までで、それ以後、支那の社會には身分によつて當然に官吏とか軍人の地位を獲得する貴族は存在せぬのである。もつとも宋代以後でも士農工商または士農工商僧道などいはれて「士」なるものが存在し、たしかに社會の上流階層と考へられたが、これは普通に亦「讀書人」ともいはれたごとく讀書によつてその地位を獲た官吏・學者および文人・學生等、農工商僧道以外の知識人に對する總稱であつて、社會階級といふよりむしろ單に官界・學界の人といふ意味にすぎぬ。特に「士」でふ固定した身分階級があつたわけではなく、何人といへども讀書學道に志しさをすれば士たりえたのである。もつとも讀書學道に志すとは少なくとも科擧の最低試験たる縣試を受けて縣學に入學する生員の資格、俗に秀才の資格を得る程度の者でなければならなかつたが、縣試に應ずる者を童生といつたごとくこれは

比較的低度の試験であり、富人の子弟のみならず貧窮農工商の子弟でも伶俐で努力さへすればさほど通過に困難なものではなかつた。そして士たる官吏の子弟でも經商に走る等讀書に志さなければもはや士ではなかつたのである。

士の中の官吏——嚴密には官であつて吏とは支那において官廳の雜役に服する小使の意——は官職にともなふ俸祿を受け社會の尊崇をあつめるものであつたが、これは秀才が上級の科擧、鄉試を受けて舉人となり、舉人がさらに上級の貢試・殿試に登第し進士となつてはじめて與へられる地位であり、その士たる身分に對して當然に與へられる地位ではないのである。官吏たらざる他の一般大多數の讀書人は次期の上級科擧に應ずるため、あるひは府縣學にとどまつて勉學を續けるとかあるひは郷里に在つて村鎮の子弟に念書を教へ手紙の代筆をなす等のことに従つた。府縣學に在る童生の優秀な者には國家が學費を支給し、清代では在學三十年、年齢七十まで在學できたがもとより清貧の生活に甘んじなければならず、郷里に塾を開いた者も年長の者は村夫子、先生の尊稱を受けたにかかはらず僅かの束脩や季節毎に村人のもたらす米・鹽・野菜によつてその貧弱な生計を立てなければならなかつたのである。大官の子弟には恩蔭とて國家に對する父祖の勳功により官職が授けられることがあつたが極く微官にすぎず、且つ特例であつて普通には大

官の子弟といへども再び父祖が踏み來つたとき荊棘の道を自己の實力によつて登第せねばもとより官吏になれなかつた。そしてこれを史實に徴するに大官たりえた者は富裕上流の者に限らず貧窮な農工の子弟に出身した者もすこぶる多いのである。

周代諸侯に爵した公侯伯子男のごとき榮爵の名稱も近世支那にはあつたが、もとより一代限りのものであつたのみならず、實際にも大して重んじられなかつた。重んじられたのはむしろ官職自身であつた。いづれにしても封建社會における特權身分階級が封鎖的世襲的にして官吏たる地位および軍人たる身分を同時に獨占してゐた現象とはすこぶる異なる。

なほ封建社會が社會の秩序治安を維持する根源は武力であり、それ故にこそ武力の把持者が身分階級として官吏の地位を獨占したと共に同時に軍人でもあつたのである。いな、西洋の Ritter, Knave (Ritter) 日本の武士の名稱に見らるるごとく本來軍人たることが先行してゐたのであつて、この點支那の官吏が讀書人すなはち「文士」であつたに對し全くの「武士」であつた。支配階級が文士であつたことは社會秩序の維持される根源が少なくとも一般の「文」に對する尊崇乃至信仰にあつたことで「武」を基礎とする封建社會とは全く異つたものであり、社會の風尚等においても兩者全く趣を異にしてゐた。そしてここに文士社會では別に武力を専門とする軍隊の組織を見たのであ

る。

清朝が滿洲族なる外族をもつて支那を支配し、且つその數が少なかったため、滿洲族の丁年男子悉くをもつて旗籍に編し、これに軍人たる身分を與へたのみならず、官吏たるにも一般漢人に比して寛大であり、特に滿缺なるものを設けたのは滿洲族が一種の特權的階級であり、且つこれが軍人であつたと考へられぬことはない。しかしかかる種族的一部的身分階級の存在は支那社會の性質を多少歪めたにしろいまだもつて本態を變化せしむるほどのものでは決してなかつた。すなはち官吏たる地位は漢人にも廣く解放されてゐるのみならず、滿人にして官吏たるにも最初は勳功もしくは獨特の登用によつたが、間もなく漢人と共に科擧を受けたこととなり、ただ、考査が寛大であつたにすぎない。軍人の地位も滿洲八旗のほか、蒙古八旗・漢軍八旗および多數の漢人による綠營の兵があり、且つ後に述べるごとく「文」的社會においては「武」は尊崇と反對にむしろ極度に賤しめられたものであつて、およそ特權的といふ概念とは相容れないものなのであつた。

四 領地經濟 支那は元來、自然環境上大體に平坦な地勢をもつてをり、交通性の大なること

ろである。従つて廣大な地域が一つの政治的・經濟的單位をなしやすい状況にあつたといふことができ、秦・漢の古代的統一國家が早く出現したのもこれが一大原因であつたと考へられる。このことは戰國時代まで地方割據の諸侯がその境內を防禦するため、隣國との間にそれぞれ人爲的長城を築いたことに徴しても窺ふことができる。西洋や日本では封建時代に諸侯の居城を中心としてその周圍に人民が居住するいはゆる城下町を出現したが、支那でははじめから諸侯と共にその人民をも收容する城牆都市であつたことまたこれが一因と考へられる。そして諸國を統一した秦は中原と北方蒙古平原とを區切るため、さらに萬里の長城を築かねばならなかつた。しかしてこの大領域内の各地方にはそれぞれ自然上惠まれた特産物があり、交通が便利だから比較的自由に各地方に運ばれやすく、一地方が各種の産業を起して自給的經濟を營まんとしても自然的に惠まれた特産物には抵抗しがたいのである。これ山國で交通の不便だつた日本が徳川時代各藩それぞれに各種の産業獎勵を行つて自給的領地經濟を營んだのとはすこぶる趣を異にしてゐる。

かくて秦漢以後尨大なる全地域が漸次一個の經濟單位をなすやうになり、各地方それぞれに互にその特産物を交易することにより全き經濟生活が營まれるやうになつてきた。南北朝から唐代はこの情況がやや逆轉した形であつたが、宋代以來は全くの大領域經濟で各地の特産物があまね

く全国に行きわたるやうになつた。すなはち絹織物といへば蘇州・杭州・南京等揚子江下流江南地方、麻は四川、燒物といへば景德鎮・磁州、茶は福州、祁門・龍井、紙は四川・浙江、藥材は四川・山西、筆墨は徽州・歙州・湖州、水煙は蘭州、火腿は金華、酒は汾陽・紹興といふ風にこの廣大な地域にそれぞれの特産地が定まり、全国各都市には一様にこれら地方から來る特産物が集つたのである。今日、北支那の都市たると南支那の都市たるとに論なくほとんど如何なる僻陬の都市にも支那各地の商品が集まり、舊い看板に記されたこれらの商品の産地を見るに全国いづれもその源を一にしてゐるのであるが、かくのごときは少なくともすでに宋代から起つた現象にはかならぬのである。近世支那が政治的に南北とかあるひは數個の獨立的區劃に分れにくかつたのはこの經濟的相互依存性が一大原因であつたと思ふ。

かくのごとき大領域經濟においては商工業の發達、生産物の商品化、金屬貨幣の多量流通、資本の集積といふ一連の經濟現象が見られるのであるが、商工業の發達については唐代までの交易制度すなはち「市」なる一定の場所において一定の時期にしかも官吏の管理下にのみ許された制限的市場制度が崩壊したのは宋代からであつて、水陸の交通路が整備され、郵遞・埠頭の設備が出來、倉庫兼商人宿たる客棧が多數發生してきたのも宋代以來である。従つて商業はよほど發達し、他

郷の都會に店舗をもつ客商の數もすこぶる多く、これらは明末清初から各地において會館なる同郷團體組合俱樂部を作つた。工業的生産品の多種多量なこともむしろ驚くべく、筆・墨・紙・硯・織物・陶磁器・玉器・銀器その他日常のほとんどあらゆる商品が多量に造られた。織物の一種たる緞子は俗に反子とも書かれ、これより日本の反物の語が出來たのであるが、かかる貴重な織物が反をもつて數へられたことも多量生産の一證である。商工業の發達に従つて生産物の商品化高度といふことは當然であり、既述のあらゆる都市に各種の商品が見られたのはこのためである。但し、今日といへども人口の八割が農民であり、且つその多くが直接的食糧の生産に従事する小農的社會であるから全體として如何ほどの商品化にあつたかは不明であるが、現代支那人が農民的自立的性格と共にすこぶる商人的交易的性格をもつといはるごとく近世の支那人も同様であり、少なくとも封建社會の地方自足的消費の現象とはよほど距りあるものであつた。金屬貨幣の鑄造も宋代以來すこぶる多くこれらが支那のみならず、日本・南洋方面にまで多量に流通したことは有名である。銀貨も出來てきた。そして從來單に重量の單位にすぎなかつた兩が宋代以後價值の單位となつてきたのも流通の多量と關係がある。資本の集積乃至富の蓄積については既述のごとく大官僚による富の蓄積のほか、一般商工階級においても富を蓄積する者決して少なくはな

かつた。宋代は商業の公營が多かつたため大富豪は出なかつたが明清時代では茶商・鹽商・絲商その他に相當の富豪があり、清代廣東における外國貿易特許商たる公行・金融を司つた山西の票號等も有名である。但し、支那においては特殊の家族制度や貴族的生活から來る負擔の巨大と相續法の分頭均分制なること等により一旦集積した富も分散しやすく、實際に長く蓄積を續けた者は極めて少なかつた。これは分散速度の高度といふことであり、富の集積の低度といふことは異なる。

五 制限的自由 支那における一般人民は唐代までは良民の名をもつて呼ばれつつ實は既述のごとく國有的土地を耕作する國家の隸農もしくは小作人であつて、人格の自由獨立など認められるはずがなかつた。従つて國家に納むるものも小作料たる租のほか、庸すなはち力役と調があつた。商工業者も諸種の身分的束縛制限を受け、もとより人格の自由をもたなかつたわけであるが、既述のごとく宋代以來土地の私有權が確立し、市場制の崩壊と共に交易の自由が確立してきたことはこれら一般人民の人格自由が認められてきたことにほかならなかつた。労働の自由も認められ、唐代の庸すなはち力役は如何なる者といへども一定期間國家のため無償に労働すべき規定であつたが宋代王安石の新法以來雇役法になつた。これは労働を欲せぬ者は一定の免役錢を出してこれをまぬかれることができ、そのかはり勢役に服する者には一定の賃銀を支拂ふ方法であつて、いはば免役の名目のもとに租税が少し増したが労働は自由且つ有償といふ原則が確立したのである。明清時代でも徭役などの名稱はあるが、もとより租税名目の一種にすぎない。

生命に對する保障も支那では死刑の判決をなすことすこぶる嚴密に取り扱はれ、大官といへどもこれを地方的に處分することはできず、必ず中央に送つてその再審議を経なくてはならなかつた。清末張之洞が山西に巡撫たるとき「就地正法」の奏請をなしてゐるが、その主旨は國家が死罪を取り扱ふこと慎重に過ぐる故、却つて惡人を増すのであり宜しく現地の大官に處刑權を任すべしといふのであつた。封建社會の武士の町人斬捨御免的思想とはよほど異つてゐる。もつとも惡逆な土匪など衆人環視の中で處刑することはあつたが、これは土匪の討伐てふ特別の場合かまたは中央の許可を経た就地正法であつた。

このほか、近世支那社會における支那人一般の自由さについてはむしろ驚くべきものがある。國家の賦税負擔を肯んせず、兵役の義務に服せず、命令を無視し、法律を具文にして賭博に耽り鴉片を吸飲する等およそ對國家的束縛から逃れて自己の欲するまま、奔放に振舞つてゐるのであ

る。支那の租税が一部論者の苛斂誅求説にもかかはらず、實際に安いのもこの非服従的非支配的なためである。彼らが束縛を感じたのはほとんど彼らが所屬する血縁的もしくは地縁的團體の規定・禮法に對してのみであつて、その他の束縛からは全く解放されてゐた。かかる自由はもとより近世の先進諸國における自由の概念と異なり、實はむしろ不埒放縱とも名づくべきものであるが、それにしてもかかる不埒放縱は少なくとも人格の否定とか自由の制限といふことは全く對蹠的なものといはなければならぬ。

思想上における自由といふことも近世から起つてきた。漢唐の學問はいはゆる古典に對する訓詁註疏の學問であり、註とは經書の本文に註釋すること、疏とは註にさらに細かく解釋を加へるものである。しかして唐代においても「疏不破註」すなはち疏を加へるとき漢魏に出來た註の意義を逸脱してはならぬといふことが原則であつたのである。これが唐末から註疏を疑ふ風が起り、宋代に至つては學者皆自己の見解をもつて自由に經書を解することになつた。これがいはゆる宋學である。清代の考證學はさらにその方法において西洋近代の科學的方法に似たものがあつた。

六 封建的風尚 封建社會が「武」を基礎とするに少なくとも宋代以來の支那が「文」を基礎と

する社會であつたことは既述したところである。「武」の社會では武士が中心であり、刀槍馬匹を具へて武を練り、一朝有事の時に備へたのみならず、平常でも一刀を腰にたばさんで尙武の風を忘れぬことが常であつた。そしてかかる上流の風尚に應じ多くの名刀が作られた。

支那において支配階級が腰に劍を帯びたのは漢代までであり、漢末からはただ朝儀の際これを佩くにすぎなかつた。劍を左腰に佩くと共に戰國時代までは右腰に璧を帯びるのが普通であり、漢代では璧のかほりに印と綬を帯びた。晉代からは朝儀の際しても木劍を用ひ、ここに劍が全くの裝飾品になつてゐる。従つて支那の支配階級が平生劍を帯びないやうになつて約千八百年の長年月を閲してゐるわけであり、ただに宋代以後のことではないのである。漢代以前まではなほ名劍の製作が傳へられるが漢代以後は全くこれがなかつた。これは近世まで多くの名刀を製作した日本社會などと極端な對蹠をなすものである。

そのかはり支那においては筆・墨・紙・硯・文具・陶磁器・漆器・玉器・織物・家具等文雅な方面における製品多く、しかもすこぶる精巧を極めたものであつた。今次事變において江南一帯が最も激戦の巷となつたため、幾多舊家に藏せられた所藏品が世上に流れ出で、その量はまことに驚くべきほどであつたが、これらの多量の名墨・名硯・書畫・玉器・磁器類等に對し實にい

まだ一振の名刀をも見ないのである。

文的社會はただに劍を愛せず武を尙ばぬのみか却つてこれを賤しみ、専門の軍人たる者は社會の最下等なる人間とさへされた。かかる賤武思想を端的に表現したのが「好鐵不打釘、好人不當兵」「人到了兵了」などの諺である。官吏登用の科擧すなはち文學に對し宋代以來、軍隊登用の武擧なるものがあるが文學の盛大なるに對し普通にはその存在をも知られぬほどで、科目の中に擧重とて重い石を持ち上げるなどがあり、一斑以つて武擧の價値を知るに足るであらう。

封建社會の武士が平生武を練つたのに對し、支那の文士は字を書き、繪を畫き、文章を作り、詩賦をもした。實に彼らはいづれも社會における第一流の書家であり、畫家であり、詩人であり且つ學者であつた。支那における學問は主として官吏によつて把持され、ほとんど無數ともいふべき書籍の刊行も多く彼らによつて編述せられたものである。清代など大官で自己の文詩集を著はさぬ者は稀れなほどである。これも封建的武士の教養とはよほど異なるものといはねばならぬ。

封建社會においてはまた、服從が美德とされた。武士主從の間においてのみならず、一般社會の主人召使、親方徒弟の間および武士と一般との間においてもこの風があつた。それは單に表面

的形式的なものでなくて、主のためには生命を捨てる底の内面的人格的な服從であつた。かかる關係は打算を超越した無條件的服從であり、人情としては美しいものがあつたが、その無條件的服從であるかぎり、自由なる人格關係としては一面また不合理性をももつてゐた。すなはち服從する側が不利なる立場に立ちやすいのであつて、酷薄なる主人の場合には特にしかりであつた。しかるに支那人の非服從的非支配的にして不埒放縱なる點については既述したところである。もつとも支那でも古來服從が美德とされ實際にも服從的な點はあつたが、それは多く自己の血縁的にもしくは地縁的特殊團體内のことであつて、對外的には全くの自由人であつた。表面的に唯々諾々、すこぶる服從的觀を呈しても面從腹背、兩面詭隨の語あるごとく内面的に容易に服從する性格ではなかつた。支那社會が合理的な *give and take* の社會であることは少しく支那を觀察したほどの人の誰しもいふところであり、これをそのまま採用されぬとしてもかかる傾向は無條件的服從と反對に自由なる人格關係を基としたものであることいふまでもない。道德的方面においても「禮尙往來」といふことがあり、これは日本において普通に理解されてゐる意味と異なり、禮物を一往すれば必ず一來せねばならぬといふのが支那人の理解である。従つて招待を受けたら、こちらもまた必ず返さねばならず、返禮を行はねば相手の依頼その他に應諾の義務を生ずるてふ *give*

and take などののである。今日、支那農村の小作關係が文書による契約によつて設定されてゐること比較的多きを見るのも對等の人格關係からといふことであつて、もし契約の内容が小作に苛酷なりとしても、それは人口衆多、土地稀少でふごとき他の條件に決定されたものにほかならぬのである。

封建社會は身分社會であつたから社會の風尚が少なくとも財富を中心とはしなかつた。武士の經商が禁せられたのはもとより、いはゆる「武士は食はねど高楊子」で、金錢を語るのはむしろ耻辱であつた。しかるに支那人が一般に利害打算的であり、社會が富に朝宗してゐることは多くの人によつていはるるところである。これもこのまますべてを採用しがたいとしても支那社會に早くからかかる傾向あることはたしかであり、宋代國家專賣のほか、政府および官吏自身が諸種の經商に従ひ、明清時代文人官僚が口に商人の理財を賤しみつつ實際にはその蓄積した富を土地のほか多く經商に投じたこと顯著なる事實である。現在支那の官吏のみならず、學者と稱される者でも經商に關係してゐるもの多きはむしろ一驚を喫するほどで、その商人的態度は今日の日本において見られぬところである。

封建時代にはまた個人的に君父の仇を報ずるといふ復讐のごときが讚美された。支那でも戰國

時代には君父の仇は俱に天を戴かずなどといはれてこれが讚美され、漢代でも盛んに復讐が行はれた。唐律には復讐の内濟を處罰する條文があり、やはり復讐を認めてゐるのであるが、この頃からしばしば復讐の善惡が論せられ、實際問題としては事情によつて判決を異にしたが無條件に復讐者が許されることなく、死刑に處せられた場合もあつた。そして大體に宋代からは復讐が禁せられ、もしこれを犯せばみづからもまた處罰せらるるのが原則となつた。

三 結 言

以上本論各項に一瞥した近世支那社會の態様よりかかる社會がいはゆる封建的社會なりとは如何にしてもいひえないやうである。そしてこのことは實はずでに昭和五年一月「支那封建社會考」なる拙文を書いて論じたところであり、偶然にも同年同月橋樸氏がまた「舊支那社會に於ける資本家と地主」なる論文を發表して(滿鐵月誌)全面的に封建社會説を否定されたところである。支那では陶希聖氏等が非封建論者である。しかるにもかかはらずなほ封建的社會論の多く行はるる所以は思ふに左の數端に存するやうである。

第一は支那がまだ資本主義的社會になつてゐないといふことであり、生産道具、方法にあまり變化がないといふ點である。單に資本主義的社會でないから封建的社會なりとなすのは問題にならぬが、生産道具、方法の無變化といふことについては少し攻究を要する。「天工開物」等に見える農具その他が今日のものと同様であるごとく一般に生産道具の變化少なきことはたしかに認められる。灌漑のため、北支那で多く用ひらるる桔槔や南支那で多く用ひられる龍車の名前は早く戰國の頃から見られるほどである。しかしこれら生産道具の無變化にかかはらず土地の所有形態その他に大變化があつたことは既述したところであり、作物の種類や耕作の方法などにも變化があつた。農耕方法は漢末頃から従前の粗放的なものが集約的となつて來、宋代以後は全く現今のごとき狀況を呈するに至つたのである。社會現象としても諸種の變化があつた。従つて生産道具の無變化が必ずしも社會を無變化にしてゐるわけではなく、事實としては人口の増加その他が支那社會を變動せしめた點が多い。

第二は支那がまだ法治的社會でなく、人格・所有の自由等が成文法的に保證されてないといふ點である。これは有徳の賢人が政治をなすてふ支那の政治思想から愚人たる人民の意見を徴するために議會を設けたり權利の保證を人民に誓つて憲法を作る等のことがなかつた當然の結果であ

るが、事實としては人格・所有が自由であり、放埒な人民でさへあつたこと既述したところである。徳治政治の根本思想が天聽自民聽で支那社會における輿論の力は案外大なるものであつた。慣習の重んぜられる英國に自由なしといふことができぬと同様、成文的ならざるをもつて支那に自由少なしとはいへぬのである。もし人命などが粗末にせらるる場合があつたとしても、それは自由が否認せられてゐるためではなくて、人口過剰等別種の條件からである。

第三は支那がなほ特殊的家族制度、ギルド的組織等封建的遺物をもつてゐるといふ點である。しかし特殊的家族制度の意味がもし五世同堂等の共爨的形態と考へられてゐるなら、かかるものは漢代蔡邕の三世同居がすでに義門とされたごとく古くからあまり存在せざるところであり、戰國の孟子が今農夫五口之家といつてゐることく一家五六人の小家族が普遍的形態であつた。もつとも異居異爨の小家族でも血縁間における相互扶助的現象は現在といへども見られるが、そのかはり對外的には正反對に利害打算的であり、換言すれば共同社會的家族を單位としつつ全體社會としてはすこぶる交易的利益社會であるのである。會館・公所その他各種の幫等ギルド的組織の存在もまたほぼ同様に解釋せらるるであらう。

しからば近世支那社會は一體如何なる社會であるか。これについては從來の特殊社會説をも一

應吟味せねばならぬのであるが「農業と家庭手工業との結び付き」てふアジア的生產様式社會説に對しては橋氏と共に單に生産關係においてのみ見られるかかる現象は必ずしも東洋獨特のものといふことができず、歐洲においても嘗つて産業革命前各地方に見られたところである。そしてたとひ經濟現象の考察としても生産關係のみによつて全體社會の形態が判斷されるとする偏狹を指摘するにとどめる。官僚的前資本主義社會説は橋氏、陶氏等のいふところで、内容は卑見と大差ないのであるが、ただこれに前資本主義なる名稱を與へることは支那が今後必ずいはゆる資本主義社會に發展することを前提とするもので、一種の公式論的表現たるの誇りをまぬかれぬ。

近世支那社會の性質を明らかにするためには支那歴史の時代區分といふことが必要である。しかるに今日、東洋史を取り扱ふ人々の間においてもこの問題は諸説紛々として一定するところがない。いな、この時代區分が學問的に決定してをれば實は近世支那が封建的なりやいなや等の問題を今さら論究する必要はないのである。ところで、本論の各項において唐末から宋初を過渡期としこの前後に非常なる社會變革があつたことを看取されたであらうが、卑見によればかかる變化は漢末を界としても見られるのである。そこで私は殷末周初から漢末までを一段として古代、魏晉南北朝から唐末までを中世、宋代以後清末に至るまでを近世または近代とし、古代と中世と

の間に漢末から三國時代を経て魏晉のはじめに至る百數十年間の過渡期、中世と近世との間にも唐末から五代を経て宋初に至るまた百數十年の過渡期を置く時代區分を立ててゐるのである。そして殷末前が傳説的原始時代、清末の南京條約締結の頃から現在に至る約百年間は近世から次の時代への過渡期をなしてゐるものであり、この過渡期は今後もなほ相當繼續するものと観てゐる。この過渡期を経て次に現出するのが歴史的にはゆる現代だと思ふ(拙文、支那史の時代區分、支那研究「十八卷二號」)。

かくて私は上記の時代區分における各時代の特徵として政治的に古代を封建政治、中世を名族政治、近世を君主專制的官僚政治としてゐる。封建政治はさらに戰國時代までの分權的封建政治と秦漢の集權的封建政治とに分けてゐるが、これはあたかも日本の武家時代が織豊以前の分權的封建と徳川の集權的封建とに分けられるに對比する。名族政治も隋以前の分權的名族政治と隋唐の集權的名族政治とに分けるが、封建政治と名族政治との相違を前者の政權保持の基礎が武力であるに後者のそれは家柄に根柢する點に置いてゐる。君主專制的官僚政治も明清の完成されたる官僚政治とそれ以前の未完成なる官僚政治とに區別してもよいであらう。官僚が封建の武士に對して全くの文士であり、名族の封鎖的身分に對して自己の才能による開放的身分なることはすでに述べた。經濟的にもそれぞれ特殊の名稱を考へてゐるのであるが、結局上記の政治形態にともな

ふ封建的經濟・名族的經濟および官僚的經濟とすることが便利であり、總じてかかる社會をそれぞれ封建的社會・名族的社會および官僚的社會としてゐる。もちろん、經濟形態を中心として考へることも一向差支へないことであるが、經濟現象は随分多岐にわたつてをり、從來も生産形態、生産方法、生産要素、分配形態、生産消費關係等による考察があつた。これら一方からの考察をもつて附せられた名稱が果して全體社會の性質を表現するに適切であるかはなほ考究を要するところであらう。生産道具説が必ずしも支那に當嵌らぬことは既述したごとくである。

因みに清末以來現在に至る支那はかかる官僚的社會が崩壊して新しい社會を形成せんとするいはゆる過渡期的社會であつて、官僚的社會の意味、内容については本論各項の説明におのづから大體の素描を終へたつもりである。しかして新しい社會における政治形態が立憲的共和政治であり、經濟において近代的な機械生産方法がある點まで採用されるべきことは過渡期における史潮によつておほよそ見當づけられるところであるから歴史的にいふ現代社會の性質もまた、これと併せ理解して差支へないであらう。但し、近代的機械を採用した社會がそのままいはゆる資本主義的社會であるかいなかはすこぶる疑問である。

明清時代における外國銀の流入

- 一 緒言
- 二 アイリッピンよりの流入
- 三 日本よりの流入
- 四 イギリスよりの流入
- 五 アメリカよりの流入
- 六 結言

一 緒言

第十五世紀から第十六世紀にわたる歐人の地理上の発見があらゆる意味において歐洲社會に著大の影響を與へたことはこれが歐洲近世の發端をなしてゐることも明瞭であらう。しかしてこのとき発見せられた幾多新世界のうちイスパニア人によつて征服されたメキシコおよびペルーの地方が巨額な銀の産地であつたためこの後銀が歐洲社會にもたらされてその經濟・社會に大影響を與へたことも顯著な事實である。すなはち西曆一四九二年コロンブスがアメリカ(西印)を発見した當時、全歐洲に流通した金銀總額は十七億ピアストラといはれたものがその後百年、メキシコ、ペルー発見より七十年後の西曆一六〇〇年には六十二億四千萬ピアストラに激増したのである。

この新大陸の銀は毎年二隻の大船——一隻はメキシコ、一隻は、ペルー、チリに送られた——をもつてイスパニア本國に運ばれ、それよりさらに他の歐洲諸國に流入したのである。しかして

アダム・スミスの「國富論」にはメキシコ、ペルー銀の市場として第一にこの歐洲諸國、第二にアメリカを述べた後、「第三に東印度 East Indies もまたこれら銀鑛發見以來の大市場であつて多量の銀が引續きこの地方に吸収された。それは一は東印度とアメリカ——メキシコ——との直接貿易はゆるアカブルコ船によつてであり、一は東印度と歐洲との間接貿易によつてであつた」と述べてゐる (A. Smith, *Wealth of Nations*, vol. I p. 204)。東印度 East Indies といふのはいふまでもなくその當時歐洲人の東洋一般に對する稱呼であるが、就中ここでは支那および今日の印度——ヒンドスタン——を指したものである (A. Smith, *ibid.*, vol. I pp. 204-206 参照)。

アダム・スミスの東印度とメキシコとの直接貿易といふのはイスパニア王國のフィリッピン經營に關聯して行はれた貿易をいふのである。すなはちイスパニアは西曆一五一九年マゼランに命じて世界を周航せしめた後——マゼランはフィリッピンにて土人のため殺された——支那貿易の開始を企圖したのであるが、當時支那貿易はすでにマラツカを根據とする先來のポルトガル人の獨專するところであつたため、まづ支那貿易の根據地をつくる意味も含めてフィリッピンを占據し、西曆一五七一年(明隆慶五年)レガスピ Legaspi が貿易都市としてマニラを建設したのである。しかしてこのとき以來メキシコのアカブルコ港 Acapulco とマニラとの間には毎年定期船が通ひ同

時に多量のメキシコ銀がマニラに持ち來たされた。これらの銀はその後南洋諸島一帯に散布され印度にも入つたがまた甚だ多量が支那に流入した。それは直接イスパニア人——ポルトガル人もあつた——によつて支那貿易のためもたらされたものもあるが、大部分はすでに早くよりフィリッピン方面に植民しあるひは往來してゐた支那人によつて携來せられたのである。かかる情勢はマニラ建設以來約二百五十年間、西曆一八二一年(清道光元年)メキシコが獨立してもはやアカブルコ船が通はなくなるまで續けられた。

アダム・スミスの東印度と歐洲との間接貿易といふのはいふまでもなくポルトガル、オランダ、フランス、イギリス、その他歐洲諸國の東洋貿易である。このうち東洋海上に雄飛した年代の古さからいへばポルトガル最も古く、オランダこれに次ぎ、フランスさらにこれに次ぎ、イギリスが最も遅いのであるが、本國より東洋に銀をもたらしした點から見れば、前三者はその額比較的少なく、イギリスが最も多量であつた。それは第十七世紀以來のインド經營、殊に第十八世紀以來對支貿易の隆盛のためであつた。

イギリスが對支貿易のため銀を支那に流入せねばならなかつたのは主として支那茶輸入によるものであつた。そもそもイギリス人が茶を飲料としはじめたのは第十七世紀中葉以來のことであ

る。これが第十八世紀に入つて俄然一般の流行を來たし遂に牢固として抜くべからざるイギリス社會の風習となるにおよんで、貿易の當初有望なる販路を得たと期待せられたイギリス製品毛織物の輸出のごときもその巨額な支那茶の輸入およびこれに次ぐ生絲の輸入に比してまことに少額にすぎなくなつたのである。

支那茶の輸出はイギリス船——東印度商會および個人貿易業者——によつてなされるほかオランダ、フランス、スウェーデン、デンマークその他の諸國船によつても廣東から運ばれたのであるが、イギリス以外の歐洲諸國においては今日においてもさうであるがごとく飲茶の風習遂に盛んとならず、結局これら諸國によつて輸出された茶は大部分再びイギリスに輸入または密輸するを目的とされたものであつた(H. R. Morse, *The Chronicles of The East India Company trading to China*, vol. 1, 295, A. Smith, *ibid.* vol. 1 p. 204)。けだし西暦一七八四年 *Commutation Act* の發布までイギリスは茶の輸入に對しかなり高率の税を課したので密輸によつて得る利益が大きかつたからである。しかして *Commutation Act* 發布以後は密輸は少なくなつたが正當輸入が増した。いづれにしてもイギリス以外の各國船がもたらす銀もその實多くはイギリスから出たものである。

清朝文獻通考卷十六末の臣等謹按の條には至於福建廣東近海之地、又多行使洋錢、其銀范爲錢式、來自西南二洋(中略)凡荷蘭、佛郎機諸國商船所載とある。荷蘭とはイギリスの間違ひで、この間違ひは明史その他の諸書も犯してゐるところである。佛郎機とはイスパニアである。すなはちこの南洋とはフィリッピン方面からの流入、西洋とはイギリスおよび歐洲諸國からの流入を指すものでアダム・スミスのいふところと同一である。さらにその流入銀貨の種類として約有數等、大者曰馬錢、爲海馬形、次曰花邊錢、又次曰十字錢、花邊錢亦有大小中三等、大者重七錢二分有奇、中者重三錢有奇、小者重一錢有奇、又有刻作人面、或爲全身、其背爲宮室器皿禽獸花草之類、環以番字、亦有兩面皆爲人形者、閩粵之人稱爲番銀、或稱花邊銀と見えてゐる。之等は多く *Macanilla* 打製銀貨以來のメキシコおよびイスパニア鑄造の銀貨で、重さハリアルルの *Peso*, *Pillar of Carolus Dollar*, *Head Dollar* 等であらう。ハリアルルとは支那の重量で七錢二分すなはち約七匁二分で清末以來支那がみづから鑄造した銀貨もまたこの重量によつたものである。しかしてダラー(弗)とはこのハリアルル銀貨に對するイギリス稱である。

かかる銀貨流入の状態は大體に第十九世紀の初頭まで續いた。もつともそれ以後といへども支那茶の輸出が減じたわけではなくさらに増加を續けたのであるが、イギリスが銀の流出防止と印

度財政維持のため貿易補償品として選んだ鴉片の輸入があたかも支那茶がイギリスにおいて牢固たる飲茶の風習を生じたごとく、支那においても牢固たる喫煙の一般的風習が生じ、その需要俄かに増大を來たしたため貿易の均衡がとれるに至つたからである。のみならず、その後は鴉片密輸の増加と毛織物および印度棉花輸入増加のため遂に巨額な茶、生絲をもつてしても貿易は却つて支那に不利で却つて反對に支那の銀兩が流出するに至つた。

これより先、西曆一七八四年(清、乾隆四十九年)からアメリカ合衆國の對支貿易がはじまり、それ以來アメリカからも支那に銀が入つてきた。けだしアメリカははじめ人蔘、次に毛皮を有望なる商品として支那にもたらし——ボストン商人の富はこれによつて作られたといはれる——南方支那人が多く毛皮を用ふるに至つたのもこれからといはれるが (K. S. Latourette, *The History of Early Relations Between The United States and China, 1784-1844*, pp. 27-28) しかしそれにも増して支那茶およびその他支那製品の輸出が多かつたのである。しかして當時はまだアメリカ合衆國の大銀鑛が発見せられない前であつたからこれらの銀も多くはメキシコの出産であり、これをアメリカでペゾーと同重量の銀貨に鑄造したものであつた。第十九世紀に入つてはこの流入額次第に多くこのため少なくとも西曆一八二〇年(清、道光元年)まで鴉片によつて支那に不利となつてきた英支貿

易は充分に補償せられたのである。

しかるにその後さらに鴉片の密輸が増加するや全支那貿易においても輸出は輸入におよばすことに完全に支那銀の海外流出といふことがはじまつた。イームスやモールスはこの銀流出の轉換期を大體西曆一八二七—八年(清、道光七—八年)頃としてゐる (J. B. Farnes, *English in China*, pp. 247-8. H. B. Morse, *China and the Far East*, p. 97 参照)。支那で銀兩漏卮の問題が官場で喧ましく論せられたのもこの頃からでこの結果は西曆一八三三年(清、道光一三年)銀兩輸出禁止令となつたが、一度染み込んだ喫煙の風習がやまぬかぎり容易に銀の流出がやまぬかに見えた。事實西曆一八三三年以後西曆一四八〇年(清、道光二〇年)頃に至る間が最も支那銀の流出した時期であつた。イギリスは鴉片を支那人が喫むから入れるのだといふに對し、支那ではイギリスが入れるから喫むのだとし、遂に密輸取締のため欽差大臣林則徐を派遣しイギリス商人の所有鴉片を廣東で燒棄したことから鴉片戦争となり南京條約が結ばれたことはあまりに有名である。南京條約後は鴉片の輸入は公然となつたが、同時に従來の廣東一港のほか四港が開かれたので茶殊に生絲の輸出増加を見、加ふるに支那における内地鴉片栽培が盛んとなつたため、貿易のバランスはむしろ支那に有利でまた銀が流入することとなつた。しかしながらこの後間もなくイギリスは支那茶抵制のため茶樹

二萬本を支那から移植しセイロン島で自ら茶の栽培を試みたことと、支那における多量なる棉花綿布等の需要のため同治の初年西曆一八六二年頃から貿易はまた支那に不利となり、この情勢はこの後清朝を通じさらに民國の現在に至るまで續いてゐる。實に同治以來現在に至るまで約七十年間のうち、支那の輸出が輸入に超えたのは六年間(同治三年(一八六四年、および同治十一年(一八七〇年)より、光緒二年(一八七六年)に至る間)にすぎぬのである。しかるにこの間といへども、不思議なるは銀の輸出入において依然輸入は輸出を超過し流入の現象を現はしてゐる。もちろんこの間支那からの金流出もあるがその額は銀の流入に比して極めて少額に過ぎぬ。これは支那の外國貿易を研究する者が常に疑問とするところであつて、普通には南洋一帯に發展してゐる支那人いはゆる華僑の送銀、外國よりの借款、支那に在る外國軍隊並びに人民の費用等のためであるとされてゐる。

以上のほかなほ明末から清初にかけ日本から多額の銀が支那に流入した。日本の銀は秀吉家康時代慶長年間西曆一五九二年西曆一六一四年石見銀山、佐渡金銀山、秋田院内銀山等の産額が俄かに増加したため豊富になつたもので、これらは到底メキシコ、ペルーの銀鑛には比すべくもないがその額決して少量にあらず、實にこれらは當時メキシコ、ペルー銀鑛に次ぐ世界的銀山であつたのである。この銀が日本貿易のため長崎に來た支那商人の主として生絲等と交換されその本國に持ち歸られ

た。かかることは少なくとも約百八十年間天明三年西曆一七八三年の頃まで續いたのである。新井白石が銀の流出を憂へて貿易の制限を獻言し、桑を植ゑ蠶を養ふことを奨励したのは、イギリスがセイロンに茶の栽培を試み、支那が内地に罌粟を植ゑたと同一轍である。なほ日本では銀にかへて銅および依物すなはち乾物にした海産物の輸出を奨励した。今日支那料理その他に海産物の多く用ひられるに至つたのは主としてこれからである。

また、明末以來暹羅、安南等からも金と共に銀が入つたやうであるが今日のところ資料缺如で不明である。

以上明末以來近世支那貿易に關聯して銀の流出入を概説したのであるが、これは大體次の三つの時期に分けることができると思ふ。すなはち

(一) 明末以來清の道光以前の外國銀流入期

(二) 道光時代西曆一八二一年—一八五〇年の支那銀漏卮期

(三) 道光以後今日に至る外國銀流入期

である。しかし(一)と(三)とは同じ流入でも内容を異にすること既述のごとくである。(二)に關しては既述イームスの「支那における英國」やモールズの「支那國際關係誌」その他支那側でも藍

鹿州文集、林文忠公政書、東華錄その他割合に資料があり(三)に關しては支那海關報告 (Trade Report of Chinese Maritime Custom; Returns of Trade;) 殊に銀の輸出入に關する特輯號がある。これらはなほ幾多吟味を加ふべき必要あることもろんであるがとにかくこれらが存在することは研究上すこぶる便宜といはねばならぬ。ただ(一)の部分は資料すこぶる斷片的でありその内容も從來あまり知られてをらぬので本篇は主としてこの時期を取り扱つたものである。

二 フイリツピンよりの流入

フイリツピンすなはち呂宋にはそのイスパニア占領前からすでに多くの支那人——主に福建人が往來居住してをつた。明史外國列傳呂宋の條にはイスパニアの占領直前の状態を述べ先是、閩人以其地近且饒富、商販者至數萬人、往々久居不返、至長子孫、と見えてゐる。それ故、ここを占領しマニラを建設したイスパニアは、その競争者たるポルトガルが浪白澳に據りさらに媽港すなはち當時の濠鏡澳に據つて支那貿易を獨占せんとしても遠く支那沿岸を離れてフイリツピンで對支貿易を營むことができたのである。殊にレガスビが支那人に保護を與へその商船を無

税にしたので支那のフイリツピン貿易は著しく盛んになつた。この結果新イスパニアすなはちメキシコからこの島に送られた銀がまた支那に流入したのである。マルチンやイームスはレガスビが支那貿易を盛んにするため、支那人を優遇するほか、支那の商品とメキシコの銀とを交換することを約束したとしてゐる(R. M. Martin, China, vol. I p. 377. J. B. Farnes, English in China, p. 62)。

フォーアマンの「フイリツピン諸島志」によればフイリツピン諸島がイスパニアの植民地となつてより第十九世紀の廿年代、メキシコの獨立に至るまで前後二世紀以上いはゆるアカブルコ親船——Naos de Acapulco がメキシコのアカブルコとマニラとの間を往復した。これらの船は毎春支那からジャンクによつて運ばれた商品を一千五百個の御料行李および特殊商人の荷物としてメキシコに送り、歸りにはこれに相當する代價となほフイリツピンに支給される行政補助金を積み込むのを常とした。この補助金ははじめは幾何であつたか不明であるが、西曆一六六五年六月六日の勅令では年額二百五十萬ペゾーと定められ、このうち二百萬ペゾーは正貨をもつてせられた。特殊商人の荷物は毎年二十五萬ペゾーに限られ、この賣上として歸りに銀貨五十萬ペゾー以上を積むをえなかつたが、かくてペゾーと呼ぶメキシコ銀貨は多量にフイリツピンに流れ込み、

それがまた支那に入つたとある (J. Foreman, The Philippine Islands, pp. 243-4)。

支那側資料としては明末の張燮の「東西洋考」に、加増餉者、東洋呂宋地、無他産、夷人悉用銀錢易貨、故歸船自銀外、無他携來、故商人回澳、征水陸二餉外、屬呂宋船者、每船更追銀百五十兩、謂之加征、諸商苦難、萬曆十八年、量減至百二十兩云々とあり(同書、卷七、稅餉)すなはち呂宋の地には他の産物なく夷人は貿易の支拂に悉く銀貨をもつてする、それ故かの地に至つた支那の商船が歸りには銀のほか携來するものがない故に呂宋船にかぎり水陸二餉のほかさらに銀百五十兩を追徴し、萬曆十八年(西曆一五九〇年)これを百二十兩に減じたといふのである。また、顧炎武の「天下郡國利病書」にも加増者、東洋中有呂宋、其地無出產、番人率用銀錢(錢用銀鑄造、字用番文、六成色、漳人今多用之)易貨云々とあつて(同書卷九十三、福建漳州府洋稅)呂宋の番人は銀錢をもつて貨に易ふる故、これが福建漳州人の間に多く流通してゐるといふのである。ここに銀錢とはメキシコからマニラに送られたイスパニア銀貨であることはいふまでもない。何となれば、フィリッピンがイスパニア領となる以前にはまだ銀貨は用ひられず Signey Shell なる貝貨が用ひられるにすぎなかつたからである (J. Foreman, Philippine Islands, p. 243—Zuniga, Historia de Philipinas)。年代はちよつと不明であるが「嶺南叢述」なる書に用銀、始於閩粵、而閩粵銀多從番舶而來、番有呂宋者、在閩海之南、產銀、其

行銀如中國行錢、西洋諸番銀、多輸其中、以通商、故閩粵人多商賈於呂宋、運銀云々とある(同書卷十四、粵中見聞)。けだし、これも明末清初の狀況を敘したものであらう。呂宋に銀を産するといふことについては明史にも萬曆三十年(西曆一六〇二年)勅命により漳州の丞、王時和が呂宋へ金銀の生る樹を探查しに行つたが失敗に終つたといふ記事がある(明史、卷三百三十、外國列傳呂宋)。思ふにかかるエピソードを生ずるに至つたのも當時フィリッピンからの銀貨流入が多いためひいてはフィリッピン自身に豊富なる銀(および金)が産せられたものとの謬想を生じたのであらう。

かくてチャルマースの「英國植民地通貨史」(R. Chalmers, A history of Currency in the British colonies.)には最も古きイスパニア式銀貨はそのフィリッピン貿易に關聯して西曆一五七一年以來廣東寧波廈門等支那の商港に知られたとしてをり、先の「支那における英國」の著者イームスも同様のことをいつてゐる (Eames, ibid. p. 62)。

第十六世紀の末に書かれたドウ・モルガの「フィリッピン誌」や第十七世紀のはじめの頃を敘したジュアン・ド・ラ・コンセプシオンの「フィリッピン史」にはすでに支那人の貿易と商業なくしてはこの島は維持できなうと見えてゐる (Forman, ibid. P. 110—Antonio de Morga, Sucesos de las Islas Filipinas, p. 349 Juan de la Concepcion, Hist. Gen. de Philipinas, vol. IV p. 53)。第十

七世紀の初頭西暦一六〇三年(明、萬曆三十二年)以來しばしばマニラにおいて支那人の大虐殺が行はれたのは一面支那人勢力の増大に起因するものであらう。

清朝に入つても支那人のマニラ貿易はますます盛んになり臺灣平定に功勞あつた陳倫炯の海國見聞録には呂宋をもつて東南洋貿易最盛之地とし、乾隆頃の黃可垂の呂宋紀略には呂宋に據るものはイスパニアであつて、閩廣中所用銀餅、尙其國主之貌而鑄者也とある(海國圖志卷十一所引)。デュ・ハルトの「支那誌」にも支那人のマニラ貿易を敘し、絹織物その他諸種の支那製品と交換に *Pieces of Eight* すなはちハリアル銀貨のみが持ち歸られることが見えてゐる (*P. Du Halde, History of China. vol. II. p. 291*)。

しからばイスパニア時代マニラを通じて支那に流れ込んだ銀の數量は一體幾何であつたかといふに支那の材料でこれを窺ふに足るものはほとんどない。外國資料でもただ推測の參考に供する程度のもので眞相は不明である。フィリッピン關係文書を集成したブレイヤーとロバートソンの「フィリッピン諸島誌」(*E. H. Blair & J. A. Robertson, The Philippine Island.*) は尨大な資料集であるが同書に據れば、西暦一五八六年マニラの *Sacred Royal Catholic Majesty* からフィリッピン二世への書翰に、「多額の銀および銀貨が支那の商品と交換のためここから運び出される。これ

ら銀および銀貨の一部はもとよりこの島に残るであらうが他の大部は支那人によつてその本國に持ち行かれる」と見え (*Ibid. vol. VI p. 480*)。同年 *Pedro de Rojas* から同じくフィリッピン二世への書翰には、「毎年この國から支那へ三十萬ペゾーの銀が出て行き、本年のごときは五十萬ペゾー以上に達するであらう」とある (*Ibid. vol. VI p. 269*)。西暦一五九〇年ポルトガル人からフィリッピン二世への書翰——ポルトガルは西暦一五八〇年王室の男統絶えたため結婚關係により一時西暦一六四〇年まで六十年間イスパニアの統治のもとにあつた——に「西印度(メキシコ等)と支那との往來が許されてゐるかぎりはこの地方の銀は悉く支那に流入しイスパニアには來ないであらう。何となれば、支那は如何に多量の銀貨が送られてもそれをすべて吸収することができるほど廣大且つ交換すべき商品の多い國であるから」と見え (*Ibid. vol. VII p. 202*)。西暦一五九七年のフィリッピン二世宛書翰には「メキシコから來るすべての銀錢はここを素通りして支那へ行く、そして年一年と、恐らく事實としては永久に支那に留まるであらう」と (*Ibid. IX p. 316*)。翌西暦一五九八年マニラのアーチビショップからフィリッピン二世への書翰には「新イスパニア(メキシコ、ペルー等)からは毎年百萬ペゾーの銀貨が來るが、陛下の訓令に反しそれらはすべて異教徒たる支那へ流出する」とある (*Ibid. vol. X p. 145*)。

第十七世紀を通じてはほとんど記録がない。既述のごとくこの世紀にはしばしば支那人の大虐殺が行はれ、貿易も不規則だつたためであらうか。但し、西暦一六六五年以前アカブルコ船によつてもたらされる補助金だけでも現銀で二百萬ペゾーに増しマニラ商人の私貿易額も殖えたやうで従つて支那に流入した額も決して少額ではなかつたはずである。

第十八世紀に入つてはその初頭にイスパニア本國のカヂスの貿易商人が、マニラ商人に對する妬視から本國貿易および産業を衰微させるといふので皇帝に抗議を提出し、この結果西暦一七二〇年(清、康熙五十九年)の勅令によりマニラ商人の支那貿易は著しく制限を受けた。すなはち支那の生絲および絹織物の取引が禁止せられその他の支那商品でも彼等がメキシコに持ち行く金高は三十萬ペゾーに限られ且つ、メキシコにおけるその賣上が六十萬ペゾーを越ゆるときは六十萬ペゾーを限り現銀の持ち歸りが許された。またその商人の數も制限された(Foreman, ibid. p. 248)。西暦一七二七年(清、雍正五年)この支那生絲および絹製品取引禁止令が撤廢されるや、二年後イスパニア本國商人等の皇帝への請願書には「支那の絹製品はイスパニア織物工業を完全なる頽滅に導くものであり、且つ、アカブルコからマニラへはイスパニア製品のかほりに毎年三百萬乃至四百萬ペゾーの正銀が流れてゐる」とあるが、しかしその後フィリッピンにも經濟的不振があり、西暦一七三四

年(清、雍正二年)の勅令にはメキシコへの商品は五十萬ペゾーに、歸りの正銀は百萬ペゾーになつたことが見えてゐる(Foreman, ibid. pp. 248, 250)。西暦一七五五年(清、乾隆二十年)にはフィリッピンにおける非基督教支那人の追放迫害が行はれ、これより支那貿易は衰微に赴き、西暦一七六三年(清、乾隆二八年)のアカブルコ船には補助金と商品賣上高と加へて合計二百五十萬ペゾーが送られたが、そのうち幾何が商品の賣上か不明である(Foreman, ibid. pp. 38, 251-2)。西暦一七八五年(清、乾隆五〇年)からは Real Compania de Filipinas といふ貿易商會が出来て、イスパニア政府も多くの株を持ちフィリッピン貿易を獨占するやうになつたが支那との貿易額はやはり不明である。

ただ、最後にドウ・コミインの推測がある。これによれば西暦一五七一年マニラ開設から西暦一八二一年メキシコ獨立の年までメキシコからマニラに輸入された銀の總額を四億ペゾーと計算し、その少なくとも四分の一、一億ペゾーは支那に流れ入つたとしてゐる(James, ibid. p. 63—De Comyn's Computation)。ロバーツの Biograph of Philippine Islands によるとドウ・コミインは八年間前述の Compania de Filipinas の重要職員としてマニラに在住しフィリッピンの財政、商業および經濟事情に關してはその道の權威であつたとあるから、この推量もある點まで信じてよいかも知れぬ(J. A. Robertson, ibid. p. 132)。マルチンの「支那」も恐らくこれに據つたもの

であらう、メキシコとフィリッピンと接觸の二百五十年間、アカブルコからマニラへ四億ペゾの銀が流れ、そのうち四分の一はまたマニラから支那に入ったとしてゐる (R. N. Martin, *ibid.*, vol. I p. 176)。

三 日本よりの流入

既述のごとく日本にては慶長年間西曆一五九六年
西曆一六一四年石見、佐渡、秋田の諸鑛山から多くの銀が産出され、江戸時代の初期にはその量すこぶる豊富であつた。しかしこれと同時に、長崎港を経て海外に流出することも盛んとなつた。すなはち長崎に來て貿易する支那人および和蘭人にその商品と交換に渡されたのである。しかして支那人はこれをその本國に持ち歸つたことはいふまでもなく、和蘭人もこれを資金として媽港に行き、支那の生絲、絹等を購入して再び日本に來たものであるから、日本より流出の銀は大部分支那に流入したといつてよいのである。

概説にも述べたごとく日本はこの銀流出を防ぐため後に銅をもつて金銀にかへた。この日本銅すなはち東洋銅の支那に入ったことについては清朝文獻通考等に記録があるが、日本銀の流入に

關してはほとんど記録がない。日本ではなほ相當の資料があり新井白石をはじめ佐久間東川、青島俊藏、勝安房等の計算もある。最近では内田博士の研究(内田銀藏、經濟大辭典、銀の産出及其の輸出入の條)がある。しかし實際に支那に輸入された額はやはり推測の域を脱せぬ。

新井白石の見積りによると慶長六年(西曆一六〇一年
明、萬曆二十九年)から正保四年(西曆一六四七年
清、順治四年)まで四十六年間の銀流出を約七十四萬八千餘貫とし(後掲の銀流出總額から正保五年より寶永五年までの間の銀流出額を便宜控除したる數)正保五年(西曆一六四八年
清、順治五年)から寶永五年(西曆一七〇八年
清、康熙四十七年)まで六十一年間の流出高を銀三十七萬四千二百九貫目としてゐる(新井白石、折之下、本朝寶貨通用事略)。このうち正保五年から寶永五年までの見積りは長崎奉行所の調査に基づいたものであるから比較的信じうべき數とするも、慶長六年から正保四年迄の數字は白石自身もいへることなく正保五年以下の流出額の二倍と推量したものにすぎぬ。これについては正保五年以前の流出額の算出しがたいこと、その量の多かるべきことおよび九ヶ條をあげてゐるのであるが推量の根據は不明である。但し、この見積りを試みたる後「但、此の大數はよほど引入れたる積なるべし、凡そ外國に入りし所の(金)銀(銅)の總數是よりは猶おびたしき事にや」としてゐる。内田博士はこの數につき異説として崎陽群談、吹塵錄の見積りを引かれてゐるがここには省略する。

かくて白石によれば慶長六年から寶永五年まで百七十年間の銀流出高合計は銀百拾貳萬貳千六百

八拾七貫目餘となり、これは「此の大數を以て推す時は外國へ入りし銀は只今我國にある所の數より貳倍多く入りしや」であつた。寶永六年以後については佐久間東川の「天壽隨筆」がある。これは白石が長崎より輸出せし金銀銅の量を調査して制限を加へたる以後の輸出高を記してこれに繼ぎ足したものである。同書によると寶永六年(西曆一七〇九年)より明和元年(西曆一七六四年)に至る間、清商へ渡したる銀の額は千拾五貫八百七十一匁で、明和元年よりは銀をば絶えて渡さずとある。すなはち寶永以後の銀輸出の非常なる減少を知るべきである。この後銀輸出を研究した青島俊藏の「光被録」に見えるところもただ白石の計算と東川の計算とを合算したのみで、少なくとも明和以後は長崎より公然銀を輸出することはなかつたと思はれる。しかして光被録には寶曆末年(西曆一七六三年)以後は金銀を長崎より持ち出すこと止みて却つてこれを輸入すること年々の定例のごとくなつたことを述べてゐる。

寶曆以後の銀輸入については前掲の天壽隨筆、光被録等にも見えるが最も詳細なものに内田博士の研究がある(日本經濟史の研究上卷徳川時代特に其の中世以後に於ける外國金銀の輸入)。この輸入銀の内には和蘭による銀錢(Ducatoons)の輸入もあつたが大部分は清商によつて持ち渡られたものである。内田博士の論文によれば、寶曆十三年(西曆一七六三年)より天明二年(西曆一七八二年)に至る間、支那商人の輸入した銀の數量は元絲

銀、元寶足紋銀、中形足紋銀等支那の銀兩および花邊銀錢、人頭錢等メキシコ銀錢合計六千三百七十四貫七百七十二匁でこれを日本の文字銀に換算するも一萬貫目を超えることはない。次に天明三年(西曆一七八三年)以後寛政二年(西曆一七九〇年)に至る間、實際に輸入せられたる銀の量を各種の銀合計二百九十五貫七十七匁餘(蘭人の輸入却つて多く七百六十六貫六百五十二匁餘に達した、また支那人の金輸入は割合多かつた)とせられてゐる。

これら輸入量はこれを従前の輸出货量に比較するときはむしろあまりに少額であつて、結局その大きな差額だけ日本の銀が支那に吸収せられたこととなるのである。今かりに白石の推測數から流入量を差引き、さらにこれを少な目に見積つても流出量は銀百萬貫目以上になる。これは花邊銀錢に換算すれば約一億四千萬ペゾー近くの數額にのぼる。マルチンの「支那」は何によつたか不明であるが日本はその自由貿易の六十年間——正保五年から寶永五年までの比較的自由的な長崎貿易を指すものであらう——に少なくとも一億弗の銀を支那に流出したとしてゐる (R. M. Martin, China, vol. I P. 176)。

四 イギリスよりの流入

ポルトガルは最も早く支那に来て貿易を開いたのであるが、その初期において銀をもたらした
 かいな不明である。イスパニアは主としてマニラにおいてその對支貿易を行ひ第十九世紀の初
 葉に至るまで多量の銀を支那にもたらしたがこれについてはすでに述べた。和蘭は主として日本
 から銀を媽港に持つて行き、支那商品殊に生絲絹類と換へてこれをまた日本にもたらしたことま
 た既述したところである。これらの國のほか、フランスの對支貿易は大して盛んにならず、第十
 八世紀から第十九世紀にかけてスウェーデン、デンマーク、ドイツ等の商船も廣東に來たが、これら
 も既述のごとくいはば多く單なる商品の運送であつて、その運び去る大宗の商品——茶——の大
 部分は再びこれをイギリスに出すものであつた。故に第十八世紀を通じ第十九世紀のはじめに至
 るまでこれら諸國の商船にてもたらされた銀はイギリス東印度商會およびその個人貿易商による
 ものはもちろん、その他の國によるものも結局大部分はイギリスから輸入されたわけである。英
 支貿易については G. d. Staunton, "An authentic Account of an Embassy of the King of Great
 Britain to the Emperor of China", の附録 Adam Smith の國富論 "Chinese Repository,"
 P. Auber, "China"; W. Milburn, "Oriental Commerce"; R. M. Martin, "China", 2 vols. を初
 & H. B. Morse, "The International Relation of the Chinese Empire", 3 vols., "The Chronicles

of the East India Company Trading to China," 4 vols., A. J. Sargent, "Anglo-Chinese Comm-
 erce and Diplomacy", G. B. Eames, "The English in China", F. P. Robinson, "The Trade
 of the East India Company from 1700—1813", E. Pritchard, "Anglo-Chinese Relations during
 the Seventeenth & Eighteenth Centuries" 等その他幾多の著書があり銀の支那流入についても
 それぞれ材料を提供してゐるが、書物によつて各々その流入數額を異にし、また輸入量不明の時
 期もあり、結局イギリスおよびその他の諸國が實際に支那に持ち來たした銀の量については、
 やはり正確な數字を知りえない。支那側材料はほとんどないか、もしあつてもさらに斷片的であ
 る。

ただ、前掲諸書のうち、モールスの「東印度商會支那貿易編年史」は最近の出版であるが、豊富
 なる東印度商會の資料を基として編纂したもので東印度商會の貿易に關するかぎり、最もよい資
 料である。以下本書によりまづ東印度商會によつて支那に輸入された銀の量を見る (H. B. Mor-
 se, *ibid.*, vol. I vol. IX (卷末附表参照))。

年次	銀 輸 入 額	年次	銀 輸 入 額	年次	銀 輸 入 額
一六七〇	一四、〇〇〇リアル	一七二七	四、〇〇〇磅	一七二九	一六、〇〇〇磅
			二、〇〇〇磅〇		
四	イギリスよりの流入			六一	

一六七	四、七八兩	一七九	三、〇〇〇磅	一七三〇	二〇〇、〇〇〇磅
一六八	二、五〇〇磅×	一七七	六、〇〇〇磅	一七三一	二九、〇〇〇磅
一六二	一六、〇〇〇磅×	一七八	五、〇〇〇磅	一七三二	一六、〇〇〇磅
一六七	五、五〇〇磅×	一七九	六、〇〇〇磅	一七三三	七〇、〇〇〇磅
一六八	二〇、〇〇〇磅×	一七〇	三三、〇〇〇磅	一七三四	八〇、〇〇〇磅
一六九	二六、六一磅×	一七二	一九、〇〇〇磅	一七三五	七、〇〇〇磅
一七〇	一五、〇〇〇兩×	一七三	九、〇〇〇磅	一七三六	二六、〇〇〇磅
一七三	三〇、〇〇〇磅	一七五	三四、〇〇〇磅	一七三七	三二、二五〇〇
一七四	四六、四八四磅	一七五	八〇、五二磅	一七三六	一六、〇〇〇磅
一七九	五、〇〇〇磅	一七六	一、九二、三〇兩	一七三七	一七、〇〇〇磅
一七五	二七、六〇〇磅	一七八	二、〇四、八八兩	一七三九	一、三三、九八兩
一七五	一六、九〇兩	一七九	一、三三、九〇兩	一七四〇	一、六三、一七兩
一七六	四九、〇〇三兩	一八〇	二、一六、〇四二兩	一八〇〇	四〇、一三三兩
一七七	三三、四〇〇兩	一八一	一七、八〇〇兩	一八〇一	八、三〇〇兩
一七八	九、七〇〇兩	一八二	五八、四〇〇兩	一八〇三	一、四七、七四兩
一八三	八、六四〇兩	一八六	二〇、九六〇兩	一八〇四	八三、二六六兩
一八六	二、〇六、〇八〇兩	一八七	六六、五七〇兩		

×印は厦門へ〇印は舟山へ其の他は凡て廣東への輸入である。

西曆一八〇四年(清^{嘉慶}九年)以後道光時代(西曆一八一一年以後)に至るまで約十六年間のうち、東印度商會によつて銀が輸入されたのは西曆一八一五年、一八一六年および一八二〇年の三年だけで前述のごとく西曆一八〇五―六年以後は東印度商社に關するかぎり反對に支那から銀が輸出されるに至つたのである。

以上東印度商會による銀の輸入額は西曆一八〇四年以前、磅で約二百四十四萬五千餘磅、兩で約一千七百七十五萬四千餘兩となる。しかし前表に磅および兩を用ひたのは單に輸入額の表示單位として用ひたにすぎぬのであつて實際に輸入されたのは多くダラー(弗)であつた。西曆一六一九年以來は一弗は約五シリングであつたから(H. B. Morse, *Ibid* Vol. I p. 47)一磅は約四弗になり、また、一弗は兩の約〇・七二であるから上記の數量を弗に換算して合計すると約三千五百四十餘萬弗となる。但しこの數は分つてゐる數額のみであつて前表にあげられてをらぬ年代およびあげられてゐる年代でもなほ銀の輸入が行はれたこと想像に難からぬので、實際東印度商會による流入量はただにこの數額にとどまるものではない。

イギリス以外の歐洲諸國からの輸入については同じくモールスの書によるにその分つてゐる額は次のごとくである (*Ibid*. vol. II pp. 12, 29, 35, 40, 50, 61, 74, 84, 95, 119, 136, 152, 173.

180, 190, 205, 256, 266, 278, 294, 311, 386, 401, 416-7, vol. III pp. 2, 27, 35, 101, 228, 328)°

年次	銀輸入額(箱数)	年次	銀輸入額(箱数)
一七六	フランス 三三	一七六	デンマーク 三
	オランダ 一四八		フランス 九〇
	スウェーデン 七〇		オランダ 一三
一七七	デンマーク 八〇		スウェーデン 六
	フランス 二六	一七九	デンマーク 三
	オランダ 五		オランダ 一六
	スウェーデン 六五	一七九	スウェーデン 一六
	デンマーク 八	一七七	フランス 一五
一八〇	オーストリア 三五		オランダ 二六
	オランダ 六		フランス 二六
	スウェーデン 二		オランダ 一六〇
	デンマーク 六		スウェーデン 二元
	オーストリア 九		デンマーク 一四
一八一	スウェーデン 五	一七八	ドイツ 一四
			イタリア 五〇
			オランダ 一六

一七二	デンマーク 六〇	一七六	スウェーデン 七
	スウェーデン 一五〇		デンマーク (六五、〇〇弗)
	デンマーク 一〇〇	一八三	フランス (五、〇〇弗)
一七三	フランス 一五		スウェーデン (三六、〇〇弗)
	スウェーデン 二八		デンマーク (五五、〇〇弗)
	デンマーク 四		ドイツ 六
	オーストリア 一九	一八三	イスパニア 一七
	イスパニア 元		ドイツ 四六
	ドイツ 二	一八四	イスパニア (五五、〇〇弗)
一七六	オランダ 一三		スウェーデン (一七、〇〇弗)
	デンマーク 五		デンマーク (一、四、〇〇弗)
一八五	イスパニア (五〇、〇〇弗)		オランダ (九二、〇〇弗)
	デンマーク (四一〇、〇〇弗)	一八五	スウェーデン (一〇七、〇〇弗)
一八七	ポルトガル (五〇、〇〇弗)	一八七	諸國 (一五、〇〇弗)
一八〇	イスパニア (一五、〇〇弗)		

銀一箱は約四千弗であるから (H. B. Morse, ibid. vol. 1 p. 68) 各國の輸入を弗に換算すると

フランス銀三百十八萬弗餘、オランダ銀七十三萬弗餘、スウェーデン銀三百八十五萬弗餘、デンマーク銀六百四萬弗餘、イスパニア銀百七十八萬弗餘、オーストリア銀九十七萬弗餘、ドイツ銀五十九萬弗餘、ポルトガル銀五十萬弗、イタリア銀二十萬弗、その他銀二十萬弗で、合計約銀二千百十萬弗餘になる。これはもちろん分つてゐる數字だけで、實際の總額はまだこの數にとどまるものでなかつたであらう。

以上イギリスおよびその他の諸國からの分つてゐる銀輸入額の合計は約銀五千六百萬弗餘となるが問題は不明の部分である。これについては今日何らこれを推測すべき資料がない。モールスは歐洲諸國殊にイギリスが支那に入れた銀は如何に少なく見積つても第十八世紀間および西曆一八三〇年頃までに五億弗を下らぬとしてゐるが (H. B. Morse, *China and the Far East*, (Yale University's Lecture) しかればいはゆる不分明なる部分が四億四千萬弗以上あつたことになるわけである。況んや英支の關係のみにおいては第十九世紀の初頭以來イギリスよりの流入よりも支那よりの流出がむしろ多額にのぼりモールス自身の計算によつてもその超過額は西曆一八〇七年から一八二〇年迄の間に約一千万弗になつてをり (H. B. Morse, *The Chronicles of the East India Company Trading to China*, vol. III pp. 54, 76, 100-101, 157, 329, 345, 366, 383) 五億

弗の流入は多くそれ以前に行はれたこととなるがこれはよほど疑問とせねばならぬ。但しマルチンがこの流入額を約五千萬弗と見積つてゐるのは明らかに過少といはねばならぬ (R. M. Marin, *ibid.*, vol. I p. 176)。

五 アメリカよりの流入

米支貿易についても諸種の研究、報告があり、その支那への銀輸出に關する資料をも載せてゐる。今、ラトウールレットの「初期米支貿易史」に引く T. Pitkin, "Statiscal View of the Commerce of the U. S. A." によれば西曆一八〇五年^(清、嘉慶二〇年)以來、西曆一八二〇年^(清、嘉慶二五年)に至るまでアメリカの支那に對する銀輸出量は次のごとくである (R. S. Latourette, *The History of Early Relations between the United State and China* 1784-1844. pp. 27-8)。

年次	輸 入 額(弗)	年次	輸 入 額(弗)	年次	輸 入 額(弗)
一八〇五	二九〇,〇〇〇	一八一〇	四七三,〇〇〇	一八二七	四,五〇五,〇〇〇
一八〇六	四一七,〇〇〇	一八一二	二,三三〇,〇〇〇	一八二八	五,六〇一,〇〇〇

五 アメリカよりの流入

六七

一八〇七	二、八六五、〇〇〇	一八二三	一、八七五、〇〇〇	一八一九	七、四四、〇〇〇
一八〇八	三、〇三二、〇〇〇	一八二三	六、六、〇〇〇	一八二〇	六、一九七、〇〇〇
一八〇九	七、〇〇〇、〇〇〇	一八二六	一、九三三、〇〇〇		

以上合計銀四千八百三十九萬八千弗となる。

この統計はモールスの書の附録にも引用せられてゐるが(H. B. Morse, *ibid.* vol. IV p. 386) かし、モールスの書の本文に記してゐるところはこれとやや異なり次のごとくである (*Ibid.* vol. II p. 416 vol. III pp. 2, 27, 55, 101, 131, 158, 178, 228, 326, 344, 465, 383)。

年次	輸 入 量(弗)	年次	輸 入 量(弗)	年次	輸 入 量(弗)
一八〇四	二、二〇七、四〇〇	一八〇九	二、八九六、五〇〇	一八一四	一、三三四、三二〇
一八〇五	三、九七九、〇〇〇	一八一〇	二、六七九、二六	一八一七	四、五四五、〇〇〇
一八〇六	二、六五〇、〇〇〇	一八一二	一、四三三、五〇〇	一八一八	七、三九九、〇〇〇
一八〇七	六、二八、〇〇〇	一八一三	三、三二〇、〇〇〇	一八二〇	二、五九九、五〇〇

この合計銀四千四百二十八萬九千餘弗で前記統計と約四百萬弗の相違があり、いづれを探るべきか分らぬが、とにかく四千五百萬弗前後の輸入があつたことは推測できる。

西曆一八〇四年以前の輸入額については、モールスの書によれば、一七八七年、二〇〇、〇〇〇弗(約五〇箱の推測)一七八八年、二四八、〇〇〇弗(六二箱)一八〇一年、一、三八三、〇〇〇弗、一八〇二年、二、五八四、〇〇〇弗(六四箱)一八〇三年、二、九三二、〇〇〇弗(七三箱)すなはち合計七百三十四萬七千弗で(H. B. Morse, *ibid.* vol. II pp. 136, 152, 358, 389, 401) 西曆一七八八年以來西曆一八〇一年まで流入がないのは貿易の最初に考へたほど支那貿易がアメリカに利益をもたらさなかつたからであり、西曆一七九〇年から西曆一七九八年までほとんど放棄せられたからである (Lafourcade, *ibid.* p. 28)。この數を前の數に合すると、道光前までにアメリカが輸入した銀量は五千萬弗以上に達する。

因みにアメリカは西曆一八二〇年(清、嘉慶、五年)以後といへどもなほ絶えず銀を輸入したもので前掲の *Statistical view of the Commerce of the U. S. A.* によれば西曆一八三三年までの分は次のごとくである。

年次	輸入量(弗)	年次	輸入量(弗)	年次	輸入量(弗)
一八三二	二、九五、〇〇〇	一八六六	五、七五、二〇〇	一八三三	一、八三、六五五
一八三三	五、二五、〇〇〇	一八六七	一、八四、二六八	一八三二	二、四八〇、八七一
一八三三	六、二五、〇〇〇	一八六八	二、四〇、三〇〇	一八三三	六八二、五九九
一八三四	四、〇九、〇〇〇	一八六九	七四〇、九〇〇		
一八三五	六、五四、五〇〇	一八七〇	一、二三、六四四		

この合計は約銀四千四十五萬弗餘となる。故にアメリカが對支貿易をはじめて以來西曆一八三三年(清、道光三年)頃まで約五十年間に支那へ持つてきた銀はおほよそ九千萬弗以上に達するのである。マルチンはこれを約一億弗としてゐる(R. M. Martin, *ibid* vol. I p. 176)。

六 結 言

明末以來イスパニアのフィリッピン貿易に關聯して支那に流れ込んだ銀貨は二百五十年間に約一億弗にのぼるやうである。しかししてこれは主として支那人の手によつて本國にもたらされたものであつた。また、同じく明末以來主として長崎貿易によつて日本から支那に流れた銀が百年間

あまりにやはり一億弗にはのぼるやうである。これは支那人およびオランダ人によつて運ばれた。清初以來イギリス並びにその歐洲諸國によつてもたらされたものは分明なものだけで約六七千萬弗、このほか不分明な部分を加へると相當巨額に達すると想定されるが、眞相は今のところ明らかにはしがたい。しかししてこのうち大部分はイギリスからの流入であつた。但し、第十九世紀以來道光までには支那から反對にイギリスへ銀が流出したことは考慮せねばならぬ。また、第十八世紀末からアメリカの流入した銀は、道光まで約三十年間に五千萬弗餘、道光十三年西曆一八三三年までには九千萬弗以上に達する。

以上を合計すると明末以來の外國銀流入は大體に分明の分總額約銀三億五千萬弗となり、このほか不分明の分および少額ながら、暹羅安南その他からの流入分を加へてはじめて實際の流入總額となる。支那では明代以前から貨幣として銀が使用されてゐるが、加藤博士の「唐宋時代における金銀の研究」によるも明代まで銀使用量が甚だ多額であつたとは思はれない。實際に銀をもつて物價が表示され支拂や租税にこれをもつてされることが普遍的になつたのは明末以來のことである。しかししてこれは支那社會の一般的進歩と共に多量の銀がいづこからか供給された結果である。その一つは支那における銀鑛の開採で殊に雲南からの産出である。これについては加藤博

士も指摘してをられるごとく「萬曆大明會典」や宋應星の「天工開物」にその記載があり（萬曆大明會典、金銀課銀の條）このほか顧炎武の「日知錄」や、「雲南通志」、「浙江通志」、「福建通志」等にも極めて斷片的ながら資料を載せてゐる。しかしそれらの實際の産出高が如何ほどであつたかは分らぬ。他は本論において述べた明末以來の外國銀の流入である。私は支那社會をして明末以來漸次銀貨國たらしめた最も重要な原因は銀鑛開掘よりもむしろ外國貿易の結果であつたと思ふのである。顧炎武の「日知錄」に國初所收天下田賦、未嘗用銀、惟坑冶之課有銀、實錄於每年之終、記所入之數、而洪武二十四年、但有銀二萬四千七百四十兩、至寶德五年、則三十二萬二千九百九十七兩、歲辦視此爲率、當日國家固不待銀以爲用也、至正統三年、以採辦擾民始罷銀課、封閉坑穴、而歲入之數、不過五千有餘、九年閏七月戊寅朔、復開福建浙江銀場（是年採納已六萬七千一百八十兩）乃食糧折輸變賣無不以銀、後遂以爲常貨、蓋市舶之來多矣、とあるはやはり同じ意味であらう。

終りに各國の銀流出に關して探つた防止策である。フィリッピンにおけるイスパニアは必ずしも銀の流出防止と關聯しないかも知れぬが、第十七世紀の初頭以來しばしばフィリッピンにおいて支那人の大虐殺を行つた。イギリス並びに歐洲諸國は貿易補償品として遂に鴉片を密輸入するに至つた。アメリカもまた多くの鴉片を入れた。しかして比較的短期間にしかも數量の上よりい

へば最も多額の銀を輸出した日本がひとり正當の方法をもつてこれを制限したことは支那の貿易史上注意すべきことと思ふ。

清代における銀・錢比價の變動



- 一 序 言
- 二 清朝時代銀・錢の法定比價および市場比價との關係
- 三 順治康熙および雍正時代における銀・錢市場比價の變動
- 四 乾隆嘉慶時代における銀・錢市場比價の變動
- 五 道光時代における銀價昂騰錢價暴落
- 六 咸豐同治および光緒時代における銀・錢比價の變動
- 七 結 言

一 序 言

銀・錢の比價とは銀貨と銅錢との交換比率を指していふのである。清代における貨幣としての銀には銀地金貨幣たる銀兩と鑄造個數貨幣たる外國銀貨とがあつたが外國銀貨がそのままの形であまねく支那各地に流通したしたのは南京條約以後のことであり、それ以前は廣東・福建等沿海諸省に少額流通した以外、大部分の銀貨は銀兩に鑄潰され、地金貨幣として用ひられたのである。南京條約後あまねく外國銀貨が流通し、ことに光緒時代から廣東・湖北等の各省で外國銀貨をそのまま模倣した銀元が鑄造されたが、これらも流通の基礎は八リアル銀の重量すなはち一兩の百分の七十二の銀地金價値にあつたこといふまでもない。銀兩は普通に元寶銀、俗に馬蹄銀など呼ばれる馬蹄形の銀塊で從來から支那に存在し重量品位を計量する全くの銀地金貨幣であつた。従つて銀・錢の比價もこの銀兩一兩に對する銅錢の枚數によつて表はされるのである。清代の銅錢に

は一文の制錢のほか、咸豐以後に鑄造された五十文、百文等の大錢、光緒以後各省で鑄造された十文、二十文等の銅元があつたが、ここに銅錢とは清代を通じて流通最も多かつた一文の制錢を指すのである。

銅錢が制錢の名で知られるごとく純然たる支那の法貨であつたこといふまでもないが、銀兩も單に貨幣の效用を有したといふのみならず、少なくとも清代では銅錢と相並んで完全なる貨幣、いな法貨でさへあつたのである。清朝文獻通考の錢幣考には我朝銀錢兼權、實爲「上下通行之幣」とありまた清朝歴代、制錢の價値を定むるとき必ず銀兩に對する比價をもつて、これを示してゐるのである。しかしてこれを實際に徴するに例へば地丁錢糧のごとき中央政府の國庫に入るものは制錢よりも銀兩が多く、中葉からはことに然りであつた。法定錢價として銀との比率を定むるものためであつて、これすなはち銀がいゆる鑄造貨幣でなくとも事實において法貨の働きをなしてゐた證據である。法貨といつてもその時々金屬價値がすなはちその時々名目價値であるいはゆる銀地金貨幣であるが、しかしこの點は制錢すなはち鑄造の銅錢もほぼ似たものであつた。金屬價値に鑄造費等を加へたものがその名目價値に一致しなければ銷毀が起るか私鑄があつて容易に流通しがたいのである。これは一面鑄造の制錢といへども銅地金としてすなはち一商品とし

て自然經濟的にしかその機能を發揮しえなかつたのであるといへる。かかるものがもし法貨でないとすれば上述の銀兩ももとより法貨ではなかつたことになる。銀地金のままでその地金の上にはゆる銀貨の形式を適用しなかつたことについてはすでに加藤博士が「唐宋時代における金銀の研究」においてこれを論せられてゐるごとく（全書卷二頁四一八―四二三）（一）鑄造費支出のために國庫に多大の損失を被らすべきこと、（二）私鑄蜂起の患あること、（三）如上の危険を冒して銀錢の類を鑄造する必要なきことであるが、この理由はほぼ清朝に當嵌まるのであつて、鑄造銀貨を造らなくとも實際に法貨たるの效用を得ればよいとしたためである。

ことに順治十年西曆一六五三年 いはゆる一釐字錢なるものを鑄し以後永くこれに倣つたときは銀をもつて本位貨幣とし、銅錢をもつて補助貨とせんとしたものと考へられる。すなはち制錢の背に漢文で「一釐」の二字をつけたのであるが、清朝文獻通考の著者も本朝之一釐字錢、則紀直銀之數といつてゐるごとく、一釐といふのは銀の重量の單位従つてその價値の表示である。十進法で兩、錢、分、釐とて一兩の千分の一が一釐であるが、當時の制錢一文の重さは一錢二分五釐でその一文の價値が一釐といふことはそれだけの銀の重量の價値を指すものにほかならぬ。さすれば銀を少なくとも廣義の法貨として見ることは差支へないことと思ふ。

制錢は正しく法貨として鑄造したものであり、銅地金そのものの價値の變動、および銀地金に對する相對的價値の變動のため私鑄私鑄の事實があつたにしろ、とにかく、法貨としてさらに名目貨幣として流通させようといふのが清朝の意思であつて近代の先進諸國におけるそれとはその程度に差こそあれ支那においてもある點まで拘束力をもつてゐた。

なほ銅錢の中には清朝各時代毎に鑄造された各種制錢のほか、私造または磨損した私錢小錢と稱するものがあつた。しかし制錢といへども、大體は銅地金價値によるものである以上、流通上においては私錢小錢を特に制錢と區別してこれを除外する必要はない。もつとも實際使用の場合においては制錢との混合の割合によつて高錢毛錢の區別があり、さらに沖頭錢、一九錢、二八錢、四六錢、對開錢あるひは倒四六錢等の名稱があり、またその用途にも地方の習慣上それぞれ異同があつたが、これは却つて私錢小錢が制錢と共にこれに準じて立派に流通する銅錢であつた意味である。されば以下本文において制錢といふは必ずしも官鑄の制錢のみの意ではなく時には小錢私錢をも含んで指すこともろんである。

さて、銀および銅錢が廣義の法貨と認めて差支へない以上、兩者の間には法定の比價が存在するはずである。清朝時代においては後に述べるやうにこれが大體銀一兩に對して銅錢一千文の規

定であつた。しかるにその地金價値によつて市場に流通する以上、地金價値と懸け離れた名目貨幣は流通しがたいのである。しかも銀銅はそれぞれ獨自の原因によつてその價値に變動あるのが普通である。故に一旦法定比價として定められた、市場における交換率も同様であつた銀・錢の比價も、次の時期には實際市場においてはもはや法定比價を遵奉することができないやうになることがある。その時の銀・錢の比價がいはゆる市場比價である。しかして銀の方は大體にその品位と重量とによつて計られる重量貨幣なるに銅錢の方は個數貨幣なるが故に市場比價は銀若干量に對する、銅錢の枚數の多少によつて表はされる。すなはち銀を標準にすれば市場比價の存在は銅錢の騰落變動といふことになる。

しかるにそもそも銀銅市場比價決定の要因はその時の社會の銀銅に對する需給關係による。これを世界市場における需給關係と解せずとも、單に支那社會内部における需給關係と見てよい。この場合注意すべきは、銀銅の比價であるからそのいづれか一方の騰貴は他の下落であり、他の低落は一方の騰貴であることもろんであるが、一方の騰貴は必ずしも他の需要が減じたとのみ解すべきでないことである。他の需要が増大しつつあつても一方に對する需要がより大であつた場合にはその比價は他の下落として現はれることもあるからである。かかる場合には例へば銅錢

の下落は必ずしも一般物價の騰貴を來たさぬのである。

市場比價は銀若干量に對する銅錢の枚數によつて表はされるが、銅錢一枚について見れば法定比價のほかに市場比價の存することは、法定比價にてはその銅錢の名目價と地金價とがもはや一致しないことである。一致しないにかかはらずなほ法定比價を維持せんとするときその懸隔がある程度に達すると——實際には懸隔がなくともさらに惡質のものを私鑄することがある——私鑄私鑄の現象が起る。このことは敢へて法定比價の維持と限らず、一時期の市場比價を標準とし次の時期の比價に變動がある場合も同様である。

さて銀・錢の比價従つて錢價に變動があればこれが種々の點において社會におよぼす影響極めて大なるものあることいふまでもない。支那において清朝時代一般中流以下の民間ではその収入は多く銅錢勘定であつた。もしその支出において銀勘定のものがあつてしかも銀價が騰貴してゐた場合のごときは非常な苦痛をうけねばならなかつた。農民のごとき作物を賣却する時は銅錢建て、田賦を納める時は多く銀建てをもつてせねばならなかつたから銀價低落の時は割に樂だが騰貴の時の苦痛は一倍大なるものがあつた。もつとも法定比價があるからそれによつて納租すればよいわけだがそれは非常な政府の収入減少となるから實際かかる時には法定比價はあまり用ひられ

ない。また兵隊のごときその兵餉を受くるとき、銀で支給されるか銅錢で支給されるかによつて非常の影響がある。例へば銀價の高いとき錢文で支給されるか、錢價の高いとき銀で支給されればその使用價值減少し、これに反する時は使用價值が増大する。兵士に都合よければそれだけ政府の國庫には不利であり、國庫に都合よければ兵士に不利である。故に清朝ではこの兵餉はある率をもつて銀錢をませて給與したのであるが、その率の決定にはなかなか苦心してをり、その時の市價を參酌して絶えずこれを變へてゐる(乾隆大清會典事例卷一七) 兵餉のほか百官の俸給はじめ官府使用の職工その他の賃銀支拂も同様である。田賦を銀建勘定で納めるから銀價騰貴の折には缺租が多くなる。後に述べるやうに道光時代は銀の最も騰貴した時で缺租も多かつたやうである。これがまた、道光以來清朝の財政窮乏の一因となつてゐる。さらに制錢の私銷私鑄といふこともこれによつて起るのでこれが社會生活の秩序を混亂させたこといふまでもない。

そのほか、銀・錢比價の變動といふことが支那社會に與へた影響はなほ種々あることであらう。これらの影響については他日別に論ずる機會があることと思ふが、とにかく銀・錢比價の研究は近代支那を知らんとするものにとつて極めて興味あり、且つ必要なことと思ふ。しかるに清朝時代を通じての銀・錢比價の變動についてはまだ明確なる研究が發表されてゐないやうである。本

論文はいささかこの點を明らかにせんとしたものにほかならぬ。

二 清朝時代銀・錢の法定比價および市場比價との關係

順治二年^{西曆一六四五年}の題准に改鑄新錢、每七錢準銀一分、舊鑄錢每十四錢準銀一分、官以此徵收、民以此輸納、聽便行使といふことがある(乾隆會典則例卷四四等)。すなはち同年以後新錢を鑄造し每七文で銀一分に換へ、從前の舊錢は每十四文で銀一分に準ずるといふのである。これは同年戶部の議言によつたもので、清朝文獻通考の文によると、二年、定錢制每文重一錢二分、先是工部侍郎葉初春、以制錢每七文準銀一分、錢價日增、民未稱便、請鑄頒當五當二錢、以便民用、不允、至是戶部議言、錢文尙輕、應更舊制每文重一錢者、爲一錢二分、凡七文準銀一分、舊錢以十四文準銀一分、官以此徵收、民以此輸納、聽便行使、從之となつてゐる(清朝文獻通考卷一三)。葉初春の奏請は本文では單に先是となつてゐるが、これは東華錄によると順治元年七月のことになつてゐるから(東華錄順治元年)、制錢每七文で銀一分に準ずることは順治二年にいたつてはじめて定つたわけではない。但し順治二年後、制錢每七文で銀一分に準ずるのは新鑄の重さ一錢二分のものに限るのであつて順治元年

清朝定鼎直後、戶部寶泉局、工部寶源局で鑄造したいはゆる順治通寶なるものは本文にもある通り每文の重さ一錢であつて(乾隆會典則例卷四四、清朝文獻通考卷一三等)、いはゆる舊錢であるが、これは每十四文で銀一分に準ずるといふのである。しかしてここに舊錢といふのはあながち重さ一錢の順治通寶のみを指すものではなく、明代以來の諸種の舊錢を含めてゐるもので、その質も輕質あるひは惡質のものがあつたことはもちろんであらう。また、實際にかかる輕質もしくは惡質のものがあつたから順治二年の制定となつたものに相違ない。實際順治元年に每文の重さ一錢、銀との比價を每七文銀一分にしたことは北京定鼎早々のことであつて別に深く當時の社會經濟事情を察した上でこれを設定したものでなからう。なんとなれば、制錢每文重さ一錢の制定は隨分古くから支那の定制になつてゐるところである。もちろん私鑄その他で實際流通の錢文にはこれより輕質惡質のものがあり明末など隨分制錢の値が下落し三四十文から甚だしい時には六七十文でやうやく銀一分に換へねばならぬ状態の時もあつたが、それでも明代を通じ法定制錢の重量は大體每文重さ一錢であつた。最も新らしい崇禎の制錢も每文重さ一錢であつた。また、每七文を銀一分に準ずることも大體明代を通じての法定比價で明末嘉靖の制錢のごときも每七文銀一分に換へたのである。それで清朝も單にこの習慣を踏襲したと思はれるからである。

されば翌順治二年に早くもこれを改めたものと考へられ同年の制定はさう盲目的な制定ではなかつたと思はれる。しかしてそれによると銀・錢の法定比價は每七文銀一分に準ずるものと每十四文銀一分に準ずるものと二通りあること前述のごとくである。但し、二通りあるといふも重さ一錢二分のものを改鑄するまでの臨時的準則と解せねばならぬであらう。

むべなるかな翌順治三年の題准には禁用舊錢、送部者、每斤給價八分として舊錢使用を禁じ、一方、戸部では一斤につき銀八分をもつて舊錢を收買することにしてゐる(乾隆會典則例卷四四等)。これは清朝文獻通考等によると、三年禁用前代舊錢、戸部議定、制錢漸廣、舊錢應概禁不用、惟崇禎錢、暫許行使、其餘舊錢、有願送部者、每斤給直八分、以資鼓鑄とあつて(同書、卷一三)、新鑄の制錢が大分行きわたつたから、舊錢の使用は一概にこれを禁止する。但し、崇禎錢のみはなほ暫く行使を許しその餘の舊錢を戸部にもたらずものは一斤銀八分で收買しもつて鼓鑄の用とするといふのである。崇禎錢のみを例外にしたのは明末の制錢中崇禎通寶が最も精工良質のものでそのはじめは銀一錢五十五文で換へたくらゐるものであつたからであらう(續文獻通考、卷一一)。しかし、この令は實際には容易に行はれなかつたらしく、翌順治四年にも用前代舊錢通行嚴禁としてこの禁をかさね、さ

らに順治八年にいたつてまた、明季廢錢、願送部者、量給價值如文、到三月、仍舊行使者、枷一月、杖一百、地方官以溺職論、とて嚴禁してゐる(乾隆會典事例卷一七六、同會典則例卷四四)。清朝文獻通考にはこれを以明季舊錢流行日久、未能遽革、復申其禁、以三月爲限、過三月仍行使者、罪之と意譯してゐる。

かく實際には容易に舊錢の禁止は行はれなかつたのであるが、しかし、舊錢每十四文銀一分に準ずるといふ法定比價ははじめて舊錢の使用を禁止した順治三年から少なくとも公的には廢止されたわけである。それで順治三年以後の銀・錢の法定比價は每七文銀一分のみといふことになる。

しかるに順治四年になつてまたこの比價を變へてゐる(乾隆會典事例卷一七六、同會典則例卷四四)。通考の文によると、更定錢直、戸部議定、制錢行使、原係每七文準銀一分、錢價既重、小民交易不便、應改爲每十文準銀一分、永著爲令とあつて(通考卷一三)、戸部の議定によつて銀・錢の比價每七文銀一分に準ずるを改めて每十文銀一分に準ずることとしてゐる。この例はこの後長く清朝の中葉にいたるまで定例となつたものである。もつともその中には後に述べるやうに制錢の重量を變更したことは數度あるが銀・錢の法定比價は依然として每文銀一分を維持してゐた。制錢重量の數度の變更とは、

順治八年西曆一六五一年 制錢每文の重さを一錢二分五厘に増し、同十四年西曆一六五七年 さらに増して每文重さ一錢四分としたが、康熙廿三年西曆一六八四年 にはこれを減じて每文重さ一錢としたことである（乾隆會典事例、同會典則例、清朝文獻通考等）。

康熙四十一年西曆一七〇二年 になつて、さらに錢文の重さを改め每文一錢四分とし、しかしてこのとき従来の定例のほか一の準則が規定された。通考によると、（略前）自本年十一月鑄大錢起、三年之内暫准兼用舊鑄小制錢、但錢直交易不便、一律應定新鑄制錢每千文銀準二兩、舊鑄小制錢每千文準銀七錢、俟三年後新錢足用、則舊錢可漸次令其各自銷毀（略後）とある（同書、卷四一）。ここに大錢とは每文重さ一錢四分の制錢を指し、舊鑄小錢とは康熙廿三年以後の每文重さ一錢のものを指すのであらう。しかしてこの大錢ならば銀との比價每千文銀一兩にするが、舊鑄小制錢は每千文銀七錢に準ずるといふのである。制錢千文銀一兩の比價はすなはち每十文銀一分に準ずると同一であるからこの方はやはり従前の定例通り銀錢の比價を變更しないといふことである。每千文銀七錢に準ずる方は銀・錢比價の變更である。すなはちまた二通りの法定比價が定められたわけであるが、この場合も順治二年の例と同じく、法の上においては每千文銀一兩に換へる方が本則であつて每千文銀七錢に準ずる方は準則とも稱すべきものである。これは本文にもあるやうに後者の法

定比價を許すのは實際の可能不可能の問題を別にし、とにかく立法者の意思では三年内に限るものであるからである。されば康熙四十一年の法定比價の一部變更も實は暫時的準則の變更にすぎないので本則としてはやはり每十文銀一分の例を守るものといはねばならぬ。

この後康熙六十年西曆一七二一年 の議准に京城制錢、向來市價、每銀一兩易錢八百八十文、今易錢七百八十文、錢價日貴、民用甚艱、嗣後將賣米所收制錢、令五城照市價易銀交庫、俟錢價稍平、即行停止、とあつて（乾隆會典事例卷一七六、同會典則例卷四四）、銀・錢の比價を向來の市場比價銀一兩錢八百八十文に準せしめたのであるが、これもやはり臨時的のものであつて本文にある通り錢價やや平なるをまつて停止すべきものであつた。また、その範圍も直隸五城の小地域で、しかも米を賣つて、戶部の銀庫に收める場合に限つてゐるので以つて一般的銀・錢の法定比價とすることはできぬ。通考によると翌六十一年にもほぼ同じ例を出してゐる。

雍正七年西曆一七二九年 の上諭も、錢爲國寶固必流通以利民、然必權衡輕重使得其平、方能便民用、而無弊、（中略）嗣後每銀一兩、止許換大制錢一千、著行文直省一例遵行、といひ（乾隆會典事例卷一七六、朝政典類纂卷六一および通考の文は事例、則例の文とや移動あるも意同じ） 銀一兩錢一千文の定例を申定してゐる。

雍正十二年西曆一七三四年 には制錢の重量定例一錢四分のものを減じて一錢二分にしてゐるが銀・錢の

法定比價はもちろん従前通りである(乾隆會典事例卷一七六、同會典則例卷四四、通考卷一五)。

乾隆元年西曆一七三六年の上諭に朕聞、雲南兵餉、有搭放錢文之處、每制錢一千、作餉銀一兩而兵丁領錢千文、實不敷銀一兩之數、未免用度拮据、其應如何變通辦理、以惠養滇省弁兵、著雲南督撫會議具奏、尋議定、自乾隆二年爲始、每錢一千二百文作銀一兩、配給とあつて(乾隆會典事例卷一七六、通考卷一六)、銀一兩制錢一千二百文の例を作つてゐるのであるが、これは特殊の地方たる雲南のしかも兵餉の發給に限ることであつて、もちろん一般的法定比價の變更といふがごときものではない。いな、かかる特例を設けたことは却つて一般的法定比價が銀一兩錢一千文の維持にあつたことを意味してゐる。

乾隆四年西曆一七三九年工部侍郎韓光基の奏請によつて寶泉寶源二局の爐頭の工料、従前制錢で給したものを銀兩に改め給すやうにしてゐるが、この時も每錢一千文で銀一兩に換算してゐる(乾隆會典事例卷一七六、通考卷一六)。乾隆九年西曆一七四四年からは江南はじめ一般に兵餉はすべて銀兩を搭放してよい例になつたのであるがその時の上諭にも江南搭放餉銀、自乾隆九年爲始、仍照定例、每銀一兩給錢一千(中略)至現在鼓鑄省分、如有折扣搭給者亦一例加恩、照江南之例給發とあつて(乾隆會典事例卷一七六、同會典則例卷四四)。銀一兩錢一千文である(因に會典事例並びに則例にはこの上諭が出たのを乾隆九年としてゐるがこれは通考のごとく八年が正しいと思はれる)。

嘉慶會典には各省徵收支放通例、皆制錢一串、作銀一兩とあり(同書、卷十四)、やはり制錢一串すなはち一千文をもつて銀一兩に準ずる従來の定例を申明してゐる。

その後道光十一年西曆一八一八年になつて京城における銀・錢の比價を定め每銀一兩制錢一千一百文とし同廿一年西曆一八一年にはさらにこれを每銀一兩制錢一千三百文としてゐる(光緒會典事例、卷二二〇)。これはもちろん單に京城すなはち北京における比價の更定にすぎないので、以つて一般的法定比價の變更とはいへぬ。しかし京城以外の他地方は依然従來の比價を遵奉してをり、ただ京城にのみ特例を設けたと解するならそは大なる間違ひであらう。これは、後にも述べるごとく實は當時各地方すでに従來の法定比價を遵奉することなく各々その市場比價によつて交易してをり、中央政府の力をもつてするも如何ともする能はずこれを放任してゐたのであるが、ただ京城のみはなほ威力のおよぶ範圍としてここに新たなる錢價を定めたものと解すべきである。もつともこの京城における新定の比價はやがてはこれを一般市場にも準用せしめる意思であつたらうから、京城錢價の新定は以つて當時支那の法定比價なりと見做せないこともないが、しかしこれはやはり京城のみの比價で一般的には法定比價の存在なしと見るべきであらう。なんとすれば、この後咸豐三年西曆一八五三年に京城の錢價をさらに每銀一兩錢二串すなはち二千文と定め、しかして翌四年には河南省の錢價

を銀一兩制錢一千六百文と定めてゐることでもこれを徴することができる(光緒會典事例卷二二〇)。

咸豐十一年西曆一八一八には京城の錢價をさらに二千文銀一兩に換へることとし、同治七年西曆一八六八年にはこれを減じて一千二百文銀一兩とし、さらに光緒七年西曆一八八一年毎庫平銀一兩制錢一千七百文に合することに定めてゐる(光緒會典事例卷二二〇)。これらもちろん一般的法定比價と見ることはできず、ただ京城の地方的法定比價にすぎぬ。

これを要するに清朝においては順治のはじめ暫く毎七文銀一分に準じ、例外として小制錢毎十文銀一分に準じた以外、順治四年以來は銀・錢の法定比價を毎十文銀一分すなはち銀一兩制錢一千文に換ふるをもつて定例となし、これが大體康熙、雍正、乾隆、嘉慶と續いたのである。但し、ここに注意すべきは雍正の終り頃を境としてその前後に少なくとも立法者の意思に變更があるといふことである。すなはち重ねて引用するが、順治四年の例には、制錢行使、原係每七文準銀一分、錢價既重小民交易不便、應改爲每十文準銀一分永著爲令として小民交易不便をいつてゐるのは、その法定比價をただに官府の出納に適用するのみならず、一般民間の取引にも適用する意思であつたこと明らかである。康熙廿九年西曆一六九〇年の議准に錢直不平の禁例を定めたものがあるがこれによると、自今、市肆交易、務照定例、每銀一兩、毋得不足千文之數」として(通考卷一四)市

肆交易をいふのもまたこの意を明らかにしたものである。先に一部引用した雍正七年西曆一七二九年の上諭も錢爲國寶、固必流通以利民、然必權衡輕重、使得其平方能使民用而無弊、若錢價過賤、民間貿易之際、物價必致虧損、而姦弊從此起とて、錢價賤に過ぐれば民間交易の際に虧損を致すとて法定比價に準據すべきことを令したものである。

しかるに雍正十二年西曆一七三四年の題准には、大宛二縣額設錢牙、均令分五城地方酌量錢價貴賤、以平時值、每十日、令牙戶親身赴部報價一次、務令錢價平減、以便民用云々とあつて(乾隆會典事例卷一七六)大宛二縣の錢牙を分つて五城地方に配置し、錢價の貴賤を酌量して以つて時價を平にせしめまた毎十日に一回みづから戸部に赴いてその價値を呈報せしめ以つて民用を便にせよといふのである。これは實際の市場比價には騰落があつて法定比價が勵行されない一證據であるが、それと共に朝廷でもこの市場比價の變動は到底防遏できるものでないから必ずしも民間まで法定比價を強行せず、ただ市場比價にある種の抑制を加へて以つてその平を維持せんと欲した意思が現はれてゐる。

のみならず、先にあげた乾隆元年の上諭のごときは、たとひ雲南の僻隅ではあるにしてもその兵餉として毎制錢一千二百文をもつて銀一兩に準せんとするとき、官府の收支においてすらな

ほ法定比價を強行しなかつたわけである。なほかかる例は乾隆五年^{西曆一七四〇年}の寶泉寶源二局工料分給銀錢の例で前年銀一兩制錢一千文に決めたのをさらに錢仍照市價易銀と定めてをり、同年湖南の兵餉をやはり依_三照市價配減出易とて市價によることを許してゐる^(清朝文獻通考卷一六)。一般民間への強制はなかなかむづかしいものであつたことが考へられ、先の雍正十二年の題准も直隸の五城地方であつたからこそ縣牙を配置して錢價の高低を酌量せしめることができたのであるが、それ以外の地はおそらく實際には市價の騰落にまかすよりほかながつたであらう。

また、乾隆五十一年^{西曆一七八六年}の覆准には各省市換錢價、長落隨時、行令將_三市換錢價有無增昂、按月查明、按季報部、以憑查覈とあつて^(乾隆會典事例卷一七六)各省錢文の市價は毎月その高低を查明して戸部に報告せしむることを定めてゐるのは、政府が民間の取引に關して法定比價を強制せず市場比價自然の高低にまかせようとした明證であらう。

かくて先にあげた嘉慶會典の規定もいまだ一度見直す必要がある。すなはち、各省徵收、支放、通例、皆制錢一串、作銀一兩といふごとく、なるほど、制錢一千銀一兩の定例の規定であるが、それは各省徵收支放通例で決して民間の交易までにこれを強制する意思ではない。

かく雍正の末年から嘉慶にかけての銀・錢法定比價強制の意思乃至は範圍がそれ以前とは大分

變つてきてゐることを知るのであるが道光以後になつてはその官府の收支のみの法定比價さへもこれを強行できず市場比價の變動によつて左右されることとなり、ここにほとんど全く法定比價の存在をなくするにいたつたのである。

故に銀・錢法定比價の強制程度から見て、清朝は大體雍正以前、乾嘉時代および道光以後の三つに區分することができるといふやうである。但し、雍正以前といへども、實際に民間まで必ず法定比價が行はれた意味ではなくて法定比價を維持せんとする比較的熱意が清朝にあつたといふくらゐである。しかして道光時代およびそれ以後も銀一兩制錢一千文が法定の比價であるといふ考へは爲政者の頭の中にあつたやうである。例へば道光十九年^{西曆一八三九年}包世臣の銀荒小補説には當時銀一兩錢千六百三十餘文のところあるを述べ、定例制錢一千、准庫紋一兩といひ^(清朝經世文續篇卷五八)道光二十四年^{西曆一八四九年}の江西巡撫吳文鎔の設法貴錢賤銀疏にも定例のことが見えてゐるのである^(同書卷五八)。

三 順治康熙および雍正時代における銀・錢市場比價の變動

順治元年^{西曆一六四四年}工部侍郎葉初春が以制錢每七文、準銀一分、錢價日增、民未稱便、請頒鑄當

五當二錢_二以便_一民用と奏請して(順治東華錄同年條)許されなかつたことはすでに述べたところであるが、當時の銀・錢の法定比價制錢每七文準銀一分に對し、實際の市場比價はこれと一致しないものであつたことを知るのである。

思ふに當時は清朝鼎定のはじめでその鑄造した制錢も同年の順治通寶だけにすぎなかつた。それで當時制錢といつても民間に流通してゐるのは大部分前明時代もしくはそれ以前のものであつたこと疑ふべくもない。ところが明代ことに明末の制錢にはその質量において輕量惡質のものが多く、これらをもつて銀と交換するにはたとひ法定比價があつたとしても實際には市場比價に準じて交換されたものと思ふ。しかしてこの場合銀一分に對する錢文の交換個數は七文以上であつたため如上の葉初春の奏請となつたもので該文は「制錢每七文で銀一分に準ずるのが法定比價であるが、實際の市場では制錢が下落してゐるので民は不便を感じてゐる。かく制錢が市場において下落してゐるのは、同じ一文錢で輕量惡質のものがあるからで、これを救つて法定比價を強制するには別に當五錢當二錢の大錢を鑄造されたがよい」といふのである。錢價日増は實際には錢價日減としてよいと思ふのであるが、今日でも銀に對して銅貨の値段の安くなつたとき支那人はこれを錢價が増したといつてゐる。

但し、銀に對する制錢の市場比價が下落するのは制錢の輕量惡質といふことによる場合のほか、銅地金の下落すなはち銀地金の昂騰による場合もある。もつともここに銅地金の下落すなはち銀地金の昂騰といふはもちろん今日のやうに世界市價における銅銀地金の騰落といふ意味ではなくて、支那社會内における騰落、換言すれば支那社會がそれらに對する需給の強弱によつて決定される價値である。その銅價の騰落、從つて銀價の低昂は必ずしも直ちに錢價を左右するものではないが、あるひは私銷を誘ひあるひは私鑄を招いて錢價を變動せしむるに足ること支那歴史においては常に繰り返されたることである。しかして銅價高き時は私銷多く、銅價低き時は私鑄多きを常とするが故に、輕量惡質による錢價の下落は一面から見ても、また一般的銅價の下落と關係あることと思はれる。先の葉初春の錢價日増といつてゐるのもこの間の消息を物語るものであらう。

翌順治二年の題准はこの救濟法として定められたもので、從來の制錢はその法定比價を改めて每十四文銀一分に準ずることとし、新たに改鑄せんとする新錢は每文の重さ從來の一錢を改めて一錢二分とし、この方は従前通り每七文銀一分に準せんとしたこと既述のごとくである。しかしてこの場合、每十四文銀一分に準ずるは暫定準則なること翌順治三年西曆一六四六年の禁用舊錢例によつ

て知らるることもまたすでに述べたところである。

制錢每文の重さを一錢から一錢二分に増し、この後さらに一錢二分五厘、一錢四分と増したのであるがこのことにつき清國行政法の著者は「(略)上、かくのごとくしきりに重量を増加せし所以は、いまだこれを詳悉すること能はずといへども顧ふに清朝新に支那本土に君臨し兵火いまだ熄まず従ひて新錢の流通圓滑なるをえざるによりその重量を増加して民間の信用を估ふの必要ありしならん」と論じてゐる(清國行政法第三卷十八頁)。清朝にこのごとき意思の存したことはおそらく事實であらうが、實質價値の小さい貨幣を法貨として名目價値通りに流通させうる社會はよほどその社會全體が進んだ社會か然らざれば法貨としてそれが流通を強制しうる十分に強大な中央權力の確立してゐる社會かでなければならぬ。しかるに法貨といへども實際にはほとんど銅地金——鑄造費は加へる——としてしか通用しなかつたやうな支那社會で、清朝がいまさら急に法貨として強制しようとしたところが、容易に流通するものでない。さりとて鑄造貨幣を作らないで、すべて銅地金のまま、民間に他物と自由交換を許すほど民生あるひは統治について無關心でもありえない。もしかかる自由放任の態度を採つたなら民間日常零碎の交易において極めて不便を來たす恐れあるのみならず、實際には貨幣鑄造によつて得らるべき政府収入を失ひ、さらに後に述べるごとく租税の

徴收上甚だしい不便を感じなければならない。これは如何に放漫な支那の政府といへども敢へて放任しあたはざるところ、いはんや清朝においてをやである。いな清朝は既述したごとく少なくともその初期においては制錢を法貨としてあまねく民間にも強制せんとする意思をもつてゐた。しかも、實際市場における銅價の下落、輕量惡質錢文の流通による錢文の下落に對しては如何ともするあたはず、すなはちその重量を増加することによつて法定比價を維持せんとしたこと推想に難くないのである。

順治四年西曆一六四七年にはこの新鑄錢をもつてするもなほ法定比價を維持することができず、つひに每十文銀一分に準ずることにし、永著爲令とて今後永くこの比率を變へざることを定めてゐる。

(前出) これにも錢價既重といふ文句があるが、やはり錢價下落の意味である。

順治八年西曆一六五二年戸部の議言に錢爲國寶務厚且大、始定制每文重一錢、繼重一錢二分、猶嫌其輕、應每文改鑄重一錢二分五釐とて、每文の重さを一錢二分五釐に改めてゐるが、その理由として、錢は國寶たる故務めて厚且つ大なるを要すとしてゐるのは如何。

清朝文獻通考の卷十三錢幣考順治十年の條には先因各省鑄局過多、定議裁減、至是以錢用日廣、錢價漸昂とて錢價がやうやく騰貴してきたことをいつてゐる。各省の鑄局過多をもつてこれを

裁減したのは順治八年で毎文一錢二分五釐の重さに改めた後である(乾隆會典事例卷一七)。思ふに一方錢文の重量を増すとそれに一方供給量を減じて、以つて法定比價を維持せんとしたものであらう。しかしてこの効果が少し現はれて錢價がやうやく昂つてきたものと考へられる。但し順治二年に暫時的準則として定められた舊錢比價の例は順治三年の舊錢禁例等を経て革去すること能はざりしものと見え、順治八年には一釐字錢なるものを鑄造してその工を精巧にし以つて私鑄を防がんとするかたはら、其見行舊時制錢、原有高低厚薄不_レ等、難以強齊、一切貿易應暫從_レ民便_一とて舊制錢は質量一樣ならざるにより、強ひて比價を定めず民間の便宜に従ふこととしてゐる。すなはちこれより法定比價の適用は主として新錢のみで舊錢小錢にはこれが存しないこととなつたわけである。法定比價がなければもちろん市價にて銀と交換さるるわけであるが、この比率が如何であつたかは明らかにならなかつたとしても各錢文によりそれぞれ異なるはずである。しかして實際には舊錢小錢が用ひらるればこれが制錢の中にも攙和せられ従つて制錢の價値をも下落さすわけであるから良貨はやがて市場から驅逐せらるることとなるであらう。

順治十四年西曆一六五七年戸部の議言に、見今錢多壅滯、應上下流通云々とあるのはこれをいつたもので舊錢小錢の流通比較的に多きに反し比較的軽く且つ精工なる新錢が囤積して流通しなくなつた

事實を語つてゐる。されば同年、各省の鼓鑄を停めこれを京局に歸一し、更定錢制毎文重一錢四分(中略)其見行之錢、姑准_レ暫用、俟_レ三年後、止用_レ新鑄制錢、舊錢盡行_レ銷毀、とて毎文の重さを一錢四分に増し、また現行の制錢は三年間の暫用を許すがその後は一切これを銷毀することとしてゐる(乾隆會典事例卷一七三) 清朝文獻通考卷一三。

制錢毎文の重さを一錢四分にしたのはその時の上諭に務比舊錢體質更加_レ潤厚、重一錢四分、磨鑪精工、且兼_レ用滿漢字、俾私錢難於_レ僞作すなはち技術の精巧、滿漢文字兼用と共に舊錢と區別しやすくし私鑄僞作を防ぐために重いものを鑄造するとしてゐる。これによつて見れば順治八年毎文重さ一錢二分五釐としたのもおそらく同様の理由からであつたらう。このことはこの年私鑄銅錢の禁令、局官失察私鑄處分を定め、また攙和行使舊錢廢錢禁例を出してゐるのにも見ても(會典事例同上)ほば推察され、内外相應じて舊錢私鑄を絶滅し以つて法定比價を維持せんとしたものと考へられる。しかして私鑄僞作を防ぐために技術の精巧を期する以外その重量を増すことは、從來の錢文の價値がその地金價値と甚だしく懸け離れてゐたか然らざれば當時の銀に對する銅地金の相對的價値が漸次下落しつつあつたため、なるべく錢文の地金價値を當時の市價に接近せしめんとしたものである。

しかるにこれまで漸次その重量を増加してきたことに鑑み、また、從來支那ではあまりに市場價値と懸け離れた名目制錢の通用しがたかつたことと思ひ合すれば、この現象は少なくとも法定制錢の實質價値大にして銅市價と懸け離れざるも、ただ當時支那にて銀に對する銅價の相對的價値が一般に下落しつつあつたものと見るのが至當であらう。要するに順治八年制錢の重さを一錢二分五釐にしてより、順治十年頃その一時的昂騰を見たが、その後また下落してきたものと考ふべきである。

その後康熙十二年西曆一六七三年になつて四川道御史羅人傑が、奸民の制錢を銷毀して銅器を造るものがあるから禁止されたしとの奏疏を上つてゐる。これに對する九卿の議定には銅價所在高昂、而毀千錢已可得銅八斤有餘、銅價浮於錢價、直可獲利以倍、非嚴立科條、不能禁其不毀制錢也、とあつて清朝文獻通考卷一三、銅價が高くなつてきて、制錢千文を毀すと銅八斤餘が得られ錢として使ふより銅としての方が遙かに利益ある状態であるから、嚴重に罰則を立てて制錢を銷毀せぬやう禁じなければならぬといふのである。すなはち少なくともこの頃から従前と反對にまた銅價騰貴の傾向が現はれてゐるのである。同年、さらに銅器鑄造の禁例をかさね同康熙十四年西曆一六七五年さらに開採銅鉛の例および辨銅官虛報起解處分例を定めてゐるのもこのためであらう同。

康熙十七年西曆一六七八年各關差完解銅斤之限を申定し翌十八年の上諭には、今聞、錢法漸弛、鼓鑄滋弊、以致制錢日少、價值騰貴、とて同解送廢銅の令を出してゐる。これも銅價騰貴のためであり、制錢日少も銅價騰貴のための銷毀によるものである。

この後、福建、雲南、湖南等において増鑄を行ひ、また、各關稅、蘆課銀をもつて寶源局用銅を増辦するやうにしてゐる清朝文獻通考卷一三。そして康熙二十三年西曆一六八四年にはつひに制錢每文の重さを從來の一錢四分より一躍一錢に減じ、なほ寶泉局をして毎年四十卯を鑄造するやうにしてゐる。これば吏部左侍郎陳廷敬の奏疏によるもので、それには民間所不便者、莫甚於錢價昂貴、定制每錢一千直銀一兩、今每銀一兩、僅得錢八九百文、錢日少而貴者、蓋因奸究不法、毀錢作銅牟利所致、鼓鑄之數有限、銷毀之途無窮、錢安得不貴乎、欲除毀錢之弊、求制錢之多、莫若鑄稍輕之錢、毀錢爲銅、既無厚利、則其弊自絕、略とある。すなはち當時銀一兩で制錢八九百文にしか換へられなかつたといふのである。しかしてこれは奸究のものが制錢を銷毀して銅となし利を謀るため制錢の流通量が少なくなつたからで、これが救濟策としてはやや軽い錢を鑄造するが第一である。しかれば銷毀して銅となしても利益がなく自然その弊を絶つことができるといふのである。この文の裏には現在の制錢はその名目價値に比し金屬價値が大きいからもう少し軽くして金

屬價値と名目價値とが一致するやうにせねばならぬといふ意味がある。しかしてこれは銀に對する銅の價が昂騰してゐることを指すものにはかならぬ。

康熙二十五年^{西曆一六八六年}の九卿科道の議言には各省銅產、不能充裕、價直漸昂、每斤原價銀六分五釐、誠有不敷、今酌增三分五釐、每斤合計銀一錢とあつて政府が商人より買上げる銅の値段が從來每斤銀六分五釐のものを每斤銀一錢にするると明らかに銅價が騰貴してゐることをいつてゐる。しかして、これによると銅價騰貴の理由は先の陳廷敬の奏疏にいふ制錢の流通量が少なくなつたためといふよりも各省の銅產額そのものが多くないためと見てゐるやうである。康熙二十七年^{西曆一六八八年}には各省蘆課辦銅の價格も每斤銀一錢にしてゐる^(上)。

康熙二十九年^{西曆一六九〇年}に錢直不平禁例を申定し自今市肆交易、務照定例、每銀一兩、毋得不足千文之數とて千文以下にて銀一兩に換へてはならぬとしてゐるがこれも實際には當時千文以下が相場であつた證左である。

しかるに康熙三十六年^{西曆一六九七年}の上諭には朕頃謁陵時、見用小錢者甚衆、所換之錢亦多舊錢、兩局錢使用者絶少、此實非益民之事也、今歲田禾大有、而米價仍貴、詢之士人、皆云錢賤、所以米貴、^(下)とあつて^(清朝文獻通考卷一四)制錢の價値が賤しくなつてゐることが見えてゐる。しかしてその理由

を小錢舊錢の使用者多く、寶源、寶泉兩局官鑄制錢の使用者少ないためとしてゐるやうである。同三十八年には民間をしてみづから私錢を銷毀して官に交へ收買する令を出し、また、同三十七年から三十九年にかけて廣東、浙江、湖南、湖北等の鼓鑄を停止せしめてゐる。

康熙四十一年^{西曆一七〇二年}には遂に康熙二十三年^{西曆一六八四年}以來の每文重さ一錢の制を改めて制錢每文重さ一錢四分に更定してゐる。すなはち康熙二十三年以前の制に戻つたわけであるがその時の九卿議言に、今制錢、易於攙和私錢、請仍照順治十四年錢式改鑄每文重一錢四分^(中)自本年十一月鑄大錢起、三年之内、暫准兼用舊鑄小制錢、但錢直交易不便一律、應定新鑄制錢每千文準銀一兩舊鑄小制錢每千文準銀七錢^(下)とあつて^(上)十一月より新鑄せんとする錢文重さ一錢四分のものは定例通り銀一兩制錢一千文とするが、俄かに供給あまねく行きわたるわけにゆかぬから三年間は從來の制錢の流通を許しこの方は制錢一千文で銀七錢に準ずるといふのである。しかし、その理由は從來の重さ一錢のものは私錢を攙和しやすいからといふにあるが、重さを一錢四分にしたことや一錢のものは一千文銀七分に準ずること、および私錢を攙和しやすいことはすなはち銅價の下落を意味するものにほかならぬ。これまで毎一千文銀一兩に準じてゐたものとするればこれを銀七分に準ずることは銀一兩制錢約一千四百文に準ずるわけである。

すなはち康熙十二年頃から三十年過ぎにかけて昂騰してゐた銅價は四十年前後に下落を見たのである。しかるに康熙五十六年西曆一七一一年頃になるとまた騰貴してきたらしく同年私銷小制錢作銅變賣禁例が出てゐる。これは最初、大學士等の議言に前因江蘇等省解銅、恐有逾限、定錢局暫行收買舊器皿廢銅通融辦理、近聞、奸民私銷小制錢作廢銅變賣、較之錢價、獲利以倍、於錢法轉滋弊竇、應亟行禁止（清朝文獻通考卷一四）すなはち江蘇省等が關稅銀蘆課銀等をもつて銅を辨じ錢局に送るのが定例であるがいつも期限に遅れがちなので、錢局に銅の器皿その他廢銅を收買して融通することを許したところ、奸民が小制錢を私銷し廢銅として變賣し、錢價に倍する利益を得てゐるといふによるものである。錢價の倍の利益を得るといふのは單なる形容であらうが、小制錢を私銷して廢銅となしなほ利益があるといふことは錢局が一時的辦法として廢銅を高價に買入れたためとはいへ、なほかくのごときことをしなければならぬほど銅を需要したことであり、しかしてこれはやがて銅價が高騰しつつあつた證據でなければならぬ。

翌康熙五十七年西曆一七一二年の戶、工二部の議言には、見今銅價日昂（下）と見え、（上）各省採銅の價値を増し、その翌年の五十八年の上諭には、戶部見今採買舊銅器皿、工部又行採買京城馮、有如許舊銅採辦、不得之時、不肖之徒乘機射利必致將制錢銷毀轉賣、毀錢則錢價必長、甚與民生無益といひ、（同）毀錢が錢價を長せしむとて收買舊銅之令を罷めてゐる。

康熙六十年西曆一七二一年の議准には京城制錢、向來市價、每銀一兩、易錢八百八十文、今每銀一兩易錢七百八十文、錢價日貴、民用甚艱（下）とて（乾隆會典事例卷一七六）向來の市價が每銀一兩八百八十文であつたのが今七百八十文になり、錢價日に昂騰してゐることをいつてゐる。翌六十一年の戶部の議言にも京城制錢、舊時每市、銀一兩易錢八百八十文、今銀一兩易錢七百八十文、錢價日貴（下）とて（清朝文獻通考卷一四）まつたく同様のことをいつてゐる。但し、通考の方では舊時となつてゐるがこれは向來と改むべきであらう。同年九卿等の議言によつて商民の安南に赴いて採銅することを許してゐる（乾隆會典事例卷一七三）。

翌雍正元年西曆一七二三年の上諭には、見在錢價日昂、其如何平價之處とて王大臣をして九卿と會同定議具奏せしめてゐる（清朝文獻通考卷一五）。しかして雍正二年には辨銅逾限處分收買舊銅之令を行ひ、同三年には私銷の禁をかさね、同四年造用黃銅器皿之禁を嚴にし交官收買せしめてゐるところを見れば、錢價の騰貴この年にいたつてなほ息まざるを知るのである（上）。

しかるに雍正七年西曆一七二九年の上諭には錢爲國寶、固必流通、以利民、然必權衡輕重、使得其平、方能便民用而無弊、若錢價過賤、民間貿易之際、物價必致虧損、而姦弊從此而起、嗣後每銀一

兩、止許換大制錢一千、著行文直省一例遵行とあつて(會典事例卷一七六)錢價賤に過ぐれば民間交易の際不便あり姦弊また從つて起るから爾後每銀一兩は法定比價通り大制錢一千文に換へる旨直省に通知して遵行を命じてゐる。これはすでに錢價が賤しくなつてゐる證據で清朝文獻通考には上文の若錢價過賤の前に近聞、直隸及奉天等處、錢價過賤、民間貿易、物價必致虧損(略下)とあつて少なくとも直隸および奉天等の處は錢價賤に過ぐることを明言してゐる。しかし行文直省一律遵行とあるところを見ればあながち直隸奉天等の省に限つた現象ではなかつたはずである。

すなはち少なくとも雍正七年頃からはまた錢價從つて銅價の銀に對する相對的價値が下落してきてゐるのである。但し、この下落は直ぐ恢復された模様で、雍正七年(西曆一七一七)より同十年(西曆一七二〇)にかけて江西、浙江、湖北、湖南、山東、貴州、江蘇、安徽、および四川等各省に開かれた鼓鑄局も十一年には早くも江西、浙江、湖北、湖南等各省の鼓鑄停止が命せられてをり(乾隆會典事例卷一七五、通考卷一五)雍正十二年(西曆一七二七)には制錢每文の重さを一錢四分より一錢二分に減じてゐる。このとき九卿の議言に、寶泉寶源二局、見在毎年正額、鑄錢六十萬二千六百八十七串有奇、每串需工本銀一兩四錢三釐有餘、以錢一串抵銀一兩計之、每年約虧折銀三十萬兩、以致不肖奸民肆行銷毀(清朝文獻通考卷一五)すなはち現在寶泉、寶源二局の鑄造工本、每串銀一兩四錢三釐餘を要するが制錢一串すなはち千文

を銀一兩にあたるとせば鑄造工本においてすでに每串四錢三釐餘の缺損となり、二局毎年の鑄造正額からいへば銀に直して三十萬兩の缺損になる。かく實質價値の高いものを造るから奸民が銷毀するのであるといつてゐる。すなはち少なくとも雍正十二年頃から銅價の昂騰を見たことを知るのである。

因みに每文の重さを一錢二分にしたについて當時の上諭には、銅重則滋銷毀、本輕則多私鑄(中略)若照順治二年例每文鑄重一錢二分、在銷毀者無利、而私鑄者亦難、似屬權衡得中とあつて(清朝文獻通考卷一五)當時の銅價相場では重さ一錢二分を一文とすることが、銷毀者に利なく私鑄また困難ほぼ權衡の中を得たものと見たからである。しかしてこのことはその前句の銅重ければ銷毀滋く、本輕ければ私鑄多しに關聯し、錢價と銅價、換言すれば錢文の名目價と金屬價とがほぼある一致を見なければ支那にては圓滿なる流通を期しがたく、私銷私鑄の現象あることを述べたものである。

雍正十三年(西曆一七二七)の上諭に毎年鼓鑄而錢不加多、京城之中、康熙錢甚少、此必姦徒暗行銷毀之故也(中略)而目下仍然錢少價昂(下略)といひて(乾隆會典事例卷一七六)銷毀制錢禁例を出し、また同年、黃銅をもつて器皿を製造し、あるひは古物商が古器物と稱して黃銅の捏造品を製造販賣するものはそ

れぞれみづから呈報せしめ一年を限つて官に收め定例の價を受け期限後なほ隠匿せる者は罪を受くるの令を出してゐる(上同)。これなほ銅價昂騰の傾向にあつたことを物語るものである。

四 乾隆嘉慶時代における銀・錢市場比價の變動

乾隆元年西曆一七三六年に黃銅器皿の禁令をやめてゐるが、これは戸部尙書海望の奏言によつたもので銅價が下落したためではない。海望は民間に黃銅器皿の使用を禁ずるは四弊あつてしかも銅價昂騰抑止に何ら效なきことを極言したからこれに従つたまでである。

翌乾隆二年の戸部と提督衙門との奏言には、見在京城每紋銀一兩、換大制錢八百文、較之往時、稍覺昂貴(略下)とあつて(清朝文獻通考卷一六)京城のみの例だが銀一兩大制錢八百文である。乾隆四年西曆一七三九年寶泉、寶源二局の爐頭工料錢を改めて銀で給することにしたことは先に述べたところであるが、これも錢價騰貴によるもので、その時の銀・錢の市價は銀一兩につき制錢八百三十文であつたこと乾隆三十八年の戸部奏准によつて知られる(同上卷一七乾隆三十八年條)。

翌五年西曆一七四〇年にも浙江布政使若震は錢價之貴、實由私毀云々といひて(同上卷一六)當時なほ錢價の

高かつたことを知るべく、この結果、これまで銅および鉛で作つてゐた制錢の中に錫を加へた青錢なるものをはじめて鑄造することにしてゐる。同年福建鼓鑄局を開いたが、先是福建於乾隆四年、臺灣一郡、錢貴殊常(略中)従前每番銀一兩、易小錢一千五百文、近止易八百餘文、兵民交困、とあつて(同上)場所は臺灣だが従前番銀一兩千五百文に易へたものが近頃は八百文にしか易へられぬことが見えてゐる。そしてこのため、巡撫王士任の奏請で鼓鑄局を開いたのである。同年江蘇總督郝玉麟も江蘇省錢價日昂云々といつて江蘇鼓鑄局の開設を奏請してゐる。また同年、雲南總督慶復の奏請にも滇省錢文因需用者衆漸覺昂貴とあつて、支那銅産の本場雲南でも錢價の昂貴をいつてゐる(同上)。

乾隆六年西曆一七四一年には銀・錢の法定比價あるにかかはらず、寶泉・寶源二局の工料給錢を市價に照らして銀で給し、湖南においては兵餉さへ市價に照らすことを許す等官司の支納さへ市價に左右されたことはすでに述べたところであるが、それほど錢價が高くなつてゐたのである。翌七年には寶泉、寶源二局各毎年の定額を二十卯づつ増して六十一卯づつを鑄造することとし、また同年、江西鼓鑄局を開く時の上諭にも江西錢文太少、錢價太昂とある(同上)。

乾隆八年西曆一七四三年には銅價が高いから鉛錢を私鑄する者が多かつたと見え、私鑄鉛錢禁例を出し

てゐる(上)。翌九年、寶泉、寶源二局をしてさらに加卯鑄造せしめた際にも京城錢價昂貴をいひ、販運および囤積制錢之禁を申嚴する時にも、京城近年以來錢價昂貴といつてゐる(上)。乾隆十年西曆一七四五年の兵部侍郎舒赫德の奏請には、京師錢文自各門嚴查後、價直漸平、而近京州縣仍貴(下)とあつて、京城ではやうやく錢價が平らになつてきたのであるが、近京州縣はなほ高貴を示してゐる(上)。

かくのごとき錢價従つて銅價の昂騰はこの後もなほ續いたもので、乾隆十三年西曆一七四八年山西鼓鑄局を開く時には先是以山西錢價昂貴云々といひ、陝西鼓鑄局を開く時には巡撫陳宏謀は陝省錢價日昂云々と述べてゐる(同上)。乾隆十四年には南洋商船私販銅器の禁を出して銅の流失を防がんとしてゐる(乾隆會典事(例卷一七六))。乾隆十五年西曆一七五〇年雲南巡撫圖爾炳阿の奏請にも錢價の日に昂ることが見えてゐる。同十六年以後二十五年にわたつて寶泉、寶源二局の加卯鑄造を命ずるのをはじめ各省鼓鑄を開設してゐるのはなほ錢價の下落せざる證左であり、乾隆二十年西曆一七五五年には江浙採買洋銅商額を定め日本の銅を輸入することにしてゐる(清朝文獻通考(考卷一七七))。

乾隆二十四年西曆一七五九年の上諭には甘肅省の錢價高きことが見え、同二十六年の甘肅巡撫明德の奏請には二十四年以來四川等の銅錢を運往したため現在甘省每銀一兩、可易錢八百九十文、市價

大平、とて、每銀一兩錢八百九十文になつたから市價大いに平らかとなつた旨述べてゐる(上)。

その後もやはり各地で鼓鑄開設あるひは加卯のことが見えてゐるが、この後、乾隆三十八年の戸部奏准によると、迨至三十八年以來、錢價日就平減とあるから乾隆二十八—九年西曆一七六三—四四年頃から漸次下落してきたものと思はれる(上)。

乾隆三十五年西曆一七〇〇年になると、雲南巡撫明德が、雲南錢價每銀一兩、易錢一千二百文、市價已屬太賤(下)と奏言し貴州巡撫宮兆麟もまた錢價平賤をいつてゐる(上)。しかして、同三十六年の上諭には、錢法、貴於流通、近日錢價頓平(下)とあり(乾隆會典事(例卷一七六))。同年、山西巡撫朱珪の奏言に、晋省(中)數年以來、錢價日趨平賤、民間不必以官錢爲利とて、山西で錢價の下落してきたのは數年以來のことといひ、同じく江西省巡撫海明の奏稱にも市錢價賤、官錢不能銷售、現在積存十萬餘串とて、やはり錢價の下落をいひ、雲貴總督彰寶、および巡撫李湖もまた共に貴州の錢價下落をいつてゐる(清朝文獻通考(考卷一七七))。

乾隆三十八年西曆一七三三年の戸部奏准には先にも引用したやうに、迨至三十八年以來、錢價日就平減(中)現在錢價、更屬有減無増とあり、翌三十九年湖南巡撫覺羅敦福の言に、寶南局錢文、積至十七萬四千四百餘串、皆因官價貴於市價、無人承買局錢とあつて、銅價が下落すれば官錢で

も受け取り手がないうやうになつてゐる(同上)。

乾隆四十三年西曆一七七八年には雲南督臣李侍堯、錢價平賤のため兵丁が給料を錢文で受けて暗中虧折を致すといふので、如錢價在二千二百文以内、照例搭放、如在二千二百文以外、悉給銀兩、と奏請してゐる(乾隆會典事例卷一七六、通考卷一八)。これは當時の錢價が大體銀一兩制錢千二百文見當であつた證であらう。因みに、會典事例には前文に續けて、銅鉛運脚、及運銷場鹽、並黑鹽井等項、等照一千二百文作銀一兩之例とあるからなほさらである。

この後暫くは大體この状態が續いたものらしく、所によつては新たなる鼓鑄をはじめた所もあるが鑄局閉鎖あるひは減卯の方が多い。乾隆五十六年西曆一七九一年の上諭にも錢價賤に過ぎ諸物價の増昂することが見えてゐる(皇朝政典類纂卷六十一所引聖訓)。

同五十九年西曆一七九四年の奏准には四川省の例だが、錢價過賤、每銀一兩易錢至二千五六百文とて(乾隆會典事例卷一七六)搭放の兵餉錢文を全部銀で支拂ふことにしてゐる。ところが、これは四川のみに限らなかつたと見え、これに次いで直ぐ同年、各直省錢賤銀貴、兵餉均停止搭錢とて各直省の兵餉錢文の支給を悉く停止してゐる(同上)。しかして同年にはつひに各省の鼓鑄を停止し、また寶泉、寶源二局の減卯を命じてゐる(同上卷一七五)。

しかるに嘉慶元年西曆一七九六年頃から錢價やうやく平に復したものと見え、また各省鼓鑄を開いてゐる。これは嘉慶錢を鑄造して小錢を收繳するため他の意味はないやうにも見えるが(同上卷一七六)嘉慶四年西曆一七九九年の上諭には前因民間錢價日賤、飭令京局及外省、俱各減卯停鑄、嗣因各該省所減之卯、多已照舊鼓鑄、惟戶工二局、尙未復舊、著戶部將前停鑄之三十五卯、先復十七卯、工部停鑄之三十卯、先復十五卯と見えてゐる(同上卷一七三)。京局および外省に減卯あるひは停鑄を命じたのは乾隆末年で、それは民間の錢價日に賤であつたからである。しかるに今は各省の減卯も復舊し、ただ京局のみなほ舊に復しないから戶、工二部に命じまづ減卯の一部分を舊復せしむるといふのは錢價が平らかになつてきたことをいふものであらう。ことに同年の別の上諭には本年春間因京城錢價較昂、曾降諭旨令戶工二部將所餘之卯量爲增復、自增卯以來、錢價仍未甚平、所有戶工二局、俱著全復舊卯とあつて(同上)先の上諭の戶、工二部をして減卯の一部分復舊を命じたのは京城錢價のやや昂騰してきたためであつたことがわかる。しかるにそれ以後、錢價なほいまだ平らかならず昂貴を續けてゐるから、さらに戶、工二部に命じ速かに減卯の全部復舊を命ずるといふのである。

すなはち少なくとも嘉慶元年頃から錢價平らかとなつてきたのみならずなほ昂騰の傾向があつ

たのである。嘉慶六年^{西曆一八一〇年}の上諭には京城についてのことであるが錢價頗昂とある。清朝政典類纂所引の嘉慶九年^{西曆一八〇四年}の聖諭にも當時一般的に錢價の高かつたことをいひ特に京師に甚だしかつたとしてゐる^(同書卷六一)。翌十年の聖諭にも京師の錢價昂貴せる旨が見えてゐる^(同上卷六一)。嘉慶十七年^{西曆一八一二年}の御史崇安の奏請によつても當時制錢を私鑄する者の多かつたことがわかりなほ錢價は下らなかつたものと思はれる^(清朝政典類纂卷六二、五)。同二十年^{西曆一八一五年}には銅禁の例を嚴にしてゐる^(嘉慶東華錄)。

しかるに嘉慶二十五年^{西曆一八二〇年}の御史王家相の奏請には近日江省寶蘇局所鑄官錢、銅少鉛多、而官銅偷鑄小樣錢、每錢一千不及四斤、民間號爲局私、自蘇松至浙江江西流通浸廣、以致銀價日貴、官民商賈胥受其累^(略)とあつて^(清朝政典類纂卷六四所引)、銀價の騰貴してきたことが見えてゐる。

銀價の騰貴はすなはち銅價從つて錢價の下落を意味する。もつともこれは江蘇、浙江、江西等のことで、しかもそれは各省鼓鑄局の制錢の質が悪くなつてきたためであるとしてゐる。もちろんみづからが惡質の制錢を鑄造してこのため銀との開きが大きくなることはあらうが、なほこの裏面に原因がありはしなかつたらうか。

五 道光時代における銀價昂騰錢價暴落

嘉慶十九年^{西曆一八一四年}戸部侍郎蘇楞額の奏請に近年以來、夷商賄^{通洋行商人}、藉護^{回夷兵}、盤費^{爲名}、每名將^{内地銀兩}偷運出洋、至^{百數十萬之多}、該夷商已將^{内地足色銀兩}、私運出洋、將^低海洋錢運進、任意欺蒙商賈、以致^{内地銀兩漸形短絀}といふことが見えてゐる^(嘉慶東華錄、同年正月諭收)。外人が商賈を欺瞞して支那の足色銀兩を持ち出し、かはりに低潮の洋錢すなはち西班牙弗銀を入れるので内地の銀兩がやうやく短絀を示してきたといふのである。この奏請は支那の銀兩が流失することを論じた最初の文獻であり、これに對する上諭にはただ、歲積月累於^{國計民生}均有^{關繫}といつて將來を慮つてをるにすぎぬが、おそらくこれが先に述べた嘉慶二十五年の銀貴と關係があるのではあるまいか。

道光二年^{西曆一八二二年}には御史黃中模が銀兩の海外偷漏を嚴禁せんことを奏請してをり^(道光東華錄、同年二月條)また、同五年^{西曆一八二五年}には給事中孫蘭枝も紋銀が出洋すれば内地では不足になつてくるとその嚴禁を請うてゐる^(道光東華錄)。さらに道光九年^{西曆一八二九年}の上諭には^(略上)自閩廣江西浙江江蘇、漸至^{黃河以南}

各省、洋錢盛行、凡完納錢糧及商賈交易、無一不用洋錢、番船以販貨爲名、專帶洋錢、至各省海口、收買紋銀、致內地銀兩日少、洋錢日多、近年銀價日昂、未必不由於此(下略)とあつて(道光東華錄)、洋銀の流通甚だ廣く、納税をはじめ一切の交易にこれを用ひないことはないからである。外人はこの洋銀を持つてきて支那の銀兩を持ち出し、ために支那の銀兩は日に少く洋銀は日に多くなる形勢を示してゐる。これ近年銀價の高騰してきた原因でなければならぬといふのである。近年銀價日昂の銀は支那の銀兩を指すものである。

これらの奏請上諭を見ると支那の銀兩が少なくなることがわかるが、しかしこれと共に外國銀が流入してくることをいつてゐる。洋銀が低潮で支那銀兩が足色のものであるといふことを別にすれば、支那の銀兩が流出しても、かはりの洋銀が入つてくるのであるから何ら差支へないはずである。また、支那の銀兩でなければ錢糧の完納、日常交易に用ひられないといふのなら別であるが、これらも銀兩同様に用ひられたことは上の上諭にも述べてゐるところである。故に、銀兩日に短絀を示し洋銀日に多きを見ることが銀兩價値の昂騰を來たすと考へたのは、工部侍郎蘇楞額がいつたやうに支那の銀兩が足色で外國銀錢は低潮であることを同様に交換するからと考へなければならぬ。

かういふ考へは道光九年(西曆一八二九年)御史章沅の粵洋通市不得違例私易銀錢請旨飾議章程一摺の上奏に對する上諭の中にも現はれてゐる。それには、該洋人、賦性狡黠、純用機心、賣物且必索官銀制錢、買物則概用番銀夷錢、銀低錢薄、僅當內地銀錢什七、或仍以番銀給還、則斷不收納、是以番銀行日廣、官銀耗日多、(下略)とあつて(道光東華錄、同年正月諭)、洋人賦性狡黠、物を賣る時には上等の支那銀兩を受け取り、物を買ふ時には低薄の洋銀をもつてする。その時洋銀をもつて支拂はんとしても斷じて收めない。そのため番銀の流通日に廣く支那銀兩の流出日に多き所以であるといふのである。そして、洋銀の實際の價値は紋銀の十の七にしか當らぬとしてゐる。

もし實際にこの上諭のいふごときであつたら、たしかに銀貴の現象が起つてよいわけである。しかし支那人が同一重量の惡質の銀と良質の銀とを交換するとは一寸考へられぬ。先の道光二年御史黃中模の奏請には民間喜んで洋錢を用ふることが見え、それ故にこそ黃河以南各省に盛行したのであり、さらに番銀之行日廣の所以である。銅錢でさへ私銷私鑄の絶えない支那社會で、惡質の銀と良質の銀とを換へて喜んで用ひたはすがない。これについて参考となるのは馮桂芬の罷關征議といふ論文であつてその中に、往嘗謂、洋錢重七錢三分、實紋六錢五分餘鉛八分、中國行用、輒當銀八錢以上、其中國仿造者、雖無鉛亦不行何、則識其爲夷製即可信、其有實銀六錢五分、

若彼雜以銅鉛、亦非_二我所能識別、而彼決不爲、是以通行、侯官林文忠公、造銀餅、初亦使用、未幾卽質雜、市中折之爲_二零銀、銀餅遂廢と論じてゐる(校邠廬杭議卷下罷關征議)。すなはち、洋銀一個の重さ七錢三分であつて、そのうち純銀六錢五分鉛八分であるが、支那ではこれが銀兩八錢以上に當ることになつてゐる。支那でこれを仿造するものは鉛を加へないのに、なほ流通しないのは何故であらうか。これは外國人は決して銅鉛を加へて質を悪くし信用を損するやうなことをしないからである。林文忠公もかつて銀餅を作つてははじめしばらく行はれたが、間もなく雜質になり市中では零銀として折扣しなければ流通しなくなりつひに廢止されたといふのであつて、洋銀品質の信用すべきに歸してゐる。しからば支那銀が常に良質だつたといふことは甚だ疑はしいこととなる。

實際に重量七錢三分純銀六錢五分の洋銀が支那銀兩八錢以上に流通するといふことは、單に外人の信用のみでなく、内容的にも蘇楞額等がいふやうな低潮のものではなく、むしろ却つて良質のものだつたと考へなければならぬ。先の道光二年の黃中樸の奏請の中にも洋銀に關し作價甚高とて洋銀の價の高きことをいつてゐる。これも、七錢三分のものが銀兩八錢あるひはそれ以上に當る意味にはかならぬが、外國人が無理にさう強制してゐるわけではなく、實際にそれだけの價値があつたものに相違ない。

しからば足色の銀兩のかはりに低色の洋銀を入れるから銀價が昂騰するといふ論は明らかに謬論である。しかも銀價の昂騰は事實であつてこれは如何に解すべきものであらうか。このことについては、當時の支那外國貿易の大勢を理解し銀の實際的移動を明らかにする必要があるのであるが、ここには省略に従ひ、ただ道光七—八年西曆一八二七—一八二八年頃を轉機として、それ以前は諸外國が支那の茶絹等を購入してその支拂のため支那に銀をもたらししてゐるのであるが、鴉片が支那に盛行するに及んで、嘉慶末から道光にかけ洋銀流入額が少なくなり、道光七—八年に全く移動がなくそれ以後はこれが逆流するにいたつたのであることを了解すればよい。序でにこの逆流が最高潮に達したのが道光十八九—年西曆一八三三—一八三四年で、このとき鴉片戰爭が起つてゐる。

すなはちこれまで洋銀の流入が常態となつてゐて、これが丁度支那の銀需要を充たしてゐたものが嘉慶末、道光はじめにかけて漸次減少してきたため、支那における銀の量が減じたわけではないが、もはや従前通りの供給をなすことができなくなつてきたのである。ここに支那における一般的銀價漸昂の状態を致し、單に銀兩のみに限らず洋銀の價もまた高くなつてきたのである。故に支那の識者達が考へたやうな低潮の洋銀流入と銀價昂貴の間には、何らの因果關係はないのであつて、支那識者がかかる論をなしたのは、思ふに一般的銀價騰貴の現象を見てその理由をかか

る點に結びつけたものにはかならぬ。

道光十三年^{西曆一八三三年}給事中孫蘭枝が江浙兩省、錢賤銀昂、商民交困云々との上奏をした時も當時江蘇巡撫だつた林則徐は兩江總督との會奏に^(略上)即如洋錢一項、江蘇商賈輻輳、行使最多、民間每洋錢一枚、大概可作漕平紋銀七錢三分、當價昂之時、並有作七錢六七分以上者、夫以色低平短之洋錢、而其價浮於足紋之上、誠爲輕重倒置、該給事中奏稱、以內地足紋銀、盡變爲外洋低色銀錢、洵屬見遠之論、^(略下)といつてゐる^(林文忠公政書乙集卷四)。すなはち江浙地方は洋錢の行使最も多いところで、毎洋錢一枚が大抵漕平紋銀七錢三分であるが、騰貴の時は七錢六七分以上になる時がある^(馮桂芬の八錢以上になるといふのはこれより後のことにて後出)。惡質の洋銀にしてその價足紋の上に出づるといふことは、まことに輕重を轉倒したもので、給事中孫が内地の足紋をもつて盡く外洋の低銀に代へるものだといふのは、まことに見遠の論であるといふのである。支那の足紋が純銀でないことは明らかであるが、それは別として、この上奏によれば銀兩が高いのではなくて、銀兩よりも洋銀が高いのである。以前の奏請や上諭などは異つてゐる。

序でに、この後道光十八年^{西曆一八三八年}の黃爵滋の上奏に次いでまた林則徐が上つた奏請の中には、^(略上)從前洋錢流入内地、其成色比紋銀爲低、其價值比紋銀爲賤、因小民計圖便利、日漸通行、

未幾有洋錢等於紋銀、又未幾而洋價浮於銀價、^(略中)當奉行之始、洋錢時價、合紋銀七錢一二三分不等、官民商旅均屬相安、迨日久玩生闖關間輾轉高抬、幾有不可遏抑之勢、近日蘇松一帶、洋錢每圓概換至曹紋八錢一二分以上、較比三四年前、每圓價值實已擡高一錢、即兌換制錢、亦比紋銀、多至一百文以外、查蘇州工商輻輳、洋錢行使最多、每圓加一錢、十圓即加一兩、以二百萬圓而計、即已潛耗紋銀十萬兩^(略下)とある^(林文忠公政書乙集卷四)。これも洋銀に比し紋銀の安いことをいつてゐるものである。そしてやはり低色の洋銀が高く良質の銀兩が安いから、洋銀每百萬圓につき紋銀十萬兩の損失をする割になり、言外にこれが支那の銀——洋銀紋銀——が高くなる原因であると論ずるものごとくである。

さて、先に引いた道光九年^{西曆一八二九年}章沅の奏請に對する上諭に、至鴉片煙一物、流毒尤甚、該處僞標他物各色、夾帶入粵、每歲易銀、至數百萬之多、非尋常偷漏可比、とあつてここにはじめて銀兩の漏卮が鴉片によることをいつてゐる。同年十一月の上諭にも該洋船^(英國)、私帶鴉片煙泥入口、偷買內地官銀出洋、以外洋之腐穢、巧獲重賞、使內地之精華潛歸遠耗、得少失多、爲害不可勝言、とて^(道光東華錄)、鴉片のために多額の銀兩が流失することを述べ、道光十一年^{西曆一八一八年}鴉片煙積弊請杜絕來源一摺にもほぼ同様のことが見えてゐる^(道光東華錄同年五月條)。同十四年^{西曆一八三四年}の上諭

にも鴉片の密輸を論じ紋銀之出洋、關稅之偷、未必不由於此」とある(道光東華錄、同年五月條)。

かくのごとき銀の流失は、やがて支那内地における銀價の昂騰を來たし、銀價の昂騰はすなはち銅價制錢の下落を意味する。道光十六年(西曆一八三六年)の大常寺卿許乃濟の上奏には、當時銀の流出毎年一千萬兩を超え、ために銀一兩制錢千二百文乃至千三百文に當ることが見えてゐる。

翌道光十七年には御史朱成烈が銀價昂貴流弊日深請飭查辦一摺を奏し、これに對して、銀錢價値、兩得其平、方於國計民生均無窒礙、近來錢價日賤、自係紋銀不足所致、推原其故、固由於風俗奢侈、耗於内地、而禁煙一物、貽害尤甚、耗銀尤多、若如所奏、廣東海口、出銀不下三千餘萬、福建浙江江蘇各海口、出銀不下二千萬、天津海口、出銀又二千餘萬、一入外夷、不與中國流通、又何怪銀之日短、錢之日賤也、(下略)との上諭が下つてゐる(道光東華錄、同年六月條)。

道光十八年(西曆一八三八年)の鴻臚寺卿黃爵滋の有名な嚴塞漏卮以培國本疏には近來銀價遞增、每銀一兩、易制錢一千六百有奇、非耗銀於内地、實漏銀於外夷(下略)とある(道光東華錄、同年閏四月條、中西紀事卷四漏卮本末等)。これらはいふまでもなく銀の流失が錢價の下落を來たしたことを物語るものである。銀一兩制錢千六百有奇といふのは特別の場合であらうが、先に引いた林則徐の上奏の近日蘇松一帶、洋錢每圓概換至曹紋八錢二分以上および兌換制錢亦比紋銀多至一百文以外から見ると、當時洋銀每圓は普通

制錢一千三百五十文ほどに當つたことになる。

同十九年包世臣の銀荒小補説には天下之苦銀荒久矣、本年五月、江西省城價長至制錢一千兌庫紋六錢一分、是銀每兩爲錢一千六百三十餘文とあつて(清朝經世文、續編卷五八)江西省では每銀一兩制錢一千六百三十餘文であつた。

道光二十一年(西曆一八四一年)には戸部の奏請によつて直隸、山西、陝西、江蘇、江西、浙江、福建、湖南、湖北、廣西、廣州の十一省に迅速開鑄を命じてゐる(道光東華錄)。けだし當時これらの各省は停鑄してゐたので錢法の廢弛を恐れたからである。しかし東華錄の文のみでは、この戸部の奏請の眞意が一寸わかり兼ねる。なんとすれば、制錢の賤なる時には從來は減鑄停鑄を命じて錢價の恢復を圖るのが常であつたからである。十一省の鼓鑄が停止してゐたのもおそらく錢價暴落のためであつたらう。しかるに今錢價の最も安い時に當つて迅速開鑄を奏請するのは何らか深い考慮の結果にほかならぬはずであり、しかしてそれには東華錄の錢法の廢弛を恐れるためといふだけでは意味不明瞭である。

これについては道光二十四年(西曆一八四四年)江西巡撫吳文鎔の設法貴錢賤銀疏があつて東華錄にない戸部奏請の原文が窺はれる。それによれば竊查、上年戸部奏催各省開爐鼓鑄一案、奉准咨鈔原摺、内

有云、銀之爲物、既非若銅鉛錫鐵隨時礦探、而耗銀之事、又百出不窮、銀之貴、非由錢之多、祇以日趨於少、即日形其貴、此時正宜設法用錢、以濟銀之不足、又稱、用銀之歛、可代以用錢、財用因以少裕(下) (清朝經世文續編卷五八) 吳文節遺集すなはち現在の銀貴錢賤は制錢の供給過多によるのではなくて實に銀が日に少なくなつてゆくためにすぎぬ。故に法を設けて銀のかほりに錢を用ふるやうにするほか辦法がないといふのである。しかして吳文節は旨哉斯言、誠方今不易之論也とてその辦法を述べたのが設法貴錢賤銀疏である。

この戸部の奏請で最も注意すべきは銀之貴、非由錢之多、祇以日趨於少、即日形其貴と論じてゐる點である。もし制錢の供給過剩のため錢價の下落を來たしたのなら、銀價の昂騰はもちろんで日常一般物價も騰貴するはずである。しかし當時一般物價の安かつたことは先の包世臣の銀荒小補説にも兩三年内、年穀順成刈獲時、穀一石、值僅錢五百上下、現當青黃不接而穀價仍不過七百數十文などとある一例によつてもこれを知るのである。故に當時の錢賤は銀といふ一物貨の稀少に趨くことによつてこれに對してのみその價値に大きな開きができてきたと解すべきである。

道光二十五年(西曆一八四五年)には劉良駒が請飭定銀錢畫一章程疏を上つてゐる。それには、竊維銀價之昂、未有甚於今日者、京中紋銀每兩易制錢幾及三千文、外省則每兩易制錢二千三百文不等、

其勢日增加尙無底止、論者謂、銀價之昂由於銀少固已、然臣竊考唐宋以前、中國數千年上下通行之寶、惟錢耳、明初用銀猶爲厲禁、至中葉始定稅糧折納白金之令、相沿至今、民間輸官之物皆用銀而猶謂之錢糧、是其明證、今之銀貴由於錢賤、實由於用銀太重、錢太輕、我朝承平數百年、歷代所鑄之錢流行宇內、然自小民日用之外、殆無用錢之處、此制錢所以日輕也(下) (清朝經世文續編卷八)すなはち、銀一兩に對し錢價は京城において二千文近く、外省においては二千三百文内外でこの勢はなほ日に増し底止するところを知らぬ有様である。銀貴は銀少によると論ずるものがあり、これはもつとものものであるが、従前支那には制錢のみで銀があまりなかつた。これを用ひて稅糧に折納するやうになつたのは明の中葉からで、もつて今日にいたり輸官のものすべて銀を用ふるやうになつた。これ銀を見ること軽く錢を見ること輕しといふもので、今日の銀貴も全くこれによるのであるといふのである。かくて劉良駒は制錢を重視する方法として、銀・錢の法定比價を定め、一定の比率にて錢をもつて官府の收支をなすことを論じたのである。

錢糧の輸納を必ず銀に折するため銀の需要過大となり、制錢の價値を下落させると論じたものは劉良駒にはじまるのではなく、先の吳文節もさうであり、包世臣なども同様の考へをもつてゐた。しかし錢糧の折銀は必ずしも道光にはじまつたことだけでなく従前からあるところである。もち

ろん道光になつて折銀の額は前に比し少し多くなつてゐることは事實だが、これは銀價が高くなつたため錢を徴しては國庫收入が減るからで、折銀の量が多くなつたため銀が昂つたのではない。故に道光の末頃になると、却つてこのため各地方の租税未進が多くなつてゐる。従つて折銀が銀價を昂貴させるといふ論は根據がなく、ただ、錢賤救済の一法として制錢を徴することは一方法であらう。しかして銀貴の最大原因はやはり社會が漸次進んできて銀の需要を増大するにかかはらず銀が流失するといふことに存しなければならぬ。

道光二十六年西曆一八四六年朱嶠は運錢法以握利權疏を上つて、(略上)且今日之患、不在錢荒而在錢濫、欲救其弊固莫利於收錢尤莫利於停鑄、當此錢賤之時、暫停鼓鑄將工本銀兩發出易錢、實收登庫、薄小者汰之、則私錢難行而官銀多見、價不漸就平乎(略下)と論じてゐる(清朝經世文、續篇卷五八)。すなはち今日錢賤の患は制錢が少ないためではなくて錢が多過ぎるためである。故に銀貴の弊を除かんとすれば制錢を官に收めるか、最上の策は停鑄であるといふのである。かかる論の誤つてゐることは先に一言したところである。なほ彼がかかる論をなした理由については同じ疏内で、物賤由乎錢少、少則重、重則加鑄而散之使輕、物貴由乎錢多、多則輕、輕則作法而斂之使重云々と制錢の供給量の多少によつて物價が騰落することをいつてゐる。これ經濟學上所謂貨幣數量説

をそのままいつてゐるものであるが、彼のいふごとく制錢の供給過多であつたなら當時一般物價は騰貴してゐるはずである。しかるに物價はさう大して騰貴しなかつたことは先に一言したところである。

支那でも同年成毅なるものが專重制錢論を書いてかかる所論の誤謬を指摘してゐる。すなはち(略上)近日銀價、則有兩倍於舊時者、或議以爲錢多之故、不知鑄局不增、額鑄未溢、錢何以多、且錢多而日用百物未嘗增價、所獨貴者、惟有銀耳、則非患錢之多、而實患銀之少、蓋可知矣といへるがこれである(清朝經世文、續篇卷五八)。しかして成毅によれば銀の少なくなる原因として、(一)支那における銀產出量の減少、(二)支那人の銀貯藏、(三)海外流失などをあげてゐる。

六 咸豐同治および光緒時代における銀・錢比價の變動

咸豐元年西曆一八五一年に禮部侍郎曾國藩が擬銀錢並用章程疏を上つてゐるが、やはり銀價の高きことをいつてその救済を論じたものである(曾文正公全集)、その中には現在時價銀一兩制錢一千九百餘に當るとある。

翌咸豐二年の馮桂芬の論には億二十年前、每兩易制錢一千二百文、十年以前、易制錢一千五百文、今易制錢幾及三千文(下)とあつて(顯志堂集、清朝經世文續、編卷五八、用錢不廢銀議)當時銀一兩制錢二千文近くであつたといふのである。なほ、この論の後年の附記には咸豐三―四年頃二千文以上になつてつひにその極點に達したと見える。光緒會典事例には咸豐三年京城錢價、每銀一兩換制錢二串とあり、四年には河南の錢價が一千六百文で銀一兩に作る(同書卷)ことが見えてゐる(三二〇)。

かく咸豐三―四年頃には錢賤の極點に達したのであるが、前掲馮桂芬の論によると、迨咸豐五年、泰西諸國大水、桑盡仆、中華絲市驟盛、一年中買絲至六七千萬兩、各貨及鴉片不足抵、則運銀償之、銀遂驟賤、以迄於今、是中外通市一大轉關、蒙往時持銀貴由出洋之說、不信者參半、至是始知蒙說之不謬、惟銀價方慮其日貴而今轉賤、此料事之難、以今時價言之、可易爲每兩千四五百文、斯尤善矣夫とある。すなほ咸豐五―六年(西曆一八五五―一八五六)頃から銀が安くなり每銀一兩制錢一千四五百文になつたといふのである。しかしてその理由としては、支那の生絲絹類の輸出が増大して毎年六七千萬兩に至り、鴉片やその他の輸入貨物を合しても對抗できず、貿易の決裁のため却つて外國から銀が入るやうになつたからだとしてゐるのである。

咸豐五―六年以來制錢が高くなつてきたこと同七年(西曆一八五七)の王茂蔭の奏請にも見えてゐる。す

なほち江浙銀價、向來每兩換至制錢二千有零、自英國人在上海收買制錢、錢即湧貴、以銀易錢之數、漸減至半、現在易制錢一千一百餘文、兵民交困、而洋人竟據爲利藪(下)とあつて(咸豐東華月上、諭收)江浙地方では現在每銀一兩一千一百餘文にしか當らぬといつてゐる。これは江浙地方だけでその他はもう少し高かつたのであらう。但し、その理由を英國人が上海にあつて制錢を收買するためとしてゐるやうであるが、果して如何。制錢の量が多いために制錢の價が下落したのならこれを收買して高價を保つやうにすることができなくも知れないが、錢賤は供給量の多いためでなかつたこと前述數人の論にもあつた通りである。また、錢賤といへども制錢の百物に對する價値が下つたのではなくて單に銀との交換率が下つたのみであることもすでに述べたところである。英人が制錢を收買する事實はあつたらうが、しかし錢貴はまだ必ずしもこれと關係あるものではない。この點、馮桂芬の論が遙かに卓見であるといはねばならない。

因みに近年民國大學の張家驥君に中華幣制史の著がある。その第五編第二節第一項は銀兩と制錢との比價につき一言したものであるが、そのうち、咸豐七年の錢價として前掲王茂蔭の奏請を引きそれに引き續いて、同時馮桂芬、有用錢不廢銀之議、謂、二十年前每兩易制錢一千二百文、十年前易制錢一千五百文、在嘉慶年間今易制錢幾及三千文、案王馮兩說相反、王說一時一地之情形以全國論自以馮爲近(下略)と論

じてゐる(同書、第五編頁三一)。馮桂芬の論も先に引いたところで、その咸豐二年に成つたものであることは同議の後年の附記に此壬子年作云々とあることによつて明らかである。それを張氏は王茂蔭上奏の年すなはち咸豐七年と同時のものとし王、馮兩氏の説全く相反すとしてゐるのは、馮氏作論の時期を無視したものである。しかしてさらに不思議なるは、該文の雙行註の在嘉慶年間といふことである。これが二十年前の句にかかるものとしても、咸豐七年前二十年はやはり道光時代であつて、決して嘉慶年間ではない。

王慶雲の鑄大錢説帖には今日之銀少矣、非獨銀少、錢亦少也、國家歲々鑄錢、積至於今日、宜乎山不能藏、海不能納矣、然使一月停爐、則局支立匱(略下)とあつて(清朝政典類纂卷五九所引)。銀と共に制錢の供給も不足してゐることをいつてゐる。

ことに咸豐のはじめ頃からは、長髮賊の亂によつて雲南銅の運搬不可能となり、且つ兵餉の需要日に急となるにいたつてはますます銅の不足を來たしてゐる。咸豐三年以來當五、當十、當五十、當百、當二百、當三百、當五百、當千等の大錢を鑄してゐるのは、もちろん財政の窮乏を救ふためであるが、銅が少なくなつてきてゐることも一原因である。當十のみはこの後同治光緒時代にわたつてなほ流通したが、その他は折扣過重なるため間もなく壅滯し官の方でも直ぐ停鑄した(光緒會典事例卷二)

一九、清朝政典類纂卷五九、清朝經世文編卷五九、東華錄等。同治六年西曆一八六七年の戶部の上奏には竊惟當十大錢之設、原因銅斤欠乏(續編卷五九)。欲以數文之銅當十文之用(略下)とあつて(清朝經世文編卷五九)。赤裸々に銅の不足のためであることをいつてゐる。

かかる大錢が出れば大錢と銀との交換率は非常に大きくならざるを得ぬ。咸豐七年西曆一八五七年吳廷棟の陛見恭紀には銀一兩、換大錢八串とあり(清朝經世文編卷五九)。咸豐九年西曆一八五九年御史趙樹言の請罷大錢疏には以至每銀一兩約易京錢十七八千とあつて(清朝經世文編卷五九)。京城にては大錢一萬七八千文でやうやく銀一兩に易へた。大錢にも前にあげたごとく種類があるのだから、それらの種類毎に銀との交換率はまた異なるわけで、單に大錢といつたのみでは分明でないが、とにかく大錢が安かつたのは事實である。光緒會典事例にも咸豐十一年西曆一八六一年京城において京錢二十千すなはち二萬文が銀一兩に當つたとある(同書、卷三三〇)。これも大錢であることもろんである。

かく大錢の鑄造のためにその價値が下つたのであるが、しかし一般制錢の價が下つたのではない。吳廷棟の同じ文には官以一錢爲當十、民以當十爲一錢とあるやうに、當十が民間では一錢であつたといふ。これは文章のあやかも知れぬが、趙樹言の文には大當十錢六七百、始抵制錢一千とて當十の大錢六七百枚すなはち六七千文で制錢一千文に當るとある。すなはち大錢のみの下

落で一般制錢の下落でないこと知るべきである。しかも同じく吳の文には、各處行使大錢、城内行使、城外即不能行使、如何得謂流通、とて大錢の流通は城内に限られることをいひ、趙の奏には、今大錢徧滿京師、而行使不出百里之内、とある。なほ、これより先、咸豐五年の監察御史宗稷辰の疏にも、京中市肆違法、勉用當十當五錢、而一出京門、竟不能用、とあつて(清朝經世文、續編卷五九)、大錢流通の狭きことをいつてゐる。しかしてこれは間もなく停鑄され、従つてその流通も全く止んだはずであるから、鑄造當時は一般民間の經濟を攪亂したであらうが、制錢の價值には大して影響がなかつたと思はれる。

咸豐五—六年以後、銀一兩制錢千四五百文になつた銀・錢關係は、この後も大體この比價が續いたらしい。同治六年西曆一八六七年鐘大焜の擬議改鑄輕錢議にも、現今各直省、銀價每兩、值錢一千五百百文、とて、銀一兩制錢千五六百文であつたことを三ヶ所で繰り返してゐる(清朝經世文、續編卷五九)。光緒會典事例には同治七年京城の錢價每銀一兩制錢一千二百文、光緒七年西曆一八八一年には一千七百文であつたことが見えてゐる(同書卷三二〇)。

光緒時代は極めて新しいことであり、錢價に關しては諸種の資料がある。前掲張氏の中華幣制史などもその一である。いま便宜上、同書所引稅務司所の銀兩と制錢との比價變遷に關する報

告によつて同治九年西曆一八七〇年以來、光緒三十年西曆一八〇四年にいたるまでの銀・錢の比價を示すと次のごとくである(同書、第五編頁三三)。

銀・錢比價變動表

年次	海關銀一兩に對する錢文の數	上海銀一兩に對する錢文の數	年次	海關銀一兩に對する錢文の數	上海銀一兩に對する錢文の數	年次	海關銀一兩に對する錢文の數	上海銀一兩に對する錢文の數
同治 九	一八七五	一六六三	六	一六五三	一四八三	一六	一四八八	一三三六
一〇	一八七五	一六六三	七	一六九〇	一五七七	一七	一四九六	一三四三
一一	一八七五	一六六三	八	一六八五	一五三三	一八	一五五二	一三九三
一二	一八〇八	一六一六	九	一六八五	一五三三	一九	一五五二	一三九三
一三	一八〇五	一六二〇	一〇	一六五二	一四八二	二〇	一五〇八	一三四四
光緒 元	一七七八	一五九八	一一	一六五〇	一四八一	二一	一四六五	一三三五
二	一七三三	一五四五	一二	一六四八	一四七九	二二	一三七八	一三六六
三	一六五五	一四八五	一三	一五五七	一三九七	二三	一三七八	一三六六
四	一五九八	一四四四	一四	一五八〇	一四一八	二四	一三〇五	一二七一
五	一六〇〇	一四四四	一五	一五八五	一四一三	二五	一三三五	一二八九
二六	一三三六	一二九二	二八	一三四五	一二七七	三〇	一三五	一一〇〇
二七	一三〇五	一二三二	二九	一三七八	一二四七			

但し、これは一例であつて各地必ずしもこれと同様ではなく、また制錢の種類によつても種々これと相違あるはずである。

各表中、上海兩は申漕平をもつて測り品位は普通紋銀の九八兌とせられるから、本論において今まで銀兩と稱してきたものを大體に紋銀品位で庫平をもつて測るものとすれば、上海銀一兩はそれより品位、重量において劣るものといはなければならぬ。しかして海關兩は關平(申漕平より稍重し)をもつて測り、品位は足銀とせらるるからいはゆる支那銀兩に比し價值において優るものである。故に右記錢文の數を從來の銀兩に對する錢文の數と相關連して見る場合にはほぼ兩者の中間數を採らねばならぬと思ふ。しかしてこれによつて同治から光緒時代を通じて、錢文の値が次第に昂騰してきたことを看取するのである。これは長髮賊の亂以來ますます制錢の減少を來たしたとと共に、この頃になれば支那も全く世界市價に動かされ、この間、世界市場における銀價の低落、銅價の昂貴にもよるものである。

錢價昂騰の結果、光緒二十三年西曆一八九七年江西道監察御史陳其璋が銅元三品の鼓鑄を奏請したがこれは實行にいたらなかつた。その後同二十六年西曆一九〇〇年におよんで兩廣總督李鴻章は英國の仙銅錢セント

に倣つて銅元を鑄造した。これ支那自身が銅元を鑄造した最初である。翌二十七年には、制錢缺乏して流通の數に敷かず、しかして廣東における銅元の成績良好なりといふので諭して沿岸各省にも鑄造を命じた。これらはいづれも當十文のものであつたが、光緒三十一年西曆一九〇五年の整頓國法章程には當二十、當十、當五、當二の四種の規定を定め、流通の便宜上、當十、當二十兩種を特に多く鑄造することとしてゐる。

これら銅元はその後鑄造流通次第に多く、つひに從來制錢の位置にかはらんとする勢はすでにこの時において現はれてゐた。

七 結 言

以上清朝時代における錢價の騰落を要略すればおほよそ次のごとくである。

一、順治のはじめより錢價は大體低落の傾向にあり、これが順治年間を通じさらに康熙のはじめ頃まで續いた。

二、少なくとも康熙十二年西曆一六七三年頃から錢價は逆にやや昂騰してきた。この傾向はこの後康熙

- 三十六年西曆一六九六年 少し前頃まで續いて銀一兩につき大體制錢八―九百文であつた。
- 三、康熙三十六年西曆一六九六年 頃からはまた錢價が下落しはじめ、おほよそ康熙五十六年西曆一七〇七年 前頃まで續いて、時には銀一兩制錢約一千四百文に準じたこともあつた。
- 四、康熙五十六年西曆一七〇七年 頃からは再び錢價が騰貴しはじめ、大體雍正のはじめ頃まで續いた。
- この間銀一兩につき制錢七百八十文乃至八百八十文くらゐであつた。
- 五、少なくとも雍正七年西曆一七二九年 頃からまた下落の傾向に向つたが、これは極めて一時的で、雍正十二年西曆一七三四年 頃からは舊に戻つて上昇してきた。
- 六、雍正末よりの上昇は大體乾隆二十八―九年西曆一七六三―一七六四年 頃まで續いた。この間銀一兩制錢八百文以下のこともあつたやうである。
- 七、乾隆二十八―九年西曆一七六三―一七六四年 頃からやうやく平價に復してさらに低落の方に向ひ、大體乾隆末年頃まで錢賤の傾向を辿つたのである。この間特殊の地方では時々銀一兩制錢千五百文に達したこともあるが、普通は千一百文から千二百文くらゐであつたやうである。
- 八、嘉慶元年西曆一七九六年 頃から平價に復し、以後は漸次逆に昂騰して、嘉慶二十年西曆一八一五年 頃まで續いた。

- 九、少なくとも嘉慶二十五年西曆一八二〇年 頃からまた錢價の下落を來たし、この下落はこの後道光に入りてやうやく甚だしく、つひに道光二十年西曆一八四〇年 前後にいたつて空前の大低落を示した。しかもその後なほ甚だしき下落の状態を續けて咸豐時代におよんだ。この間、道光十五―六年西曆一八三〇―一八三一年 頃には銀一兩制錢千三百乃至千五百文、道光十八―十九年頃には千六百乃至千七百文、道光二十五年西曆一八四五年 頃には約二千文乃至二千二―三百文、咸豐初年頃においても約二千文、時にはそれ以上であつた。
- 十、咸豐五―六年西曆一八五五―一八五六年 頃からやや恢復しはじめ銀一兩制錢千四―五百文くらゐになつた。この間財政上の理由および銅筋供給不充分のため一時當百等の大錢を鑄造しこれと銀との比價は六―七千文乃至二萬文にいたつた。
- 十一、同治年間西曆一八六二―一八七四年 から光緒年間西曆一八七五―一九〇八年 を通じて錢價は漸次昂騰して大約銀一兩制錢一千五―六百文から一千一―二百文くらゐであつた。因みに光緒二十六年西曆一九〇〇年 から、はじめ銅元が出現し、これが制錢を漸次驅逐してゆく形勢にあつた。

近世支那租税上における物納と錢納

一	概	説
二	錢	納
三	銀	納
四	漕	糧

一 概 説

貨幣經濟のまだ發達しなかつた時代には、地稅その他一切の公課が實物をもつて輸納せられたことはまことに當然のことで、東西の諸國みなその趣を一にするところである。支那においても大體に唐末にいたるまではこの實物納時代で、租稅はすべて粟麥布帛等實物をもつて納められた。まれに錢をもつて徵收した場合もあつたが、それはむしろ一時的もしくは例外的のことに屬し、本體は嚴然たる實物納であつたのである。唐初中葉の稅法たる租庸調を見ても、租は粟を、調は布帛を出すものであつた。

しかるに唐末からこの實物納に一大變化が起つてきた。すなはち實物納のほかに銅錢をもつて納める錢納が行はれるにいたつたのである。その先蹤をなすものは青苗錢法、ことに兩稅法の施行であつた。兩稅法は錢納をもつて正賦と認めたもので、この時から従來の實物納——その中心は糧納であつた——とともに錢糧といふことが租稅を意味するやうになつたのである。これ唐の

中葉以來銅錢の鑄造やうやく多きを加へたことと關係がある。

しかして宋元を経て明代中葉以後になると、この納法にまた一大變化が起つてきた。すなはち従來の錢糧にかへるに銀をもつてする銀納が行はれるにいたつたのである。この時期を劃するものは金花銀法ことに一條鞭法の施行であつた。銀納の事實はすでに宋代からあつたのであるが、その額は極めて少額にすぎず、且つもとより正賦としてのもではなかつた。金花銀法はこの銀をもつて正賦と認めはじめたはじめて、これより銀納の法漸次天下に風行し、つひに一條鞭法施行にいたつて地稅丁稅はもとより土貢方物にいたるまで、みな畝を計つて銀を徵することとなつたのである。これ明中葉以來多く銀鑛の開發が行はれ、且つ貿易によつて外國の銀が支那に流入したと關係があり、その裏面にはまた支那經濟の發達をも考へねばならぬのである。

清代もはじめはまた明の遺制を踏襲して、すべて賦稅は銀をもつて納むるを原則とし、實際にも専ら銀納が行はれた。後、銀の社會的需要多く納稅に専ら銀を徵するはその不足を來たすのみならず、徒らに銀價を昂騰せしめて民困を招くとの理由で、法令上銀・錢兼收といふことにしたが、實際にはなほ多く銀納が用ひられた。

以上唐末からは錢納、明末からは銀納と變化してきたのが支那納稅法の大勢であるが、この間

元代のみは特殊の時代であつてまた特殊の納法が行はれた。すなはち鈔納の法である。これ元がその幣制に鈔専用制度を立て、錢および銀の使用を禁止して、納稅にも鈔を用ひしめたからである。しかして鈔が紙幣でやはり金錢の一種であるかぎり、鈔納といへどもまた金錢納の一種と見ることができ、もつとも元が鈔納を許したのは、江南および江北の一部で、江北の大部においては専ら粟を輸せしめたのである。なほ鈔納については、明代にも鈔を發行したので錢・銀納のほか鈔納があつた。

さて、唐末から糧納のほかに錢納が起つたのであるが、二者が如何なる割合にて徵收されたかについては今日これを知ることができない。文獻には諸種の數字をあげてあるがこれは主として定額の規定であつて實際とは別物である。後に述ぶごとく保守的支那においては當時の實際に合せずとも、舊來の規定は容易にこれを變更する能はず、従つて實際上錢納多く糧納少なくともは定額の上においては糧額著しく大に、錢額著しく小に記録されるを普通とする。よつて我らは、ただ、特殊の政治的政策あるひは事情の存せざるかぎり、社會の一般的發達にともなつて錢納の部分漸次多く糧納の部分漸次減じたと推想するのほかないのである。

明末以來は金錢納でも錢納よりさらに進んだ銀納と變つたのであるから糧納がいよいよその影

を薄くしたと考へられるのであるが、しかも保守的なる支那にあつては賦税の本體なほ米麥にありとしてこれを本色と呼び、錢銀はこれを折色と呼んだ。従つて賦税の規定も多く糧數を記し、國家の會計においても、例へば明末萬曆六年の數は夏税米麥四百六十萬五千二百四十餘石、鈔五萬七千九百餘錠、絹二十萬六千餘匹、秋糧米二千二百三萬三千一百七十餘石、鈔二萬三千六百餘錠、馬草折銀三十五萬三千餘兩と記され、あたかも錢・銀納また存せざるがごとき觀を呈してゐるのである。萬曆九年^{西曆一五八一年}一條鞭法施行以來は銀納をもつて原則とし、清朝もまたこれを踏襲したから、これ以後銀數を記すこととなり、例へば清初順治十八年の天下會計は銀二千一百五十七萬六千六兩餘、糧六百四十七萬九千六十五石餘で、はじめてやや貨幣納糧納の關係を明らかにしてゐる。すなはち記録の上でもはや銀納が絶對的のものとなり、實物納が著しく減少してゐるのである。しかもここに記されたる糧納といへどもなほその實數にあらす實徵米麥の數はさらにこれより少額であつた。

しかして少額なりとはいへ清代にもなほこの實物糧納が存在し、これを漕糧と稱した。漕糧とは元來各州縣から實物納として中央に漕運する糧米の意で、實物納としてはこのほか地方に存留するものがあり、全體實物納から見れば漕糧はその一半にすぎなかつたのである。清代でも各州

縣には常平倉なる官倉があつて、漕糧のほか各州縣存留の米麥をここに儲積することになつてをり、漕糧必すしも實物徵收の全額ではないはずであるが、事實は米麥を徵してこれを常平倉に貯ふること極めて少なく、糧納はほとんどすなはち漕糧であつたのである。しかして清代の漕糧は時代と共にその額を減じ、とくに咸豐頃からは糧納全く跡を絶ち、ほとんど銀納のみになつたと考へられるのであるが、記録の上には清末光緒の末にいたるまでなほ漕糧の名目を存し、實際にも中央倉庫に糧米が送られた。支那賦税を論ずる者は、この漕米をもつてなほ實物租税としてゐるが、これは賦税ではなく全く別種のものであつた。

二 錢 納

租税の錢納は唐末より行はるるにいたつたのであるが、それ以前において錢納の事がなかつたのではない。例へば漢初の口錢のごとき一人一算すなはち百二十錢の人頭税を出し、桓帝の畝税歛錢のごとき毎畝十錢の附加田税を徵收したのである。北齊時代にも九等の戸を立てて、富者より錢を徵しまた粟帛のかはりに錢を輸するを許した。玄宗の時には籍外羨田逃戸自占者に丁税錢千

五百を課した。租調においても特定地方例へば揚州のごときは錢を徴した。しかもこれらはいむし
ろ一時的もしくは例外的のことに屬し、いまだもつて錢納と稱すべきほどのものではなかつた。

しかるに唐末代宗の大暦元年西曆七六六年に青苗錢法なるものが施された。これは國用の急によつて
秋收を待つことができず、春苗なほ青きとき畝を計つて税を徴するもので、従つて錢を徴せざる
をえず毎畝十五錢を課した。また地頭錢なるものをも課し毎畝二十錢を徴した。しかしてこれら
を通稱して青苗錢といつたのである。文獻通考の著者もいつてゐることく青苗錢法は實に穀帛に
かはるに錢をもつて輸税する先蹤であつた。

その後徳宗の建中元年西曆七八〇年宰相楊炎の議を用ひて兩税法なるものを施き、つひに錢をもつて
正賦となすにいたつた。兩税法とは租庸調が各人から均一の税を徴するに對し、貧富擔税力の差
によつてその税額を異にするもので、税法上よりいへば、近代各國のそれとその精神を一にする
ものである。しかしてその徴するものは錢をもつて原則とし、これを兩税法と稱するは春秋二季
において課税したからである。支那にてはこの後なほ諸種名目の税法が行はれたが、その精神に
おいてはいづれも兩税と異なるなく、いはば唐末の兩税法が今日におよんでゐると稱して差支へ
ないのである。

兩税法は錢納をもつて原則とするとはいへ、實際に徴したものはなほ穀あり帛あり、いはゆる金
錢、實物混納であつた。兩税施行直後の中央地方税額は、地方收入錢二千五十餘萬緡、米四百萬
斛、中央收入錢九百五十餘萬緡、米千六百餘萬斛であつたと傳へらる。この數ももとより悉く信
憑するわけにいかぬが、とにかく從來實物納を主とした支那としては著しき變化であることを認
めねばならぬ。

錢納の制についてはこの後幾多の議論があつた。例へば徳宗貞元中、宰相陸贄の上疏のごとき
これで、彼は兩税を釐革せんことを請ひ、民の作るもの粟帛なるにこれに取るもの錢なるは錢を
積むもの日にその贏を收め本業するもの日にその乏に苦しむといふのがその本旨であつた。かか
る議論は一般に支那學者の抱くところであつたが、しかも錢納の事は容易に止むべくもなかつ
た。穆宗の時には一時粟帛をもつて納めることになつたが、これも實行の程度は疑はしいもので
あつた。

五代をへて宋になるや税法はなほ兩税を用ひたが錢納をもつて原則とすることには弊害ありと
され、却つて糧納を原則とし錢絹等をもつてこれを折することにした。税則も夏税秋糧とて夏に
は少額の錢を秋には多額の糧を徴することに規定せられた。例へば江南地方においては田一畝夏

税錢四文、秋糧米八升といふがごときである。⁹⁶しかし規定上糧納の額多くとも實際徴收の場合これを錢に折すれば實徴はやはり錢納が多いわけで、宋代も規定の如何にかかはらず實際には錢納多かつたことそのしばしば折變の弊が論せられたことに徴して推想しうるのである。⁹⁷それ故宋太宗の至道末年^{西曆九七〇年}の國家收入として穀三千一百七十萬七千餘石、錢四百六十五萬六千餘貫、絹一百六十二萬五千餘匹等と記され、穀數著しく多きもこれ定額の數で、實際と全く別物であることと贅言をまたぬであらう。⁹⁸神宗熙寧年間^{西曆一〇六八年—一〇七七年}張方正の上疏には「農民皆な穀帛を轉變して現錢を輸納し、このため錢乏しくしてこれを錢荒といふ」といふことが見えてをり、なほ錢荒のことは司馬光も蘇軾もいつてゐる。⁹⁹顧炎武も明末銀納の起る以前は多く錢をもつて納められたと論じてゐる。¹⁰⁰宋代賦税が事實上錢納の部分多かつたことを知るべきである。

明代も大體に宋制を繼ぎ米麥をもつて本色とした。¹⁰¹従つて税則も多く糧額を記し、天下會計も明初洪武二十六年^{西曆一三三〇年}の數は、夏税米麥四百七十一萬餘石、錢鈔三萬九千餘錠、絹二十八萬八千餘匹、秋糧米二千四百七十二萬餘石、錢鈔五千餘錠、弘治十五年^{西曆一五〇二年}の數は、夏税米麥四百六十二萬餘石、鈔五萬六千餘錠、絹二十萬二千餘匹、秋糧米二千二百十六萬餘石、鈔二萬一千餘錠等、萬曆六年^{西曆一五七八年}の數は、夏税米麥四百六十萬餘石、鈔五萬七千餘錠、絹二十萬六千餘匹、

秋糧米二千二百三萬餘石、鈔二萬三千餘錠等と記され、糧額著しく大に錢納はまたこれを存せざるかの觀を呈してゐるが、これまた實相と別物であることいふまでもない。

すなはち、明初洪武九年^{西曆一三六六年}にはすでに天下の税糧は、これを銀・鈔・錢・絹をもつて代輸することを定め、米一石は銀一兩、錢千文、鈔十貫に、麥一石は米八斗に準じて折算すべきことを指定してゐるのである。¹⁰²同三十年にはその折價を改定して米一石を鈔二貫五百文に、米二十石を金一兩に、米四石を銀一兩に當つることとした。¹⁰³このとき錢の折價なきは従前に變るところなかつたためと思はる。折價はこの後もなほしばしば更改を見たが、要するにこれらは賦税の規定にかかはらず實際には金・錢・鈔等に折して徴收された證據にはかならぬのである。しかしてここに金と銀の折價を擧げてあるが、後に述ぶごとく當時金納の額は極めて少なく、銀納といへども明末まではいまだ多くなかつたので、折納は畢竟多く錢をもつてなされたと考へられるのである。但し、今日その錢納糧納の割合はこれを知ることができない。

明中葉後、ことに明末からは銀納が非常に多くなり、一條鞭法においては銀をもつて納むるを原則とするにいたつた。このため錢納といふことがよほど減じたやうで顧炎武も今民間輸官のものみな銀を用ふといつてゐる。¹⁰⁴

清朝でもなほ糧納をもつて本徴と稱したが、實際の徴收は明末以來の例に倣つて銀徴を原則とした。しかし間もなく銀の專徴では錢の壅滯を來たすにいたつたから、戸部の議言に従つて、順治十四年^{西曆一六〇年}に直省錢糧兼收銀錢之例なるものを發布し、銀七錢三の割をもつて銀・錢交納の例を開いた。これによつて再び強制的に錢納がやや復活を見た^⑤と考へられるのであるが、しかもかかる例を定めねばならぬほど當時銀納が普遍的で錢納がすたれてゐたことを知らねばならぬ。銀・錢交納のことはこの後大體にある程度まで行はれたのであるが、その銀・錢の割合がはたして七と三であつたかはすこぶる疑はしく、雍正十一年^{西曆一七三三年}の安徽巡撫徐本の奏上には民間の正賦おほむね銀をもつて納むることが見え、乾隆元年^{西曆一七三六年}には州縣の徴收が多く銀であるから錢に比して民これを重しとするをもつて、爾後銀一錢以上を收むるもの必ずしも錢を交へず、銀一錢以下のものはなほ舊例により銀・錢その便に従ふを許す例が出てゐる^⑥。

三 銀 納

賦税として銀が徴收されたことは唐代にもあつた。すなはち唐初諸國蕃戎の内附者を上、次、

下戸の三種に類ち上戸より丁税銀錢十文を、次戸よりは同じく五文を徴したのである。このほかなほ賦税ではないが土貢として諸州から少額ながら銀の上納があつた。唐の極く末年から五代にかけて湖南一帯を領した馬氏も丁税として銀を徴し、その額歲に二萬八千兩であつたといはる。湖南の徴銀はこの後宋の仁宗頃まで續いた。

宋代では早く太祖のとき諸州に令して民の租賦を受くるに金・銀の場合は「錢」すなはち匁をもつて計るべきことを定め、太宗の時には同じく兩をもつて計るべきことを定めてゐる。これ賦税が金・銀をもつて折納されるものであつた一證である。仁宗の詔には福建二廣の地は銀に易へて輸納することが見え、^⑦しかして神宗熙寧十年^{西曆一〇七七年}には銀納歲入二萬八千一百九十七兩、哲宗時代には約五萬七千兩の銀歲入があつた。

南渡後孝宗の時には温州處徽の四州水路通じがたきをもつて夏税秋糧共に銀をもつて輸納することが見え、光宗の時には今の税絹一折して錢となし再折して銀となす、銀いよいよ貴くして錢いよいよ得がたしとの議があつた。銀納のことやうやく多きを知るべきである。

明代は既述のごとく明初から天下の税糧を銀・鈔・錢・絹に折して納めることとしその折價をも定めてゐる。また坑冶の課として特に銀鑛には銀を課して納めしめた。洪武二十四年^{西曆一三九一年}には

その額二萬四千七百四十兩であつたが、宣德五年西曆一四三〇年には三十二萬二千九百九十七兩であつた。かくて銀による歳入漸次多きを加へて行つたが、これをその全歳入に比するときは宣德年間においてさへ銀納の部分なほ百分の一にすぎず、一般的に論じていまだほとんど銀納のことなしといふに近い有様であつた。

しかるにこれが英宗の頃から、非常に變つてきた。すなはち正統元年西曆一四三六年に南畿、浙江、江西、湖廣、福建、廣東、廣西各布政司中舟楫通せざる地方の米麥四百萬石を銀百萬兩に折して納めることとし、以つて永例となしたのである。この銀は京師承運庫に運んで金花銀と稱した。この金花銀法は銀をもつて正賦となしたはじめで、後述の一條鞭法と共にまことに支那税制上一時期を劃するところのものであつた。これより折銀の法天下に風行し、國家收むるところのもの多く銀をもつて主とした。日知録には折銀の後二三年ならずして水旱の災瀕りに起つたが、糧納なきをもつて救恤するをえず、糧を納むるものはこれを義民と稱したことが見えてゐる。但し、税制上はなほ糧納をもつて本體とし、萬曆六年西曆一五七八年の天下會計も既述のごとく夏税米麥四百六十萬餘石、鈔五百七千餘錠、絹二十萬六千餘匹、秋糧米麥二千二百三萬餘石、鈔二萬三千餘錠と會典に記され、實際銀納が全歳入の幾何を占めてゐたかは知るをえない。

神宗の萬曆九年西曆一五八一年からは一條鞭法なるものが施行された。一條鞭法とは從來田賦丁税その他力役・銀差・土貢・方物等各別に納税してゐたのを悉く併せて一條となし畝を計つて銀を徴するの法で、神宗以前にもかつて嘉靖年間に一時的に行れたことがあるが、神宗にいたつてこれを永例としたものである。ここに銀納の法全く定まり税率も糧と共に銀をもつて示さるるにいたつた。かくて日知録にはゆる相傳へて今にいたり國家收むるところの銀、またその米たるを知らざるの状態になつた。

清朝も萬曆の遺制を踏襲し、すべて賦税は銀をもつて納むるを原則とした。既述のごとく順治十四年銀錢兼收の例が出たが、なほ實際は多く銀をもつて納められた。いま會典所載の清代國家歳入定額をあぐれば次のごとくである。

順治十八年 西曆一六六四年

銀二千一百五十七萬六千餘兩

糧六百四十七萬九千餘石

康熙廿四年 西曆一六八五年

銀二千四百四十萬九千餘兩

糧四百三十三萬一千餘石

雍正二年	西曆一七二四年	銀二千六百三十六萬二千餘兩
		糧四百七十三萬一千餘石
乾隆十八年	西曆一七五三年	銀二千九百六十一萬一千餘兩
		糧八百四十萬六千餘石
嘉慶十七年	西曆一八一二	銀三千二百八十四萬五千餘兩
		糧四百三十五萬六千餘石

すなはち明末一條鞭法施行以前の記録と異なり、銀納の數を記して我らをしてやや銀納糧納の關係を明らかならしめてゐるのである。上記の數によるも例へば康熙時代米一石は約銀一兩であつたから、銀納糧納の割合は康熙二十四年において約六對一になつてをり、銀納がもはや絶對的に多いことを知るのである。しかも上記の數は國家歲入といふも實は地丁雜稅の總額で、國家全歲入としてはこのほか別に鹽課關稅等があり、これらは専ら銀をもつて徵收されたから、銀納糧納の比はさらにこれより大となるのである。鹽課關稅は清初より清末となるに従つて増大したのみならず、前掲糧納の額といへどもこれ定額の數にすぎず、實際にはなほ永折米、灰石米、減

徵米、民折官辦米等、銀に折して輸納するもの多く實徵米麥の數はこれより遙か少額であつた。

四漕糧

唐末以來錢納が行はれ、明末以來は貨幣納でも發達した銀納が一般的に行はれるやうになつたのであるが、これと共になほ實物納たる糧納が存在してゐたことは既述したところにより明らかである。

糧納されたる賦稅は一半を各州縣にとどめ一半を京師に運送してそれぞれ各州縣および中央の用にあてた。各州縣にとどめたものはいはゆる存留糧であり、中央に運送したものはいはゆる起運糧あるひは運漕糧、略して漕糧であつた。しかし漕糧の額は時代によつて大體に一定し明代でははば四百萬石を定額としてゐた。漕糧以外は地方存留糧である。故に金錢納發達して糧納の減少すると共に實際に減少したのは結局地方存留糧であつた。

清代漕糧の定額ははば明代と同じく、はじめは約四百二十萬石であつた。しかして既述の會典所載清代糧納の額からこの四百二十萬石を差引けば、康熙二十四年においては約十三萬石、雍正

二年においては約五十三萬石となり、いはばこれがほぼ清初の存留糧といふことになる。すなはち清代における存留糧はもはやほとんどいふに足らず糧納はすなはち漕糧であつたといへるのである。存留糧は各州縣の官倉すなはち常平倉に儲積されるのであるが、清代では常平倉米は州縣の經費を支辨するものでなく全く凶荒賑恤のためのものであり、且つ倉米缺空のことはしばしば發せられた常平儲積の詔によつても明らかである。このため銀を出して糧米を購入しこれを倉に貯へるといふのがほとんど各州縣の實狀で、このことはまた存留糧が極めて少なかつた證據にほかならぬ。これ清朝通典に本徴曰漕としてゐる所以であらう。

それ故乾隆十八年の糧納が漕糧定額を超えて八百四十萬六千餘石あつたといふのはすこぶる疑はしい。いな、乾隆會典によれば乾隆十八年の漕糧さへ定額に達せず、實徴三百四十萬石にすぎなかつたのである。

漕糧には米麥豆等があつたが、主たるものは米であつた。故に漕糧の義務を負ふものは産米の區すなはち江南諸省が主で清代では江蘇、浙江、安徽、江西、湖南、湖北、山東、河南の八省に限られた。中央に送るといふも清代では京倉および通州倉に送るもので、京倉に送るを正兌漕糧、通州倉に送るを改兌漕糧と稱した。正兌漕糧の定額は三百三十萬石で江蘇百十一萬餘石、浙江六十

萬石、安徽三十八萬石、江西四十萬石、湖南湖北共にそれぞれ十二萬餘石、山東二十八萬石、河南二十七萬石であつた。改兌漕糧の定額は七十萬石で江蘇九萬餘石、浙江三萬餘石、安徽二十萬餘石、江西十七萬石、山東九萬餘石、河南十一萬石で湖南湖北にはなかつた。このほか白糧として江蘇の蘇州、松江、常州、浙江の嘉興、湖州の五府から送るべき漕米があり蘇松常の定額十五萬石、嘉湖は六萬餘石であつた。以上合計して約四百二十萬石となりこれが清代漕糧の定額であつたのである。このうち江蘇の定額は合計百三十五萬石、浙江は七十萬石、安徽五十八萬石、江西五十七萬石で四省合計三百二十萬石、全額の四分の三以上を占めるのである。

漕糧はもと民運と稱し負擔者自身がこれを運んで中央倉庫に納めたのであるが、明の宣德年間から兌運の法として衛所の屯軍をしてこれを兌運せしむるにいたつた。すなはち負擔者自身運搬の勞を省くにいたつたのであるが、そのかはりこれらに要する一切の費用は漕糧に附加して徴收されることとなつた。贈貼銀米、漕耗銀米、輕齋易米折銀、官軍行月銀米等これで、後にはこれら附加税の方が正税たる漕糧よりも大なる負擔となつた。

それ故漕糧の義務あるものは同じ租税でも銀納のものに比べてその負擔すこぶる大であつた。ことに江浙地方は元來賦税高き上に漕糧の額また多かつただけその負擔は他省と懸絶してゐた。

故にこれら地方のものがしばしば漕糧をもつて銀に折せんことを請ひ、しかして折銀を許すのが朝廷の特恩であつた。乾隆間にはしばしばこの特恩があつた。一時的折銀ではなくてこれを永く定例としたのがいはゆる永折米で漕糧各省を通じて約三十六萬石であつた。永折米のほかにもなほ既述のごとく諸種改徵するものあり、それ故乾隆十八年の漕糧實徵が三百四十萬石で定額に達しなかつたのである。これら折銀改徵の額は乾隆以後いよいよ大となり、従つて實際徵糧の額はいよいよ減じて行つた。しかして道光ことに咸豐頃西曆一八五一年から一八六一年からは實際民に徵するもの悉く銀をもつてせられ、實物納たる糧納は全くなつたやうである。少なくとも光緒時代には全く銀をもつて徵收された。しかるに規定上にはなほ漕糧の目あり、ことに不思議なるは光緒會典事例に光緒十三年西曆一八七七年の實徵漕糧として正兌米二百四十七萬餘石、改兌米二十七萬餘石、白糧十七萬石、合計約二百九十萬石をあげてあることである。從來支那の賦税を論ずるものはこれをもつてなほ賦税の一種、しかも實物納としてゐるがこれはすこぶる疑はしい。私は咸豐以後の漕糧なるものはもはや賦税たる實物納ではなくて全く別種のものであつたと斷ずるものである。すなはち實際民に徵收するところは悉く銀をもつてするも、北方北京地方は元來食糧不足にしてことに米を産せず、しかも官吏軍人等上流米食のもの多きをもつて、これら需要者の便を圖り江南賦税

の銀をもつて改めて米を採買し、漕糧官運の名をもつて中央に送付したものにほかならぬのである。これをなほ漕糧といふは習慣によるだけのことで、實質は糧納租税でなく單なる國家の採買であつたのである。

これより翻つて考ふるときは、光緒咸豐以前の漕糧といへどもなほ果して眞に租税としての實物納であつたか疑はしい。石渠餘記には漕糧折徵の一として民折官辦なるものをあげ、官まづ税銀をもつて糧米を購運し、後その價に照らして民より銀を徵收する場合と、民まづ税銀を納めて後、官、糧米を辨運する場合とあつたことを述べてゐる。これいふまでもなく漕糧が官の採買であつて實物納にあらざることにはかならぬ。漕糧の民折官辦あるひは採買については、會典事例等によつても咸豐以前既に廣く行はれたことが見えてゐる。

私は貨幣經濟の發達した明清時代に純然たる實物納が存在したことをむしろ疑ふもので、漕糧はすなはち特種の必要より行つた一種の採買にすぎず、純粹なる租税そのものではなかつたと思ふのである。

(一) 前漢書惠帝紀注に漢律人一算、算百二十錢、唯買人與奴婢倍算とあり。なほ史記平準書には商人輜車に對する課税をあげ算すなはち糧錢をもつて徵收してゐる。

文獻通考卷二に漢桓帝延熹八年、初令郡國、有田者畝稅斂錢(畝十錢也)とあり、通考の著書は按章帝時、以穀費乃封錢、以布帛爲租、則錢帛蓋嘗迭用矣、此所謂畝稅斂錢、乃出於常賦三十取一之外、今所謂稅錢始此といつてゐる。
文獻通考卷二、北齊文宣天保八年の條に時始立九等之戶、富者稅其錢、貧者役其力とある。
文獻通考卷三、玄宗開元八年頒庸調法於天下の項に御史宇文融獻策、括籍外羨田逃戶自占者給復五年、每丁稅錢千五百とある。

同書開元十六年の條に先是揚州租調以錢と見えてゐる。

(二) 文獻通考卷三、代宗大歷元年詔に天下苗一畝稅錢十五(中略)以國用之急、不及秋、苗方青、則徵之、雖青苗、又有地頭錢、畝二十、通名青苗錢とあり、通考の著書は按以錢輸稅、而不以穀帛、以資力定稅、而不問身丁、人皆以爲行兩稅以後之弊、今觀此則由來久矣と述べてゐる。

(三) 同上、德宗の條に德宗時楊炎爲相、遂作兩稅法、夏輸無過六月、秋輸無過十一月、置兩稅使以總之、凡百役之費、先度其數而賦於人、量出制入、戶無主客、以見居爲簿、人無丁中、以貧富爲差、不居處而行商者、所在州縣稅三十之一(下略)とある。

(四) 同上、德宗の條

(五) 同上、德宗の條

(六) 同上、穆宗の條および會昌四年按語參照

(七) 江南通志卷六十七、田賦の條

(八) 文獻通考卷四、宋、太平興國二年の條

(九) 同上、大凡租稅有穀帛金鐵物產四類の條

(一〇) 顧炎武、日知錄卷十一、以錢爲賦の條

(二) 同上、銀の條に今民間輸官之物皆用銀而猶謂之錢糧、蓋承宋代之名、當時上下皆用錢也とある。

(三) 續文獻通考卷二明洪武十七年の條

(四) 同上、洪武二十六年の條、弘治十五年の條、萬曆六年の條、萬曆大明會典に記載の數も同様である。

(五) 同上、洪武九年の條に令天下稅糧以銀鈔錢絹代輸とあり、また戶部奏銀一兩錢千文鈔十貫、皆折輸米一石、小麥則減直十之二とある。

(六) 同上、洪武三十年の條

(七) 註一參照

(八) 清朝文獻通考卷十三錢幣考、順治十四年の條に定直省錢糧兼收銀錢之例、戶部議言直省徵納錢糧、多係收銀、見今錢多壅滯上下流通、請令銀錢兼收、以銀七錢三爲準、銀則盡數起解、其錢充存留之用、永爲定例、從之と見えてゐる。

(九) 同上、謹按の條に雍正十一年復以民間正賦概行交銀、經安徽巡撫徐本奏云々とあり、また、乾隆元年又以直隸所屬州縣徵收錢糧、多有以錢作銀、民間交錢比納銀爲數較重、特輸凡錢糧一錢以上者不必勒令交錢、一錢以下者仍照舊例、銀錢聽其自便とある。

(一〇) 唐六典卷三戶部尙書の條に凡諸國蕃戎內附者、亦定爲九等、四等已上爲上戶、七等已上爲次戶、八等已下爲下戶、上戶丁稅銀錢十文、次戶五文、下戶免之とある。文獻通考卷二田賦考には武德七年の條に同じことを蕃人內附者上戶丁稅錢十文、次戶五文、下戶免之とて普通の錢文のごとく書けるはいふまでもなく間違ひである。

(一一) 杜佑、通典卷六食貨典六參照

(一二) 續資治通鑑長編卷百二十、仁宗景祐四年の條、なほ唐宋時代における賦稅と銀については加藤博士、「唐宋時代に於ける金銀の研究」第五十五頁以下および二百二頁以下參照

- (三) 文獻通考卷四、宋太祖の條に令諸州受民租籍不得分毫合勺錢釐絲忽、錢必成文、絹帛成尺、粟成升、絲綿成兩、薪蒿成束、金銀成錢とある。又宋史食貨志上二賦稅、太宗雍熙九年の條に凡歲賦、穀以石計、錢以緡計、金銀絲帛以兩計云々とある。
- (四) 宋史仁宗紀に景祐二年詔諸路歲輸緡錢、福建二廣易以銀とある。日知錄卷十一銀の條にもこれを引いてある。
- (五) 文獻通考卷四、熙寧十年の條
- (六) 日知錄卷十一、銀の條所引、蘇轍元祐會計錄
- (七) 宋史食貨志上二賦稅、孝宗隆興二年の條、光宗紹熙元年の條。
- (八) 日知錄卷十一銀の條所引、明實錄の數、抗治の課についてはなほ萬曆大明會典參照
- (九) 續文獻通考卷二田賦、英宗正統元年の條、(上略)南畿浙江江西湖廣福建廣東廣西米麥共四百餘萬石、折銀百萬餘兩入內承運庫、謂之金花銀とある。しかして續通考の著者は、自正統初以金花銀入內庫、而折徵之例定、自是遂以銀爲正賦矣といつてゐる。
- (十) 日知錄卷十一銀の條に自折銀之後、不二三年、頗有水旱之災、而設法勸借、至千石以上以賑凶荒者、謂之義民とある。
- (十一) 續文獻通考卷二田賦、神宗萬曆九年通行一條鞭法の條に一條鞭法者總括一州縣之賦役、量地計丁、丁糧畢輸於官、一歲之役、官爲僉募、力差則其工食之費、量爲增減、銀差則計其交納之費、加以贈耗、凡額辦京庫歲需與存留供億諸費以及土貢方物悉併爲一條、皆計畝徵銀、折辦於官、立法頗爲簡便、嘉靖間數行數止(下略)とある。なほ明史食貨志參照
- (十二) 日知錄卷十一銀の條、自折銀之後、(中略)相傳至今、而國家所收之銀、不復知其爲米矣
- (十三) 清朝文獻通考卷一順治十八年の條、卷二康熙廿四年の條、卷三雍正二年の條、卷四乾隆十八年の條、および乾隆、嘉慶會典參照
- (十四) 王慶雲、石渠餘紀卷四、紀漕糧の條に(漕糧)折徵之目有四、一曰永折米、江蘇等省通折三十六萬石有奇(每石折銀八錢至五錢五分)、一曰灰石米、(略)(每石徵銀一兩六錢)二者本額糧而徵折色、一曰減徵、河南州縣有折徵於此、而酌撥代徵本色於彼者、以水次遠近別之、一曰民折官辦(後出)云々とある。

- (一) 光緒會典事例卷一百八十九—一百九十三、戶部積儲の條參照
- (二) 清朝通典卷七に本徵曰漕、漕有正糧、有雜糧、折徵者、始定以銀、繼則銀錢兼納とある。
- (三) 乾隆大清會典卷十三戶部漕運の條および乾隆會典則例卷四十一戶部漕運の條に十八年奏銷冊をもつてこれを計れば、正兌米、山東十有五萬七千餘石、河南八萬一千餘石、江蘇百有七萬六千餘石、安徽三十萬七千餘石、江西三十五萬一千餘石、浙江五十五萬餘石、湖北九萬四千餘石、湖南九萬五千餘石、改兌米、山東六萬九千餘石、河南三萬九千餘石、江蘇九萬二千餘石、安徽十有一萬八千餘石、江西十有五萬一千餘石、浙江二萬九千餘石、以上實徵正兌、改兌米、三百二十五萬二千餘石、白糧共實徵十萬石、小麥黑豆共實徵十萬餘石とあり全部合計約三百四十五萬石となる。
- (四) 乾隆會典卷十三、戶部漕運の條
- (五) 乾隆會典則例卷四十一、戶部漕運の條
- (六) 大明會典漕運、宣德四年および七年の條
- (七) 乾隆會典卷十三戶部漕運の條に漕糧經費として正耗、加耗、輕齎、船耗、席木、行糧、月糧、贈貼等の名目をあげ光緒會典事例卷百九十四—九十七にもほぼ同様の目をあげてゐる。
- (八) 乾隆會典則例卷四十一、戶部漕糧の條
- (九) 漕糧の折銀については光緒會典事例卷二百一漕糧改折の項および皇朝政典類纂卷五十七を參照。漕糧折銀のことは順治初年より行はれ時代を降るに従つて多くなつてゐる。道光五年諭に漕糧天庾正供、徵收本色、由來已久、改收折色、易滋弊端、所有江蘇、安徽、浙江、湖廣折漕一節、已降旨毋庸議とあつて江蘇、安徽、浙江、湖廣各省の漕米を銀納にせんとする議があつたものごとく、上諭はこれを禁止せんとして發せられたのであるが、これは却つて裏面折銀の真相を物語るもの

にほかならぬ。道光二十九年諭には前據李星沅、陸建瀛先後具奏、南漕改折、流弊易滋、諸多窒礙各等語云々とあつて漕糧が實際に折銀されてゐたことを述べてゐる。咸豐三年覆准には江蘇省各屬徵存漕米、其道途稍遠各州縣、每石變價折銀一兩要算、以照劃一とありまた同年議准には江西、湖南、湖北、安徽等省漕糧、因河道梗阻、折價解京抵放とある。しかししてまた同年の一議准には漕糧折銀解部、所需解費、即在貼運幫費之漕項内覈實支給、照地丁例、作正開銷といひ、さらに一議准には應解漕折銀數、及委員起程日期、先行報部查覈、其折解銀兩、分作兩起、頭起、限於來年正月、二起、限於三月、全數解部、逾限據實參辦として漕折徵銀の方法まで示してゐる。咸豐四年の奏准には江蘇省江淮等屬應徵咸豐三年漕糧、與安徽省一律易米解銀とあり、また、蘇松等屬の漕米につき、蘇省漕糧爲京倉支放大宗、原不准改行折色、既據該督撫等歷陳辦漕棘手情形、不能不爲變道、惟折漕銀兩專爲採買米糧之用とあつて漕糧最も多き江蘇省でも折徵を許すにいたつた。同年の又奏准に河南省應運上年漕糧、無粟米麥豆、按每石一兩二錢五分折銀報解とあり、同八年には湖北漕務章程を改定し、有漕州縣、向來本折兼收、今明定折價として各折價をあげてゐる。同治元年の奏准にはさらに河南省有漕州縣の折銀完解を許してゐる。同四年議准には江西省漕糧一律折收制錢、由官易銀解兌、每漕米一石、折收足錢三千文とあり、しかして同七年の議准には江西省漕米、軍興以後、每石折收銀一兩九錢、嗣因銀賤錢貴、改爲每石折收三千文と見え、江西の折銀が少なくとも軍興以來すなはち太平軍以來のことなるを知るべく、折銀はそれについて起つたものである。

要するに道光以來漕糧の折銀が非常に多くなつたものごとく、咸豐頃からは實際民に取るものは悉く銀又は錢をもつてせられたと考へられる。

(四三) 石渠餘記卷三直省歲入總數表には道光二十一年、二十二年、二十五年および二十九年直省歲入實徵總額をあげ地丁雜稅、鹽課、關稅の數を記せるがすべて銀兩をもつて記されて居る。

(四四) 清國行政法卷六、二十一—二十二頁および清國通商綜覽第一編四百四十八頁參照

(四四) 光緒會典事例卷百九十四額徵漕糧

(四五) 石渠餘記卷四紀漕糧に一日民折官辦、其制不同、有先動正項購運、而照價徵還者、有小戶折納、而後官爲辦運者とある

(四六) 民折官辦については光緒會典事例卷二百一漕糧改折の項および同上卷百八十八採買米石の條參照。漕糧改折の項に

乾隆二年覆准、(豫省)永城等十九州縣、離水次更遠、將額徵米豆折銀、令州縣選役赴水次、採買兌運、

乾隆四年諭、開海州及贛榆縣素不產米、漕糧皆採辦於鄰郡、

乾隆七年題准、江西省瀘溪縣折徵漕糧、向定折價八錢、不敷採買、嗣後每年八月借司庫存公銀、發該縣及時採買、按照買價

徵銀還項、

同年題准、湖北省通山當陽二縣、嗣後改徵折色、官爲採辦、每石連脚耗定價一兩二錢五分、

乾隆八年題准、江西省嘉定寶山二縣、應輸漕白二糧、向保折徵、官爲採辦、每年十月定價派徵、至十二月採買、時價長落不

一、難免贏縮參差、嗣後每年豫動庫項購買、

乾隆十四年題准、江西省涑陽縣完漕粟米、買自東省、陸運雜艱、嗣後准其採買種籼兌運、

同年題准、江西省壽國、旌德、太平、英山四縣漕糧、向保民折官辦、每年豫估派徵、官爲措銀墊辦、嗣後先動司庫銀、及時

採買兌運、採用過銀數、按米計算、照數徵收歸款、

乾隆廿六年議准、江蘇省清河、桃源、宿遷、沭陽四縣地不產米、嗣後照民折官辦之例、先動司庫銀兩、按照時價採辦、令民

輸銀還款、

乾隆卅六年議准、江蘇省阜甯縣產米無多、應令民折官辦、

嘉慶八年奏准、江蘇省泰興縣地不產米、不通舟楫、該縣額徵漕糧兵月等米、爲民折官辦、

嘉慶十八年咨准、安徽省甯國、旌德、太平、英山四縣漕糧、民折官辦、

道光三年定、安徽省甯國、旌德、太平三縣、民折官辦漕糧、於道光四年爲始、每年就附近產米地方、按照時價、於司庫正項

内、領銀採買、

道光四年奏准、江蘇省清河、桃源、宿遷、阜甯、海、贛、榆、津陽、嘉定、寶山等九州縣、並安徽省甯國、旌德、太平等三縣、民折官辦漕糧兵米、每年十月內、按產地時價詳定、

同年奏准、安徽省英山縣、並江西省瀘溪縣漕糧、亦准民折官辦、

咸豐元年諭、御史張祥晉奏江蘇新漕量地改收折色一摺、據稱太倉等屬各州縣、產米素少、民間向納折色銀兩、由地方官購

米兌交、請飭令毋庸購米、即將折色銀兩解部等語、

咸豐四年諭、基溥等所奏請將豫省漕糧折銀、作為採買之本等語、

同年奏准、江蘇省江淮等屬應徵咸豐三年漕糧、與安徽省一律、易米解銀、由官糶變、

同治七年奏准、江蘇省丹陽、金壇、溧陽三縣、被災較重、應徵錢漕……其餘全數易銀解司、以一半採買米石などを擧ぐ。

採買米石の條では雍正十年奏准、乾隆十年題准、嘉慶九年諭、同年奏准、十年諭、十一年定、十三年定、道光二十六年諭、同年奏准、二十七年奏准、咸豐元年定、四年奏准、十一年議准、同年奏准等參照

なほ江南通志卷六十八田賦には康熙九年奉旨、江南賦稅各項本色、責成布政司、每年於一月之前、確查時俱、據實估定、申報督撫咨部查核、一面徑行所屬州縣、昭估定時價、徵銀解交藩司、選委職官領銀採買物料、裝運解部と見えてゐる。

清代の耕地開墾

- 一 緒 言
- 二 順治時代における開墾
- 三 康熙時代における開墾
- 四 雍正および乾隆初期における開墾
- 五 乾隆末期および嘉慶時代における開墾
- 六 道光咸豐同治時代における開墾
- 七 光緒時代における開墾
- 八 民國時代における耕地面積と清朝時代における耕地面積
- 九 結 言

一 緒 言

清朝のはじめ順治十八年^{西曆一六六一年}の奏銷冊によると同年天下田土總計五百四十九萬三千五百七十六頃四十畝とある。この田土とは民田のことであるが、これに官莊屯田の數額を加へても六百萬頃には達せぬ。しかるに清朝末の光緒十三年^{西曆一八八七年}の奏銷冊によれば各省各城の田土合計九百一十一萬九千七百六十六頃六畝餘となつてゐて三百數十萬頃の増加を示してゐる。もし支那の統計が正しいものとすれば清朝時代を通じてこれだけの田畝が新たに開墾されたわけである。

しかるに從來支那の文獻に表はれた田畝統計なるものは、主として各地方政府が田賦收入を測定して中央送金あるひは送糧の標準としたいはゆる定額の合計であつて定額外の調査不行届あるひは隠蔽されたる耕地等は含まれてないのであるから、一畝の大いさの地方的差異を別としても奏銷冊の數額と實際その時の耕地面積とは全く別物なのである。それでもしこれらの統計を基として實際の耕地面積を求むるならよほどその前後の社會事情を考察しある種の判斷と考慮とを加

へねばならぬ。また荒地の開墾すなはち耕地面積の増加のごときもほぼ同様で單に奏銷冊に表はれた定額の差異をもつてその年間に新たに開墾された田畝數額と見ることはよほど危険なことがある。なんとすれば、新らしく王朝が建てられた當初においては全體諸事寛大であつて耕地であつても定額の中に入らなかつたものが、漸次年代を経ると共に調査查出が嚴重となつて新たに定額の中に加へられるがごとき、實際の耕地面積は不變であつて定額に變化を來たす場合もありうるからである。

本文では實際の耕地面積についてはこれを最後に推定することとし、まづ清朝各時代における田畝統計を吟味しつつ、その比較によつて荒地開墾の増加を調べることにした。

しかして清朝初期の耕地面積乃至は荒地開墾の状態を知るには、少なくとも明末に遡つて調べねばならぬ。これについては萬曆大明會典、明史、續文獻通考等により、清朝になつては東華錄、乾隆大清會典、嘉慶大清會典および會典事例、光緒大清會典及び會典事例、清朝文獻通考、清朝續文獻通考、その他清朝經世文編、同續編等によつた。實際にはなほ各府州縣志等をも参照すべきであるが、ここでは主として概説を述ぶるにとどめたため、各府州縣等小範圍の地方には觸れぬことにした。このほか邦文のもの歐文のものも参照したが書名は省略に従ふ。ただ近年支那政府の

經濟討論處から出された劉、陳二氏の「支那農田統計」[Statistics of Farm Land in China (Chinese Economic Journal, March, 1928)]をあげよう。これには嘉慶十七年^{西曆一八二二年}の奉天の田畝數二千三百三十萬六千九百九十畝とすべきを二百十三萬六千九百九十畝とする等その他數ヶ處の誤謬はあるが、民國三年^{西曆一九一四年}以後民國二十一年^{西曆一九二二年}にわたつて毎年支那農商部から發表された全國農田統計に對する吟味は割合に妥當と思はれ、この部分はこれを参照した點が多い。

二 順治時代における開墾

明末崇禎の時の天下土田の總數を見ると七百八十三萬七千五百二十四畝とあり、これに屯田官田の數額を合したとしてもあまりに少額で到底信憑するに足らぬ。崇禎時代はすでに天下困難の極で、匪賊横行各地離叛のためこの數字は單に中央にわかつただけの數額でもとより實數ではないからである。

それで今少しく遡つて萬曆時代を見る。すなはち萬曆七年の統計によると、天下土田の總數は七百一萬三千九百七十六頃二十八畝餘とある。この土田といふのは民田の意味で、このほか當時

の屯田の數六十四萬四千餘頃および官田の數額を加へると、耕地面積はおほよそ八百萬頃近くになる。

この數額ももとより實際既耕地を表はす數字とは考へられぬが、明末清初の混亂前登録された田畝總額として一標準となすに足るものであらう。しかるにこの後天下混亂し、いはゆる明清王朝の更迭となるのであるが、この間に田土の荒廢に歸したものがかなり多かつた。

清の世祖が入關して都を燕京に定めてより大いにこれら荒田の復活開墾を計つたので、その末年頃までには隨分再墾されたと思ふのであるが、既述のごとく順治十八年西曆一六六一年の奏銷冊によると、同年天下田土總計五百四十九萬三千五百七十六頃四十畝とあり、これに官莊屯田の數額を加へても六百萬頃以下にしかならぬ。

この差額約二百萬頃が大體に明末に拋棄され清初順治末年頃まで荒殘された田土數と見れば見られぬことはないが、これらはいづれも造冊いはゆる登記された田畝數字で、その場合明末のもはすでに明朝創業より長年月を経てをり、あまり隱匿できぬやうになつてゐるのに、清初のそれは創業忽々で割合に大まかなものだつたと考へられるから、實際にどれほどの荒地が出来たかこれのみによつてはわからぬ。ただ二百萬頃よりよほど少ない數額であることだけは推想に難か

らぬ。

順治元年西曆一六四四年直隸眞定の巡按衛周允の上奏に巡行各處極目荒涼、舊額錢糧尙難敷數、況地畝荒蕪、百姓流亡十居六七（下略）といひ、總河楊方輿は山東がまさに流寇の焚掠に遭つて地土荒蕪せることを述べてゐるが、流亡十に六七といつてもそれは直隸の一部分にすぎず、山東の荒蕪も極めて一部のことであつて、やはり實際荒廢の程度はわからぬ。

内務府官莊の土地は土地を帶有した直隸民人の來投入官したものでこれはもとより土地の荒廢にはなつてゐない。また宗室官員兵丁に給した八旗莊田の順治元年の上諭に我朝定都燕京、期於久遠、凡近京各州縣無主荒田、及前明皇親駙馬公侯伯內監歿於寇亂者、無主莊田甚多、爾部清釐、如本主尙存、及有子弟存者、量口給與、其餘盡分給東來諸王勳臣兵丁人等、蓋非利其土地、良以東來諸王勳臣兵丁人等無處安置、故不得已而取之、可令各府州縣滿漢分居、各理疆界、以杜異日爭端、今年從東先來諸王各官兵丁、及現在來京各部院官、著先撥給田園、其後至者、再酌量撥給とあつて近京の州縣無主の荒田および前明宗室臣下の無主の莊田は大體に盛京から扈從してきた宗室以下八旗官兵に分給したのであるから所有關係は變つてゐるがこの部分もあまり荒廢には歸さなかつたわけである。

直隸および各省各州縣衛所の荒地についても順治元年の議准には、州縣衛所荒地無主者分給流民及官兵屯種、有主者令原主開墾、官給牛具籽種、とて荒地屯積開墾例を定めてゐる。故に明末各州縣衛所の土地の荒廢に歸した部分もこれによつて救はれるはずである。これは嘉慶會典事例の文であるが、清朝文獻通考には上文の次になほ三年起科の一句がある。これは會典事例でただ省いたにすぎぬのであるが、通考の著者は翌順治二年に準新墾荒地免租稅一年、とある(清朝文獻通考卷一)ことからこの三年起科につき、查係向來熟糧令一年後供賦、蓋三年起科者原荒地、一年後供賦者、原熟拋荒之田也と説明してゐる。もしこの説を是とすれば、同年の議准にいふ荒地とは明清更迭の際に出來た原熟拋荒の田ではなくて全く未開墾の地の意味になり、逆に考ふれば全然未墾の地を開かねばならなかつたほど原熟拋荒の地が少なかつたといふことにもなるが、これは少々疑はしい。なんとすれば、順治元年の議准に主ある者は原主をして開墾せしむとあるは、いふまでもなく拋荒地開墾の意味であり、従つて流民および官兵の屯積する無主の地とは原主の死亡または不明の地と解してやはり拋荒地と見る方が穩當と思はれるからである。實際拋荒地開墾の場合でも、三年起科の例は從來の歴史において澤山あり、甚だしきは五年起科の例さへある。三年起科と一年起科とを區別するは一方がただ州縣衛所の荒地なるがためと思はる。

以上のごとく明清更迭の際に出來た土地はそのある部分は、あるひは漢人に、あるひは清人に、その所有關係こそ異つたが再び開墾されることになつてをて、入關當初乃至は順治年間を通じて實際に原熟拋荒の地として残つたのはこれら以外の地であるが、やはりその畝數は明らかにしがたい。

それはとにかくとして原熟拋荒の地なると全然未墾の地なるとに論なく、明清更迭の際に荒廢され、あるひは滿洲族入關のために逃民ができたので、これらに業を與へるためにも荒地の開墾といふことが必要であつた。

順治六年西曆一六四九年には凡地方官招待各處逃民、不論原籍偏入保甲開墾荒田、給以印信執照、永遠爲業、三年後有司觀察成熟畝數、撫按勘實奏請徵糧、不得預徵私派、州縣以勸墾之多寡爲優劣、道府以督催之勤惰爲殿最と定めて大いに開墾の獎勵をなしてゐる。順治九年西曆一六五二年の議准には陝西荒地、酌調歩兵、給發牛具籽種、開墾屯田とあり、同じく四川荒地、官給牛種、聽兵民開墾云々とある。

順治十三年西曆一六五六年の題准には山東無主荒地、每五里設一官莊、借給資本、三年償還後照熟地例起科、さらに順治十五年西曆一六五八年には各省荒地、督撫一年內開墾二千頃至八千頃以上、道府開墾一

千頃至六千頃以上、州縣開墾一百頃至六百頃以上、衛所開墾五十頃至二百頃以上、分別予叙、不准以三三年墾數合算、とて督撫以下州縣衛所にいたるまで一定額數以上開墾の場合には議敘するの獎勵法を規定してゐる。

かくて順治初年入關當初に較ぶれば、その未墾の田たると原熟抛荒の田たるとに論なく、畿甸および各省の開墾はかなり行はれたことと思はれる。

清朝で天下田土の面積がやや正確に調査記載されたのは、既述の順治十八年西曆一六一六年の奏銷冊からで、同年における天下田土の總計五百四十九萬三千五百七十六頃四十畝の内譯は次のごとくであつた。

省名	田畝數(單位頃)	省名	田畝數(單位頃)
直隸	四九、七二	奉天	六〇九
江南	九三、四九	山西	四〇七、七一
山東	七二、三六	河南	三三、四三
陝西	三三、二五	浙江	四五、二六
江西	四四、三三	湖廣	七九、三三
四川	一一、八三	福建	一〇、四七

廣東	二五、六九	廣西	五、六六
雲南	五、二五	貴州	一〇、七三

これには内務府官莊、屯田、學田、藉田、祭田等の官有地および八旗官莊等の畝數は含まれてないから、當時の耕地總面積を求むるには、天下田土の總計にこれら官有地および私有に準ずべき土地を加へなければならぬ。

そこで民田以外の土地が合計幾何あつたかを知る必要があるがこれも確數はわからぬ。しかしただ大して大きな數でなかつたことは、この後の乾隆會典の記載に徴して明らかである。同會典によれば、内務府官莊の内の皇莊は一萬三千二百七十二頃八十畝、納銀莊は五千七百四十八頃三十畝で合計一萬九千二十一頃十畝になつてゐる。この中納銀莊は順治初年からあり、且つみな直隸にあるが、皇莊の方は乾隆にいたるまでよほど増加したもので、莊數七百八十三莊のうち、直隸にあるもの三百二十二莊で他は盛京、山海關外、喜峯口古北口外、歸化城等にある。次に八旗莊田のうちの宗室莊田は通計一萬三千三百三十八頃餘、官兵莊田十四萬百二十八頃七十一畝餘で合計十五萬三千四百六十六頃七十一畝となつてゐる。屯田については雍正二年西曆一七二四年の總計があつて合計三十九萬四千五百二十七頃となつてゐる。これも雍正にいたるまでよほど開墾増加され

たものであることいふまでもない。このほか學田等があるが、これは極めて少ないものである。それで確数はわからぬがこれら雍正および乾隆の田畝數から見れば、民田以外の土地は順治十八年^{西曆一六六一年}頃には多くとも二三十萬頃を出ることはないと思はれる。これを先の民田の畝數に合すれば、順治十八年頃支那の登録耕地總面積は約五百七十萬頃乃至五百八十萬頃くらゐとなる。この數字は明末萬曆時代の田畝總計に比してよほど少ないが、それ故に荒地が非常に多かつたと見るわけにいかぬことすでに一言した通りである。しかして實際當時の耕地面積が如何ほどあつたかわからぬが、この數額よりもよほど大であつたことは事實であらう。

さて右表に現はれたところでは、最も耕地の多いのが江南省の約九十五萬頃、次が湖廣省の約八十萬頃、山東省の約七十四萬頃、最も少ないのが奉天の六百餘頃で、假りに幾何かの官莊地等を加へたとしても、ほとんどいふに足らぬほどのものである。なほ貴州、四川、雲南、廣西、福建の各省もまた甚だ少ない。

ここで先の明末の各地方別の田土數額を見る必要がある。すなはち萬曆大明會典によつて天下田土の數七百一萬三千九百七十六頃二十八畝の十二布政使および直隸府州の所屬内譯を示せば次のごとくになつてゐる。

地名	田畝數(頃)	地名	田畝數(頃)
浙江	四六六、九六九	江西	四〇一、一五二
湖廣	二、三六、一九九	福建	一四四、三三五
山東	六二七、四九九	山西	三三八、〇三九
河南	七四一、五九九	陝西	二九二、九三三
四川	一三四、八七〇	廣東	一五六、八六五
廣西	九四、〇二〇	雲南	一七、九三三
貴州	五、一六六	應天	六九、四〇五
蘇州府	九二、九九九	松江府	四三、四七七
常州府	六四、二五五	鎮江府	三三、八七
廬州府	六、三九九	鳳陽府	六、一九二
淮安府	三〇、八六六	揚州府	六、〇八四
徽州府	二五、四七八	寧國府	三、三三〇
池州府	九、〇八九	太平府	二、八七〇
安慶府	三、九〇五	廣德州	三、三三三
徐州	二〇、一七	滁州	二、八〇九
和州	六、三三五	順天府	九、五三二

永平府	一八、三三九	保定府	九七、〇九五
河間府	八、八七三	眞定府	一〇三、六七五
順德府	一四、二四四	廣平府	二〇、二二六
大名府	五、一六六	延慶州	一、〇〇九
保安州	三、四		

右表の内、×印の應天府、蘇州府、松江府、常州府、鎮江府、淮安府、揚州府、徐州は大體今日の江蘇省の管轄區域に當り、○印の廬州府、鳳陽府、徽州府、寧國府、池州府、太平府、安慶府、廣德州、滁州、和州は大體今日の安徽省の管轄區域に當るものであつて、明代はこの二つを合して南直隸とし、清初は江南省としてゐたものである。順天府以下永平府、保定府、何間府、眞定府、順德府、廣平府、大名府、延慶州、保安州は大體近年まで直隸省と呼ばれたものの管轄區域であつて、明初は北平布政使に屬し、成祖以後は北直隸と呼んだところのものである。

二表を比較して見ると、まづ直隸省については萬曆時代北直隸の田土合計大約五十萬頃ばかりとなつてゐるから、順治時代のそれに比すると約四—五萬頃多い。しかしこれは清朝では内務府官莊、八旗莊園等が主として直隸に多かつたもので、一概に順治時代直隸地方に荒田があつたともいへない。奉天は田土數極めて少なく萬曆の方でなくともほとんど問題にならぬ。今の江蘇省

および安徽省すなはち清初の江南省については、萬曆の方では合計大約七十八萬頃ばかりとなり、順治の九十五萬頃餘に比して十七—八萬頃不足なのは、萬曆より清初にかけて江南が開墾されたかもしくは登録されたかである。山西、山東、陝西、雲南、貴州等についても清朝の方が多くなつてゐる。浙江、江西等も兩者ほぼ同額である。

福建廣西については萬曆の方がや多く、今の湖北湖南すなはち明清時代の湖廣および、河南、四川の三省においては萬曆より順治の方が激減してゐる。すなはち湖廣において約四十萬頃、河南において約三十五萬頃、四川において約十一萬頃を減じてゐるので、萬曆と順治との天下田土の差異はほとんど全くこれからきてゐるといつてよい。しかしこれも實際にこれだけが荒廢に歸したか疑はしく、清朝は創業に際し厳しく賦課地を詮議せず、官吏、人民これに乗じて隱蔽を行つた土地もかなりあつたやうである。敢へて湖廣、河南のことは限らぬが、順治三年西曆一六四六年の上諭にも國計民生首重財賦、明季私徵濫派、民不聊生、朕救民水火、蠲者蠲、革者革、庶幾輕徭薄賦與民休息、而兵火之後、多籍口方冊無存增減任意、此皆貪墨官胥害惡、已而去籍、使朝廷德意無由下究（下略）と見えてゐる。

順治十二年西曆一六五五年の題准に、各邊口内曠土、聽兵墾移、不得往口外開墾牧地、とて各邊口内

の曠土開墾を許してゐるのも、支那本部内におけるいはゆる原熟抛荒地なるものが割に少なかった一證ではなからうか。なほ湖廣すなはち湖南、湖北の統計はこの時と限らず民國になつても怪しい點が多く増減が甚だしいのである。

かくて記録の上では萬曆と順治末年とは田畝數において順治の方が大分少なく、また、順治年間に出了た開墾地例の内容句調を見ると、たしかに荒廢地がかなり存したやうに思はれるが、しかし實情は必ずしも然らず、順治十五年^{西曆一六五八年}の開墾獎勵官吏議敘のごときも、見やうによつては未登録地の登録獎勵法であつたのである。

三 康熙時代における開墾

順治十八年の翌年が康熙元年^{西曆一六六二年}だが、これ以後も清朝は盛んに耕地開墾の獎勵をなしてゐる。すなはち康熙二年には地方官開墾勸懲の例を申明し凡督撫道府州縣勸墾多者、照順治十五年議叙之例、州縣衛所荒地一年內全無開墾者、令督撫題考、其已墾而復荒者、削去各官開墾時所得加級紀錄、仍限二年督令開墾限內不完者分別降罰、^(中)以各省開墾甚多、自康熙二年爲始

限五年墾完、如六年之後、察出荒蕪尙多、將督撫以下分別議處^(略)と嚴令してゐる。しかしこれも清朝が租税を多く徴收せんため、實際は耕地だが未登録で荒地とされてゐる土地の登録獎勵とも考へられるので、各省がなほ多く荒地を存してゐたかどうかは疑問である。清朝文獻通考の著者はこれを是時海内和平、人民未盡復業、汗萊之未闢者尙多とし、かくてしばしば地方有司に詔して招徠墾治せしめ、並びに勸懲之例を定めたので、一時大吏は開墾をもつて功となしたといつてゐるが果してどうか。

この頃開墾の登録されたものは、順治十八年直隸において一千三百二十九頃餘、湖南において二千八百九十頃餘、康熙二年湖廣において千四百八頃餘、康熙三年湖南において千五百二十二頃餘、湖北において八百七頃餘、雲南において三千六百五十九頃餘、康熙四年湖南において三千百三十三頃餘、河南において一萬九千三百六十一頃、貴州において一萬二千九頃餘、湖北において四千七百三十九頃、康熙五年河南において六千六百八十餘頃、江西において五千六百七十頃餘、湖廣において四千六百餘頃、山東において三千二百三十餘頃、湖南において三千百九十頃餘、康熙七年山東において百二十二頃餘、康熙九年廣東において一萬七百四十六頃餘あつた。

これらみなが然りとはいはぬが、中には前述のすでに耕地であつて隠匿登録されなかつたもの

も多かつたであらう。康熙四年^{西曆一六六五年}の令には直省田地荒熟相間、恐有隱占として丈量を命じ、康熙七年にも官員の私派隱蔽を嚴飭してゐる。また、開墾の獎勵加賞等があるので、官吏など情を知つて私徴してゐたものが新開墾地として届け出でたのである。しかし湖廣、四川その他に荒地もなほ實際にあつたことは事實であらう。康熙四年の令には湖廣歸州房縣諸處民、歸故業、酌給牛種銀^(下略)とあり、同十年^{西曆一六七二年}には浙江溫衢處三府屬官兵、開墾荒田三年後起科者、改照山東兵丁墾荒之例、再寬限一年起科、以地老荒收薄贍口不敷故也と定め、同年川湖總督蔡毓榮の蜀省有可耕之田而無耕田之民といへるがごときこれである。

更に康熙十二年^{西曆一六七三年}の諭には現行墾荒定例、俱限六年起科、朕思小民拮据開荒物力艱難、恐催科期迫、反致失業、朕心深爲軫念、嗣後各省開墾荒地、俱再加寬限通計十年、方行起科とあるがごときは、開墾獎勵の目的が必ずしも起科にあらざることを明らかにしたもので、また、各省なほ實際に拮据物力艱難な荒田があつたと思はれる。康熙十四年^{西曆一六七五年}の覆准にも江南浙江江西、有田存丁絶、及田多丁稀者、招商里甲之戶丁耕種、承納錢糧とあり、同二十二年^{西曆一六八三年}の覆准には免徵暫荒田地、俟百姓歸耕之年起科とある。

かくて康熙大清會典所載の康熙廿四年^{西曆一六八五年}の奏銷實數によれば、同年の天下民田總計六百七

萬八千四百三十一頃一畝餘でその内譯は次のごとくである。

省名	田畝數(頃)	省名	田畝數(頃)
直隸	五四、四四	奉天	三、二七
江南	六七、一五	江南	三五、二五
山西	四五、三三	山東	九三、二六
河南	五七、二六	陝西	二九、二四
甘肅	一〇三、〇七	浙江	四八、五五
江西	四五、六〇	湖廣	五四、四八
湖廣	三六、九三	湖北	一七、二六一
福建	一一、九五	四川	三〇、三三
廣西	七、〇四	廣東	三〇、三三
貴州	九、九七	雲南	六四、八七

すなはち山東、河南等において著しく殖え直隸、江南、廣東等において相當増してゐる。これを先の順治十八年^{西曆一六六一}の奏銷實數に較べると、二十四ヶ年ばかりの間に五十八萬四千八百五十三頃六十一畝の田土を増してゐる。

當時の耕地面積はこれになほ官莊、屯田の數額を加ふるを要すること順治十八年の場合と同様

で、合計大約六百三四十萬頃となるが、この數字がまた當時の實際耕地面積よりも少ないことはやはり順治の場合と同様であらう。かく奏銷田畝數が實數と符せぬものであつても、順治十八年の頃に比して相當の田畝が増加してゐることは認めねばならぬ。

康熙二十六年^{西曆一六八七年}には盛京地方曠土甚多、令發遣之人屯種^一とて奉天の開墾を試み、同二十九年^{西曆一六九〇年}の議准には川省荒地甚多、流寓之人、情願在川居住墾荒者、將地畝永給爲業とて四川に荒地多きをいひ、同三十二年^{西曆一六九三年}の議准には招徠西安等處流民復業、每戶給牛一頭並犁具銀共五兩、穀種銀三兩、僱覓人工銀二兩^(下)とて陝西の招民開墾をいつてゐる。さらに康熙四十三年^{西曆一七〇四年}の覆准には天津附近荒地開墾萬畝、以爲永田、將江南閩粵等處水耕之人、出示招徠安插、計口授田、給予牛種限年起科とて天津附近の開墾をいひ、翌四十四年には湖廣湖北の荒地開墾につき規定してゐる。康熙四十六年^{西曆一七〇七年}には閩省蕩平二十餘年、民人俱已復業、其未墾拋荒地二千六百餘頃、至今尙未足額^(下)とて福建省開墾の期限を定め、また、この頃四川には未墾荒地がなほ多かつたため、湖廣の民人にして四川へ開墾に出掛けるもの甚だ多かつたことは同五十一年の上諭に見えてゐる。山東の民人が國外に出掛けることも同年の諭に見えてゐる。御史段曦は川省自明季兵燹之後、地廣人稀、本朝平定以來、雖屢經清查增報、而康熙四十九年

現徵錢糧、甫及原額十分之一、且以撫臣之近日加意催查、增至三萬六千余兩、亦不過增見糧十分之一耳とて四川が明季兵燹後今に至つてなほ荒田恢復せず、租稅の點からいへば原額の十分の一にすぎず、近來撫臣の大いに意を加ふるあるもまた現額徵糧の十分の一にすぎぬといつてゐる。租稅で實際耕地面積は推し計られぬが、とにかく四川に荒地の多かつたことは認めねばならぬ。康熙五十五年^{西曆一七一六年}には、尙書富寧安等が甘肅の肅州に往つて、その以北地方に開墾すべき地の多きことをいひ、これが開墾法を講じてゐる。

雍正元年^{西曆一七二三年}の上諭には口外地方遼闊、開墾田地甚多、將京城無產業兵丁、移駐於彼、殊爲有益とて、在京八旗等八百名を熱河、喀喇河屯等に遣して開墾せしめてゐる。

かくて雍正二年^{西曆一七二四年}の奏銷冊によれば、同年天下民田合計六百八十三萬七千九百十四頃二十七畝餘でその内譯は次のごとくである。

地名	田畝數(頃)	地名	田畝數(頃)
順天府	六、四〇五	廣東	三二、四七四
奉天	五、八〇六	雲南	六四、二四
安徽	三九、九六	直隸	五五七、四九二